

# 檜葉町第3期障がい者計画

## 第7期障がい福祉計画

### 第3期障がい児福祉計画

みんなで支え合い 幸せを実感できるまち

～みんながよろこびやつながりを感じながら

安心して暮らせるまちならは～



令和6年3月

檜 葉 町



**「檜葉町第3期障がい者計画(中間評価)・  
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画」  
の策定にあたって**

東日本大震災及び東京電力福島第1原子力発電所事故の発生から13年の月日が経過しました。檜葉町では国の避難指示に伴い、全町民が町外での避難生活を余儀なくされましたが、平成27年9月に避難指示が解除されて以降、当町は「新生ならば」に向かって着実に復興の歩みを続けています。



近年、障がいのある方を取り巻く制度や法律は、大きな転換期を迎えています。平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」において、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生の実現に向けて、支援等の提供体制の強化が図られました。さらに障害者総合支援法は、平成30年4月に社会福祉法や児童福祉法等と共に改正され、障がいのある方の社会参加をさらに促進し、様々な場面で活躍を支援しながら共生社会を実現していくことが求められ、「生活」と「就労」に対する支援の一層の充実が図られました。また、障がいのある子どもへの支援ニーズにきめ細やかに対応するためのサービスの見直しを図られました。

このような中、本計画では、上位計画となる第4次檜葉町地域福祉計画と同様の基本理念「みんなで 支え合い 幸せを実感できるまち」を掲げ、地域住民、福祉関係者、行政などの協働により、地域共生社会の実現に向け、全世代対応型の包括的支援体制の強化等により、障がいのある方も生きがいを持ち、まちづくりの一員として地域で安心した生活を送ることができるよう、障がい福祉施策の推進に取り組んでまいります。

結びに、震災以降多くの方々の支援に感謝を申し上げますとともに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました策定委員の皆様には厚く御礼申し上げます。町民の皆様は障がい福祉及び地域福祉に対するより一層のご理解とご支援をお願いいたします。

令和6年3月

檜葉町長 松本 幸英

# 目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の位置づけと性格	2
3. 計画期間	3
4. 第3期障がい者計画中間評価(令和3年度～令和5年度)	4
5. 計画の策定について	9
6. 計画の推進について	10
(1) 檜葉町地域共生ケア会議(檜葉町地域包括ケア推進体制)	10
(2) 双葉地方地域自立支援協議会	11
(3) P D C A サイクルによる進捗管理	11
第2章 現状と課題	13
1. 人口及び手帳所持者の推移	13
(1) 避難指示解除後の町内の状況	13
(2) 手帳所持者の推移	14
2. 障がい者を取り巻く状況	19
(1) 人口の推移	19
3. 住民アンケート結果	20
(1) 帰町の意向と地域生活のための支援について	20
(2) 生活上での介助・支援の状況について	23
(3) 相談支援体制と情報提供について	26
(4) 就労支援体制について	29
(5) 権利擁護・災害時の避難・今後の暮らしについて	31
(6) 障がい児の子育て等について	35
4. 計画策定における課題	37
(1) 各調査結果・施策評価からみられる現状・課題	37
(2) 高齢者・障がい者共通課題の整理	38
第3章 檜葉町の障がい者施策の方向	39
1. 基本理念	39
2. 施策の体系 第3期障がい者計画	40
第4章 障がい者福祉施策の推進	41
基本目標1 みんなで助け合い支え合う仕組みがあるまちづくり	41
重点施策1 誰もが相談できる支援体制の強化・充実	41
(1) 総合相談窓口の充実	41
(2) 地域包括支援センターの機能の充実	42
(3) 相談支援事業所等の強化	43

重点施策2 誰もが支援を選択し利用できる支援体制の強化.....	45
(4) 地域共生ケア会議の充実 .....	45
(5) 障がい児支援体制の整備 .....	47
(6) 権利擁護の推進 .....	48
(7) 在宅生活を支えるサービスの充実 .....	50
(8) 法人間の協働・連携.....	51
(9) 福祉施設・サービス等の柔軟な活用の検討 .....	52
(10) 健康づくりの充実・推進.....	53
(11) 地域生活の継続と施設入所者等の地域生活への移行 .....	54
<b>基本目標2 みんなが参加しやすくてつながりが持てるまちづくり.....</b>	<b>56</b>
重点施策3 誰もが活動・参加できる機会の充実 .....	56
(12) ワーキンググループの効果的運用.....	56
(13) 就労の場・収入機会の開拓 .....	57
(14) 誰もが参加しやすい集いの場の推進 .....	58
(15) 福祉人材の育成・確保 .....	59
(16) ボランティア活動の推進・強化 .....	60
(17) 活動をととした心身の充実.....	61
<b>基本目標3 みんなが安心して共に暮らせるまちづくり.....</b>	<b>62</b>
重点施策4 つながりが持てる地域づくり .....	62
(18) 継続可能な地域包括ケアシステムの推進.....	62
(19) 在宅医療介護福祉連携の推進 .....	63
(20) 支え合い活動（見守り）の充実 .....	64
(21) 支え合い町づくり推進機能の仕組みづくり .....	65
(22) 災害や感染症対策に係る体制整備.....	66
(23) 地域における普及啓発の実施 .....	67
<b>第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの推進 .....</b>	<b>69</b>
<b>1. 第7期障がい福祉計画 .....</b>	<b>69</b>
(1) 基本指針の見直し .....	69
(2) 障がい福祉サービスの成果目標の設定.....	71
(3) 障がい福祉サービス等の全体像.....	77
(4) 障がい福祉サービスの見込み量と確保策 .....	78
<b>2. 第3期障がい児福祉計画 .....</b>	<b>88</b>
(1) 多様なニーズに対応するための障がい児福祉サービスの推進 .....	88
(2) 障がい福祉サービスの成果目標の設定.....	89
(3) 障がい児福祉サービスの全体像.....	91
(4) 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策 .....	92
<b>資料編.....</b>	<b>94</b>
<b>檜葉町障害者福祉計画策定委員会設置要綱.....</b>	<b>94</b>
<b>檜葉町障害者福祉計画策定委員会委員名簿.....</b>	<b>95</b>
<b>檜葉町第3期障がい者計画等の策定経過.....</b>	<b>96</b>

障害の「害」という漢字のマイナスなイメージから、不快感を持つ方々の心情に配慮するため、本計画では法律用語、固有名称を除いて「障がい」と表記しています。

## 第1章 計画の策定にあたって

---



# 第1章 計画の策定にあたって

## 1. 計画策定の背景

人口の減少が進む我が国では、超高齢化社会への進行が加速しています。このことは、障がい者の高齢化に加え、高齢になってから障がいになる人の増加、障がいの重度化、障がい者を支える家族の高齢化等、多くの問題を顕在化させています。その他にも、医療的ケアを必要とする重度障がい者等及び精神障がい者の地域移行の支援や成年後見制度も含めた意思決定支援等の障がい者施策に関する課題も大きくクローズアップされています。

国の取組では、平成25年4月に施行された「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）において、制度の谷間のない支援を目指すとともに、地域社会における共生や社会的障壁の除去を図ることを目的とする基本理念を掲げています。

平成25年に成立した「障害者雇用促進法」と「障害者差別解消法」については平成28年から施行されており、経済的自立の支援にむけた具体的な取組が進みつつあるのと同時に、過重な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くための合理的な配慮を行わなければならないと定められています。

また、国の障害者基本計画（第5次計画）が令和5年3月に閣議決定され、障がいを持った方が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援することや、障がいを持つ方の社会参加を制約する社会的障壁を除去することをさらに推進すべきと示されています。

加えて、福祉分野においては「共生社会の実現」も目指すべき事項として、障害者総合支援法及び児童福祉法、社会福祉法に盛り込まれ、法律の一部改正も行われています。支え合う一人ひとりが「我が事・丸ごと」地域共生社会の実現を目指し、障がい福祉分野においては地域での就労の場づくりや、障がいのある人と高齢者の両方が使える「共生型サービス」の創設等を進めていくことが示されています。

さらに、平成30年4月の「社会福祉法」の一部改正により、地域福祉計画が「地域における高齢者の福祉、障がい者の福祉、児童の福祉その他の福祉の各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置付けられました。

今後も、地域共生社会の実現を目指す取組を推進するための社会福祉法等の改正が予定されています。（施行期日：令和3年4月1日）今回の改正では、「地域共生社会」を充実するべく、任意事業として「重層的支援体制整備事業」を新たに設け、介護、障がい福祉、子育て支援、生活困窮者支援といった既存の枠組みに縛られない分野横断的な相談体制を市町村等がより柔軟に整備できるようにすることを目的としています。従来型の支援体制だけでは対応が困難な課題が多くなり、支援対象を超えた重層的な支援体制づくりに福祉関係計画全体で取組んでいくことが求められています。

今回、「檜葉町第3期障がい者計画」の中間評価、「檜葉町第6期障がい福祉計画」「檜葉町第2期障がい児福祉計画」の計画期間の終了を受け、障がい者・障がい児を取り巻く社会情勢の変化に対応するとともに、より具体的で実効性のある施策を実施していくために本計画を策定します。

## 2. 計画の位置づけと性格

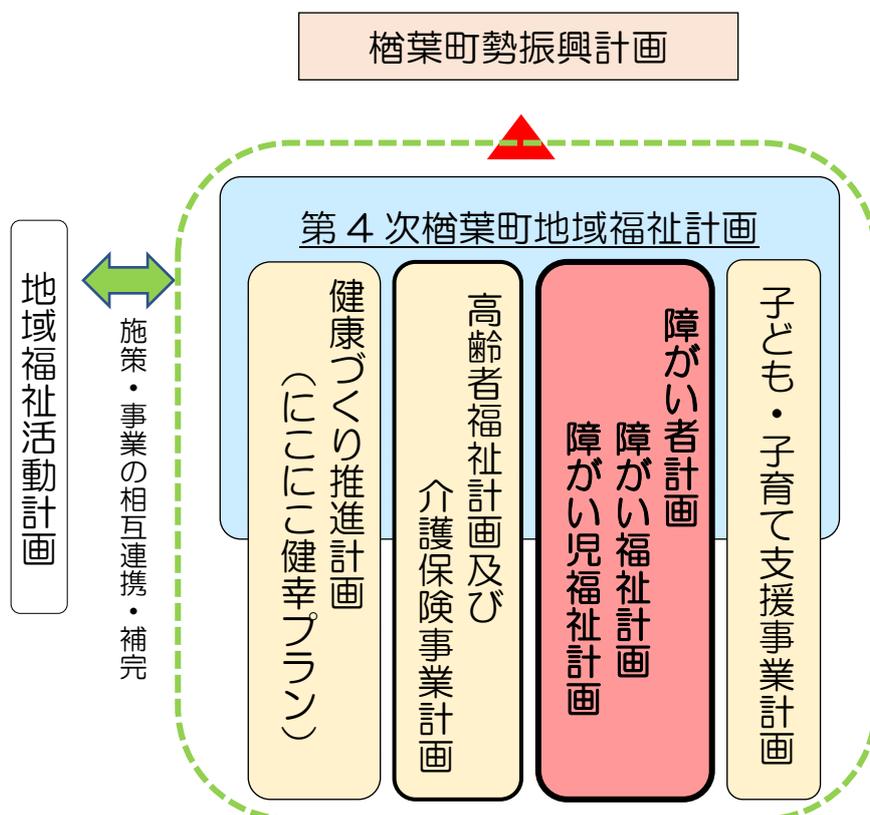
本町では、障がい者福祉施策の総合的な推進を図るため、「第3期障がい者計画」「第7期檜葉町障がい福祉計画」「第3期檜葉町障がい児福祉計画」の3計画を一体的に策定します。

### ■各計画の説明

計画名	内容
障がい者計画 (P1からP68)	障害者基本法第11条に基づく、障害者施策全般の基本的方向性と目標を掲げる中長期の計画です。障がいのある人の暮らしを取り巻く広範囲な施策分野を含む障がい者施策の総合的な計画です。
障がい福祉計画 (P69からP87)	障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づく障がい福祉サービス推進等の具体的な目標を掲げたもので、障がい者計画の生活支援部分を具体的に示します。
障がい児福祉計画 (P88からP93)	障がい児福祉計画は、改正児童福祉法が平成30年度より施行されることに伴い、児童福祉法第33条の20に基づく計画で、障がい児のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援や、サービスの質の確保・向上を図るための環境整備に関する各種数値を取りまとめます。

### ■計画の位置づけ

地域共生社会の実現に向けて、上位計画である第4次地域福祉計画の基本理念と基本目標を同一にし、福祉分野の関係計画（障がい者計画等、高齢者福祉計画等、子ども・子育て支援計画、健康づくり推進計画、地域福祉活動計画）との整合性を図り、本町の地域福祉を強力に推進していきます。



### 3. 計画期間

計画期間については、第3期障がい者計画は令和3年度から令和8年度までの6年間として策定しています。また、障がい福祉計画と障がい児福祉計画は計画期間が3年間と定められていることから、令和6年度から令和8年度をその期間とします。そのため、第3期障がい者計画についても、中間評価を行い施策の見直し等を行いながら推進していきます。

■計画期間

	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
障がい者計画	第3期計画					
			中間評価			
障がい福祉計画	第6期計画			第7期計画		
障がい児福祉計画	第2期計画			第3期計画		

## 4. 第3期障がい者計画中間評価（令和3年度～令和5年度）

### 事業評価票

基本施策について、各年度の評価となっています。

3つから選択

- A
- ①目標値がある事業で100%達成しているもの。
  - ②目標値がある事業で100%に達していないが、計画に記載されている指標以外の部分を考慮すると「目標に達成している」と評価できるもの。
  - ③目標値がない事業で「目標に達成している」と評価できるもの。
- B
- ①目標値がある事業で50%以上100%未満を達成しているもの。
  - ②目標値がある事業で50%以上を達成していないが、計画に記載されている指標以外の部分を考慮すると「おおむね達成した」と評価できるもの。
  - ③目標値がない事業で「おおむね達成した」と評価できるもの。
- C
- ①目標値がある事業で50%以上達成できなかったもの。
  - ②目標値がない事業で「目標を下回った」と評価せざるを得ないもの。

## 第3期障がい者計画 中間評価の総評

令和5年度、檜葉町第3期障がい者計画の中間評価を実施しました。

檜葉町地域共生社会の実現を目指し、第4次檜葉町地域福祉計画の3つの基本目標に基づき、また、第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と共通の重点施策を展開しています。

総評として、地域包括支援センターの人員増等による強化や障がいを持つ方の権利擁護の推進、在宅医療介護福祉連携の推進に関する基本施策において、最も高いA評価が多い結果となりました。

一方、総合相談窓口設置に向けた検討・設置や福祉施設等の多目的活用の構築、障がいを持つ方の就労の場づくりと開拓、支え合い・見守り活動（特に親の会）の創出、支え合い町づくり推進機能の仕組みづくりにおいてC評価となっており、それぞれの施策を推進する上で必要不可欠である協議の場の創出が重要課題と考えられます。

今後、特に総合相談窓口や障がい児への支援、就労、そして生きがいややりがいを感じられる居場所の創出等が求められていきます。関係機関とのより一層の連携により、協議・検討を進めていくことが急務となっています。

今回の中間評価を受け、重要課題の洗い出しとともに重点事項の見直しを行いました。令和6年度～令和8年度の障がい者福祉施策の推進に、しっかり活かしていきます。

第3期障がい者計画中間評価の結果は以下の通りです。

- ・重点事項総数 : 51
  
- ・A評価 : 15 (29.4%)
- ・B評価 : 29 (56.9%)
- ・C評価 : 7 (13.7%)

評価数 (重点事項総数に対する割合)

# 施策の体系

檜葉町地域共生社会の実現に向け、第4次檜葉町地域福祉計画の3つの基本目標を掲げ、さらに第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と同じ重点施策を掲げ、その目標を実現させるための具体的な重点施策及び施策を展開しています。

基本理念	基本目標	重点施策	基本施策	整合性の有無					
				地	高	子	健	地活	
第4次地域福祉計画と共通	第4次地域福祉計画と共通	第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画と共通	第3期障がい者計画						
みんながよるこびやつながりを感じながら安心して暮らせるまちならは <b>みんなので支え合い幸せを実感できるまち</b>	みんなで助け合い支え合う仕組みがある まちづくり	誰もが相談できる支援体制の強化・充実	(1) 総合相談窓口の設置 (2) 地域包括支援センターの強化 (3) 相談支援事業所等の強化	●	●		●	●	
		誰もが支援を選択し利用できる支援体制の強化	(4) 地域共生ケア会議の強化・充実 (5) 障がい児支援体制の整備 (6) 権利擁護の推進 (7) 在宅生活を支えるサービスの充実 (8) 法人間の協働・連携 (9) 福祉施設・サービス等の多目的活用の構築 (10) 介護予防・健康づくりの充実・推進 (11) 施設入所者等の地域生活への移行	●	●	●	●	●	
		誰もが活動・参加できる機会の実現	(12) ワーキンググループ（課題解決の協議の場）の発展的活用 (13) 就労の場づくりと開拓 (14) 誰もが参加しやすい集いの場の推進 (15) ボランティア体験から福祉人材の開発 (16) ボランティア活動の推進・強化 (17) 活動をとおした心身の充実	●	●	●	●	●	
	みんなが安心して暮らせるまちづくり	つながりが持てる地域づくり	つながりが持てる地域づくり	(18) 地域包括ケアシステムの強化 (19) 在宅医療介護福祉連携の推進 (20) 支え合い活動（見守り）の創出 (21) 支え合い町づくり推進機能の仕組みづくり (22) 災害や感染症対策に係る体制整備 (23) 地域における普及啓発の実施	●	●	●	●	●

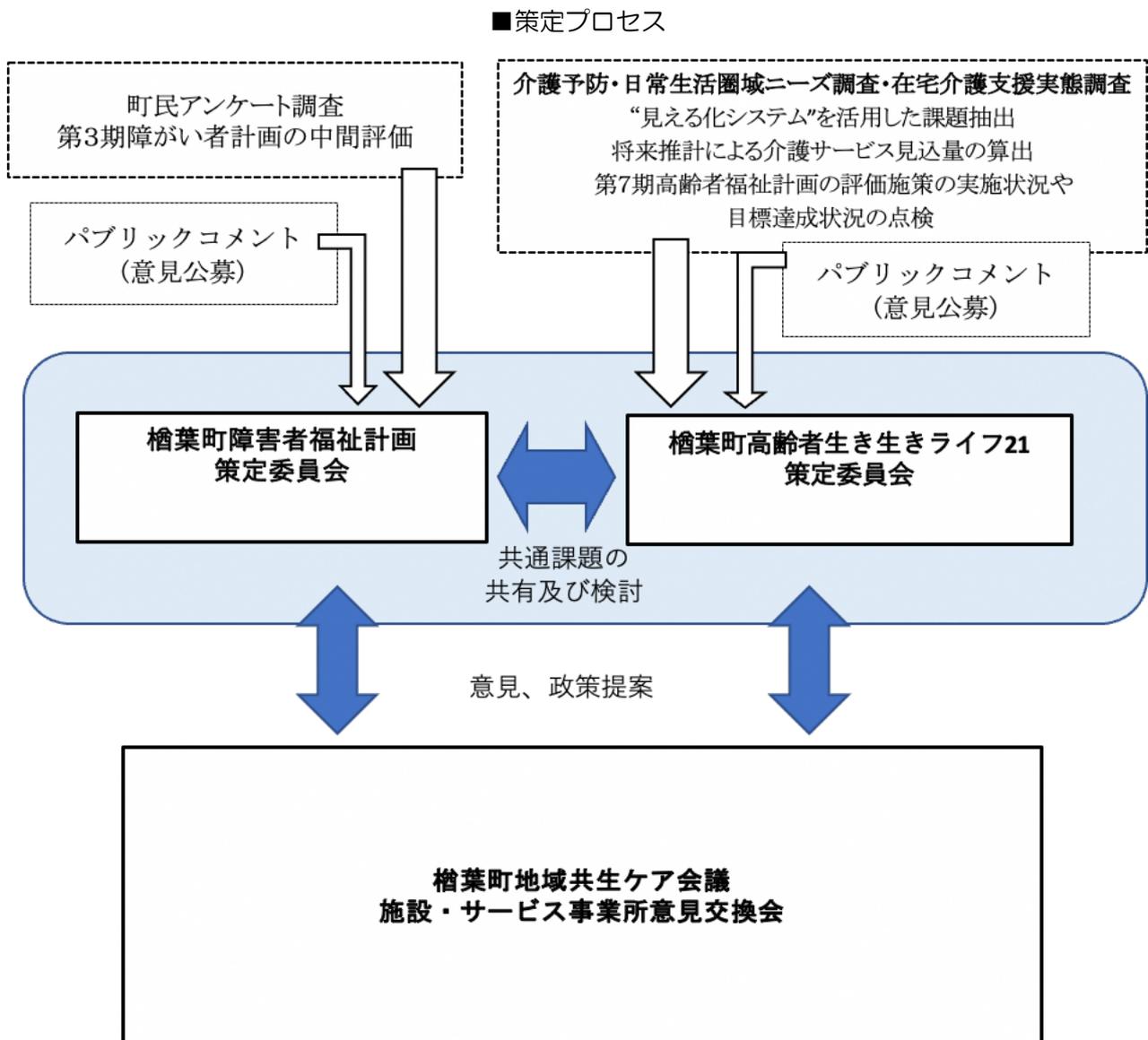
「整合性の有無」について、記載している計画名は以下になります。

- 地：第4次檜葉町地域福祉計画
- 高：第8期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画
- 子：第2期子ども・子育て支援事業計画
- 健：健康づくり推進計画（ここにこ健幸プラン）
- 地活：地域福祉活動計画

## 5. 計画の策定について

本計画の策定にあたっては、檜葉町障害者福祉計画策定委員会において、下記の事項を基に協議を重ね策定しました。

- ・ 檜葉町障がい福祉計画等策定に向けたアンケート調査結果  
(令和5年8月15日～9月5日)
- ・ 第6期計画の期間中の施策の実施状況や目標達成状況の点検、檜葉町地域共生ケア会議や施設・サービス意見交換会と、同時期に策定する「高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」の高齢者生き生きライフ21策定委員会において協議した内容から共通の課題。
- ・ パブリックコメント（意見公募）  
(令和6年1月15日～1月28日)



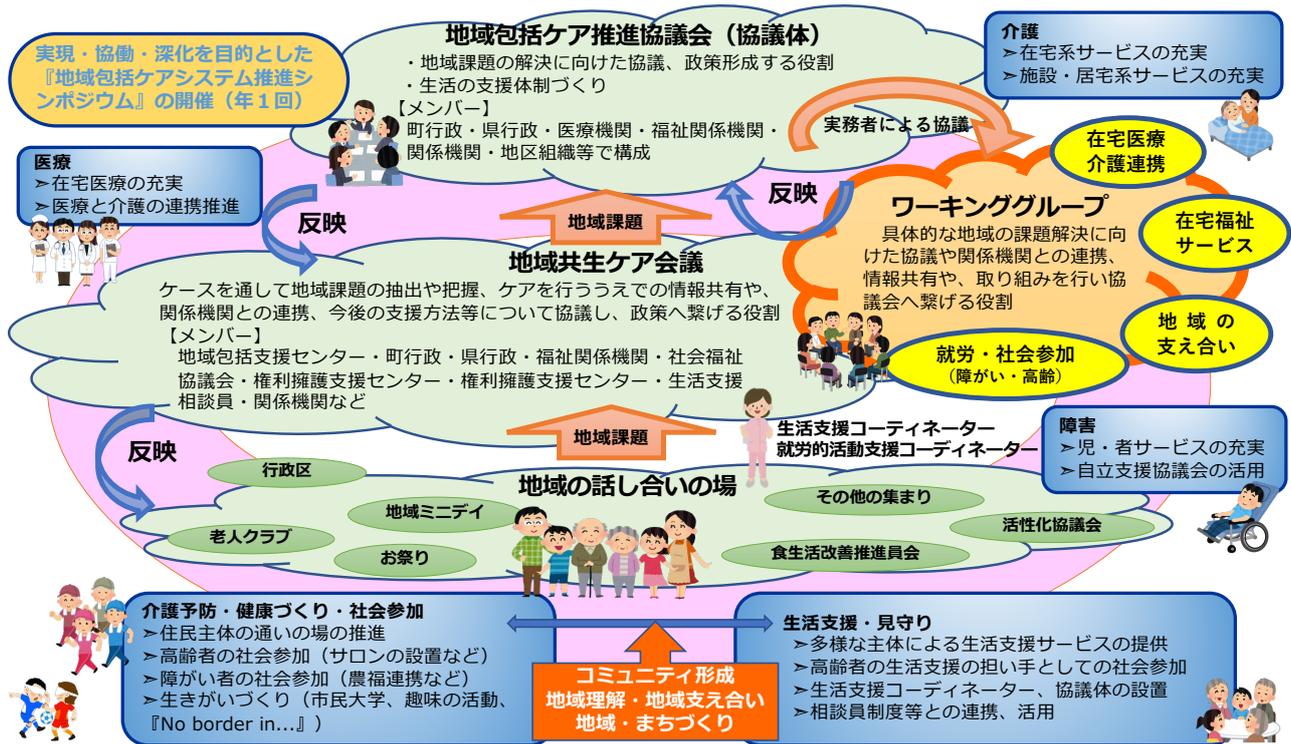
## 6. 計画の推進について

### (1) 檜葉町地域共生ケア会議（檜葉町地域包括ケア推進体制）

障がい者施策の理念の礎である「共生社会」の実現にむけて、障がいの有無に関係なく、住み慣れた地域で自分らしく過ごすことができるよう、地域共生ケア会議において様々な課題の検討や協議をし、本計画の推進につなげていきます。

#### 檜葉町地域包括ケア推進体制

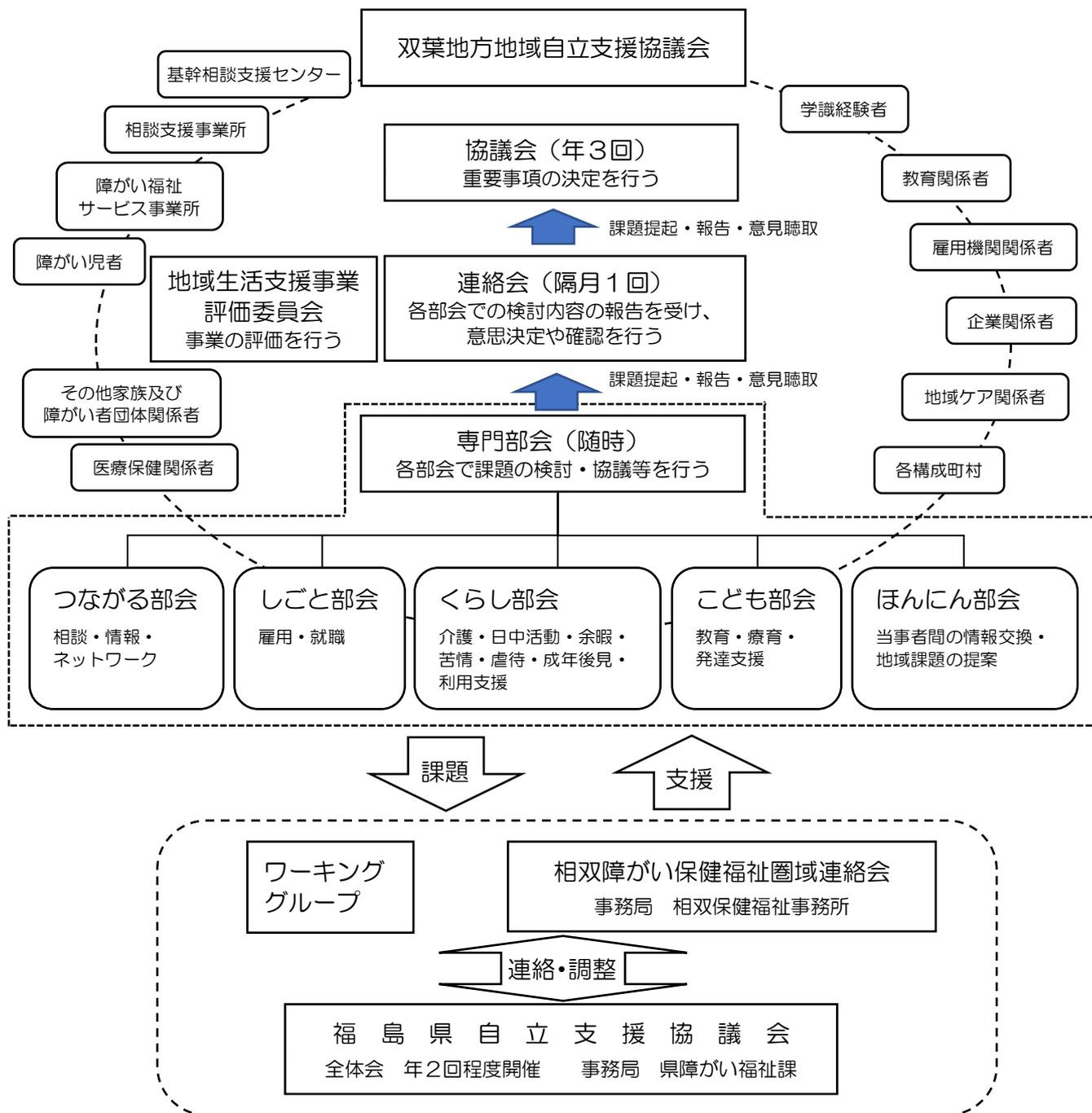
町民の方が健康で生きがいをもち、安心して暮らせるまちを目指すため、医療・介護・障がい・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される仕組み「檜葉町地域包括ケアシステム」の構築を目指します。



出典：保健福祉課

## (2) 双葉地方地域自立支援協議会

障がい者施策全般及び地域のシステムづくりの協議の場として、双葉郡内（広域）の共通課題を提言し、本計画の推進につなげます。



## (3) PDCAサイクルによる進捗管理

計画の実現にむけて、PDCAサイクル※のプロセスを循環させながら、計画内容と実際の利用状況、整備内容等を障害福祉計画策定委員会にて点検・評価するとともに課題の検討を行います。

※ 継続的な改善方法。Plan→Do→Check→Actの4段階を繰り返して事業等を継続的に改善する方法。



## 第2章 現状と課題

---



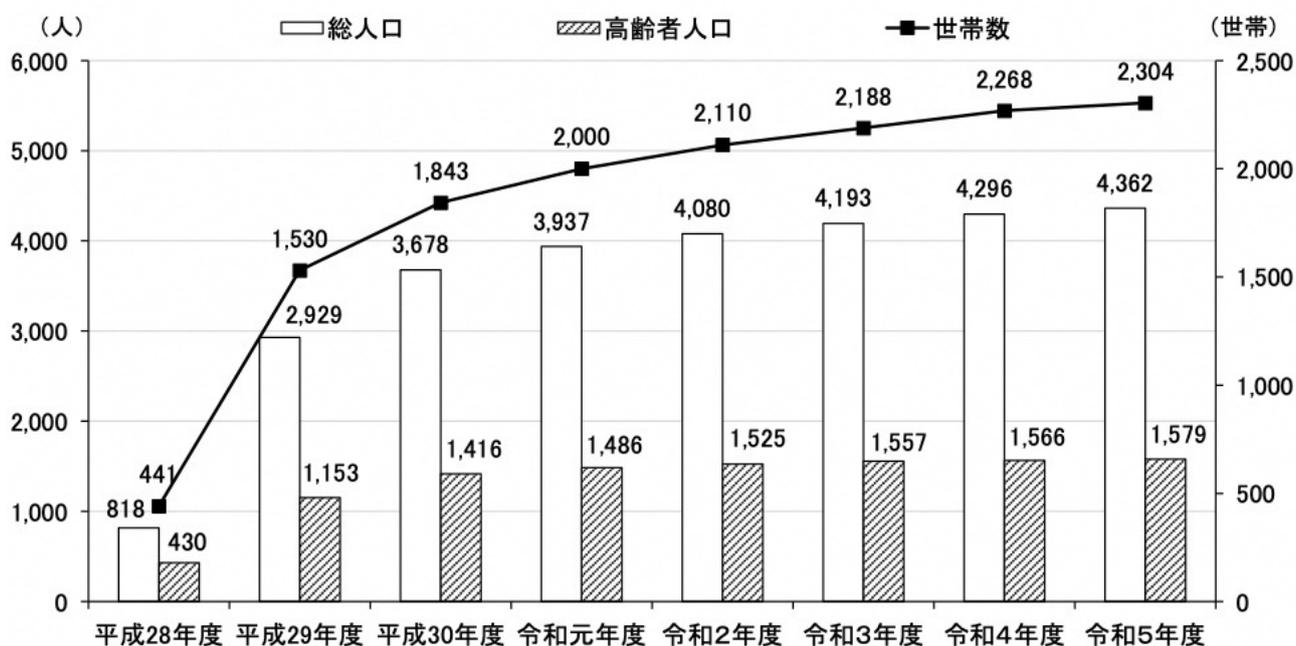
## 第2章 現状と課題

### 1. 人口及び手帳所持者の推移

#### (1) 避難指示解除後の町内の状況

本町は、平成27年9月5日午前0時に避難指示が解除され、本庁舎は町内に戻りました。町内居住者の状況は令和5年10月末現在で、住民基本台帳人口が6,517人、3,128世帯であるのに対して、町内居住者は4,362人、2,304世帯となっており、町内居住率は人口で66.93%、世帯で73.66%となっています。

＜年齢別檜葉町内居住者＞



※平成29年度～令和4年度までは年度末時点

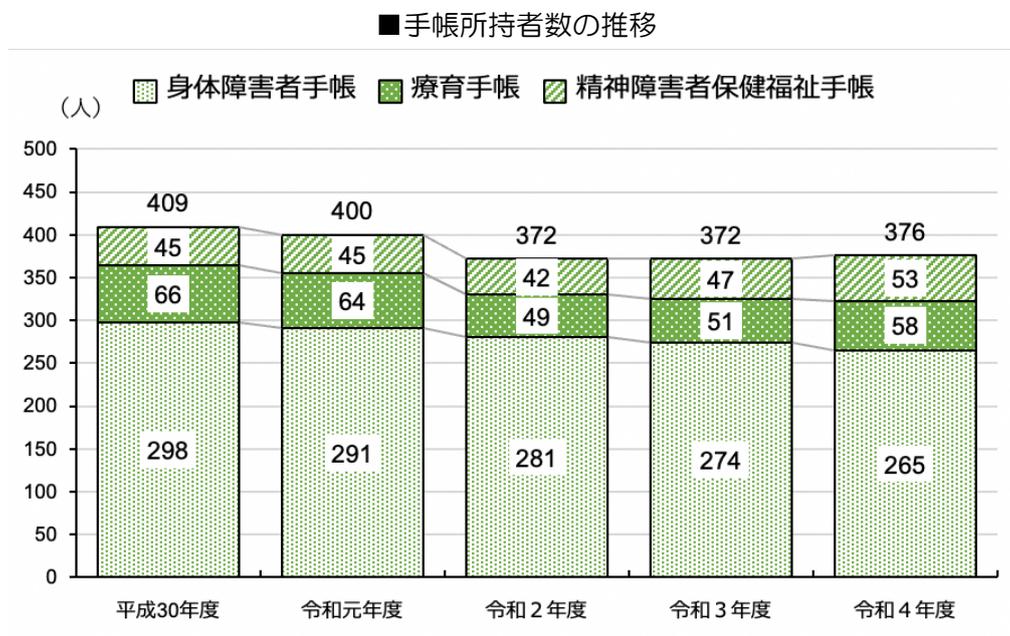
※平成28年度は3月3日時点

※令和5年度は10月末現在

[出典:住民基本台帳 各年度末]

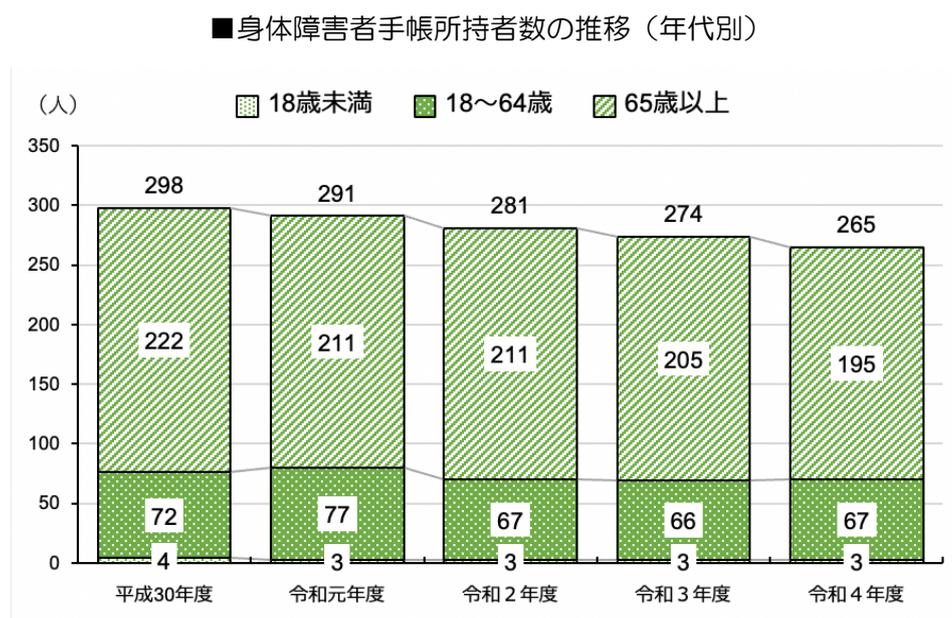
## (2) 手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は増加傾向にありますが、身体障害者手帳、療育手帳所持者の推移は減少傾向です。平成30年度から令和4年度で療育手帳所持者数は1.2割、身体障害者手帳所持者数は1.1割減少しています。

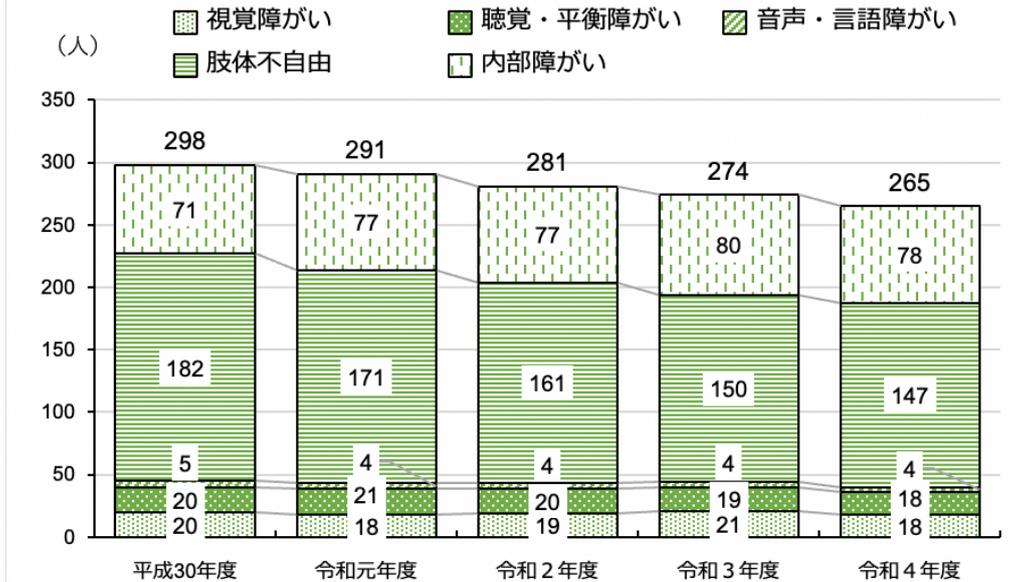


[保健福祉課調べ]

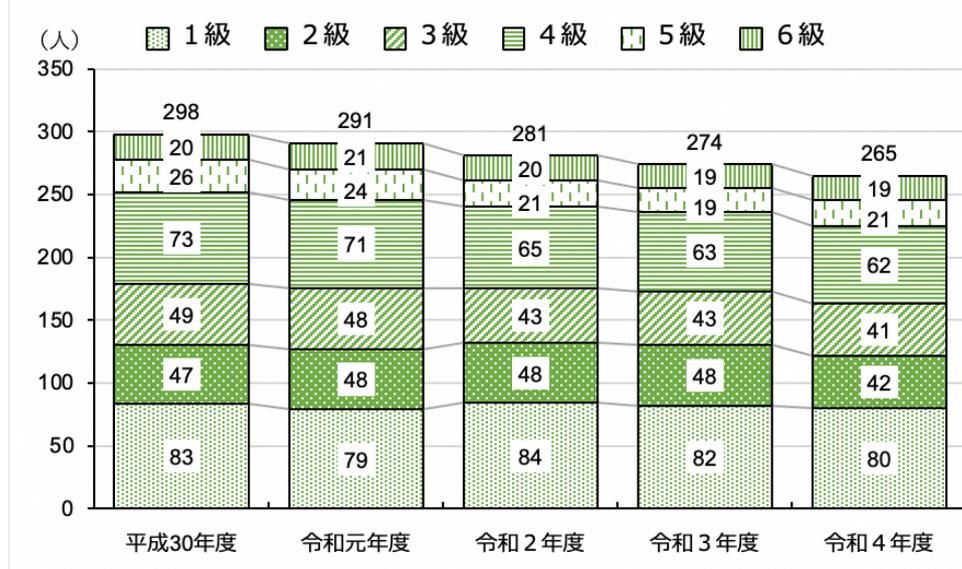
身体障害者手帳所持者の年代別では、各年代で減少傾向です。身体障害者手帳の種類別では、肢体不自由の割合が最も高く、人数は減少傾向です。身体障害者手帳の等級別では、1級が最も多く、人数は減少傾向です。



■ 身体障害者手帳所持者数の推移（種類別）



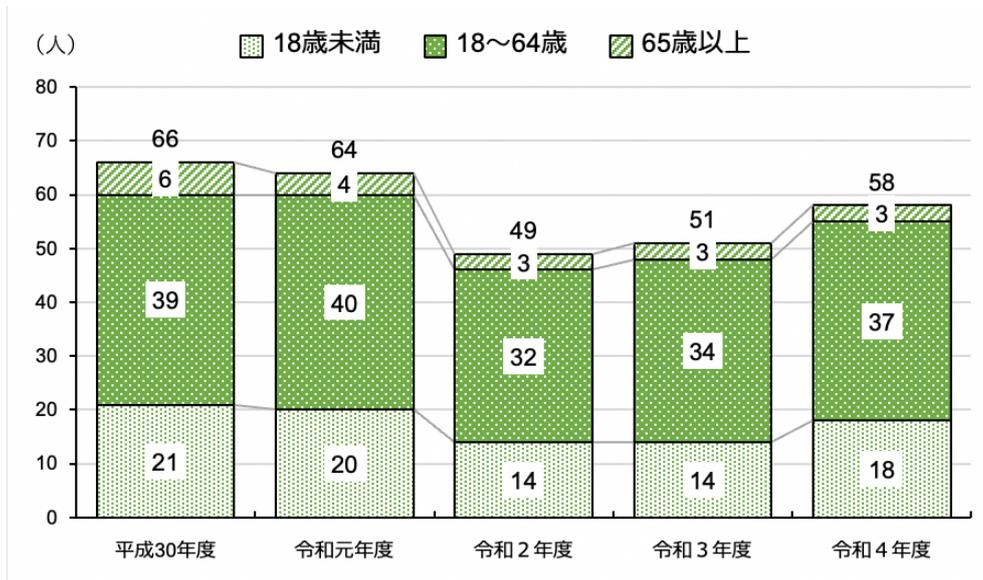
■ 身体障害者手帳所持者数の推移（等級別）



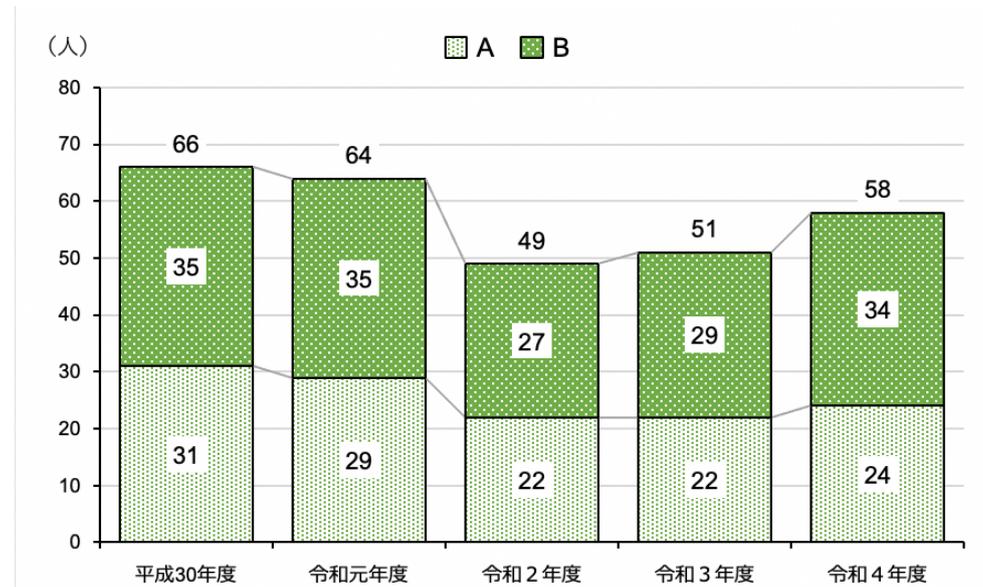
[保健福祉課調べ]

療育手帳所持者の年代別では、18～64歳が最も多く、人数は減少傾向にあります。  
療育手帳の程度は、AよりBが多く、ともに人数は減少傾向です。

■療育手帳所持者数の推移（年代別）



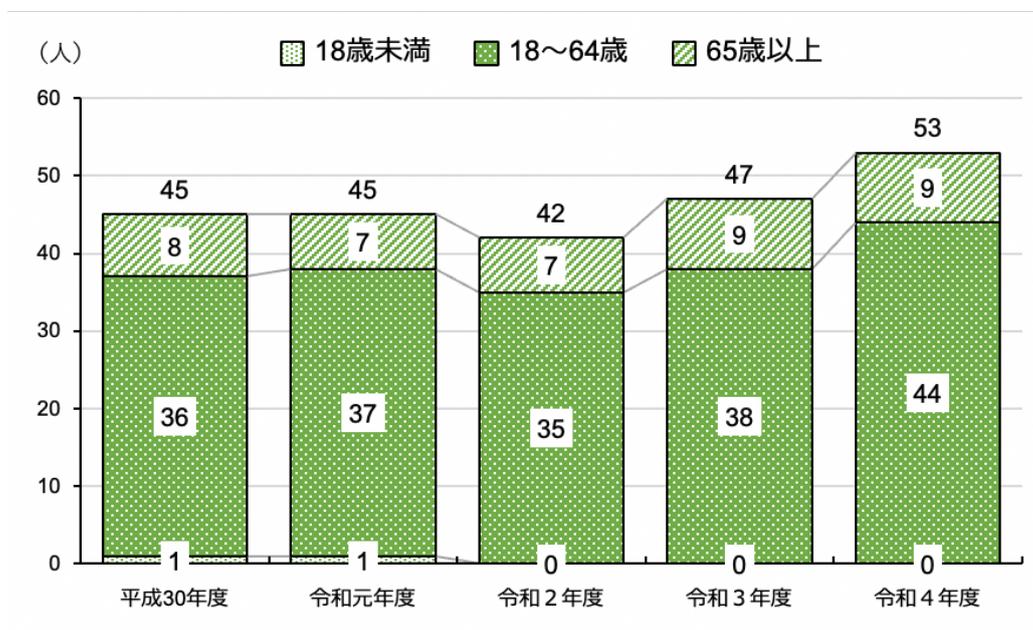
■療育手帳所持者数の推移（種類別）



[保健福祉課調べ]

精神障害者保健福祉手帳所持者の年代別では、18～64歳が最も多く、人数も増加傾向です。

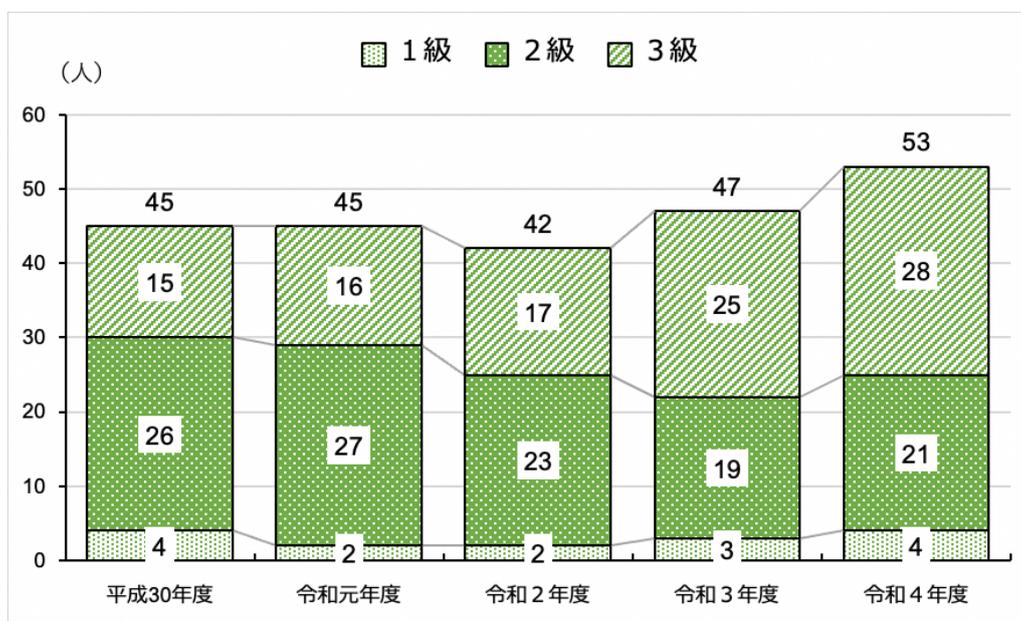
■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（年代別）



[保健福祉課調べ]

精神障害者保健福祉手帳の等級は、3級が最も多く、増加率も高くなっています。

■精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移（種類別）



[保健福祉課調べ]

# 楡葉町の保健・医療・介護・福祉等の社会資源の状況

## 医療機関



平成27年10月再開  
ときクリニック  
(内科、小児科)



平成28年7月再開  
蒲生歯科医院  
(歯科)



平成28年2月開業  
福島県ふたば医療  
センター附属ふたば  
復興診療所  
(内科、整形外科、  
心身医療科)



令和2年6月開業  
ならは薬局  
(調剤、市販薬  
販売、サロン)



令和2年6月開業  
JFAメディカル  
センター 整形外科  
クリニック  
(整形外科、リハビ  
テーション科)



平成30年4月開業  
福島県ふたば医療  
センター附属病院  
【富岡町】に開所  
(二次救急、訪問看護)



鈴木繁診療所  
(精神科)

高野病院【広野町】  
(二次医療(休止中)、訪問看護)

## 行政・関係機関



平成29年4月再開  
楡葉町保健福祉会館  
楡葉町社会福祉協議会  
居宅介護支援事業所  
介護予防事業所  
ボランティアセンター  
就労的活動支援コーディネーター  
地域交流サロン (H31.3~)



平成27年9月町内再開  
楡葉町役場  
平成31年4月開始  
楡葉町子育て世代  
包括支援センター



令和2年10月開始  
楡葉町権利擁護支援  
センター  
権利擁護支援の中核となる  
機関(相談支援、普及  
啓発、受任者調整)

楡葉町地域包括支援  
センター  
生活支援コーディネーター  
認知症地域支援推進員



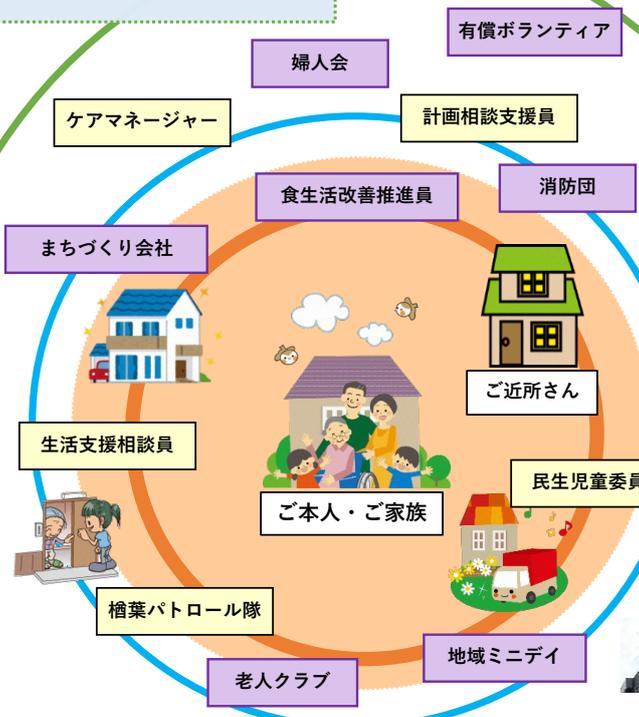
平成30年7月開館  
みんなの交流館  
ならはCANvas  
一般社団法人ならはみらい  
(誰もが使える交流の場、  
各種イベント)



平成31年4月開館  
ならはスカイアリーナ  
楡葉町スポーツ協会  
(屋内運動場・ジム・プール)



令和5年3月開館  
地域活動拠点施設  
まざらっせ  
(キッチン、アトリエ等)



平成29年4月再開  
あおぞらこども園  
子育て支援センター



令和4年4月再開  
地域学校協働センター  
令和6年12月町内開校予定  
福島県立ふたば支援  
学校



双葉警察署  
楡葉駐在所



富岡消防署  
楡葉分署



金融機関



平成25年3月いわき市で再開  
介護老人保健施設  
楡葉ときわ苑(仮設)

## 介護・障がい者サービス提供機関

平成29年4月開始  
基幹相談支援センター  
ふたば  
双葉8町村の相談支援の拠点  
(障がい者等の総合的な相談  
支援を関係機関と連携実施)

NPO法人 シェルパ  
※合同会社narrative  
<実施事業>  
移動支援、障がい者の居宅介  
護、日中一時支援



平成30年11月再開  
希望の杜福祉会  
「ふたばの里」  
障がい者の通いの場  
就労継続支援B型  
「憩いの家」  
障がい者のグループホーム



平成27年11月再開  
デイサービスセンター  
「やまゆり荘」  
介護サービス事業所  
ホームヘルプサービス



平成28年3月再開  
特別養護老人ホーム  
「リリー園」  
入所68床、ショートステイ4床

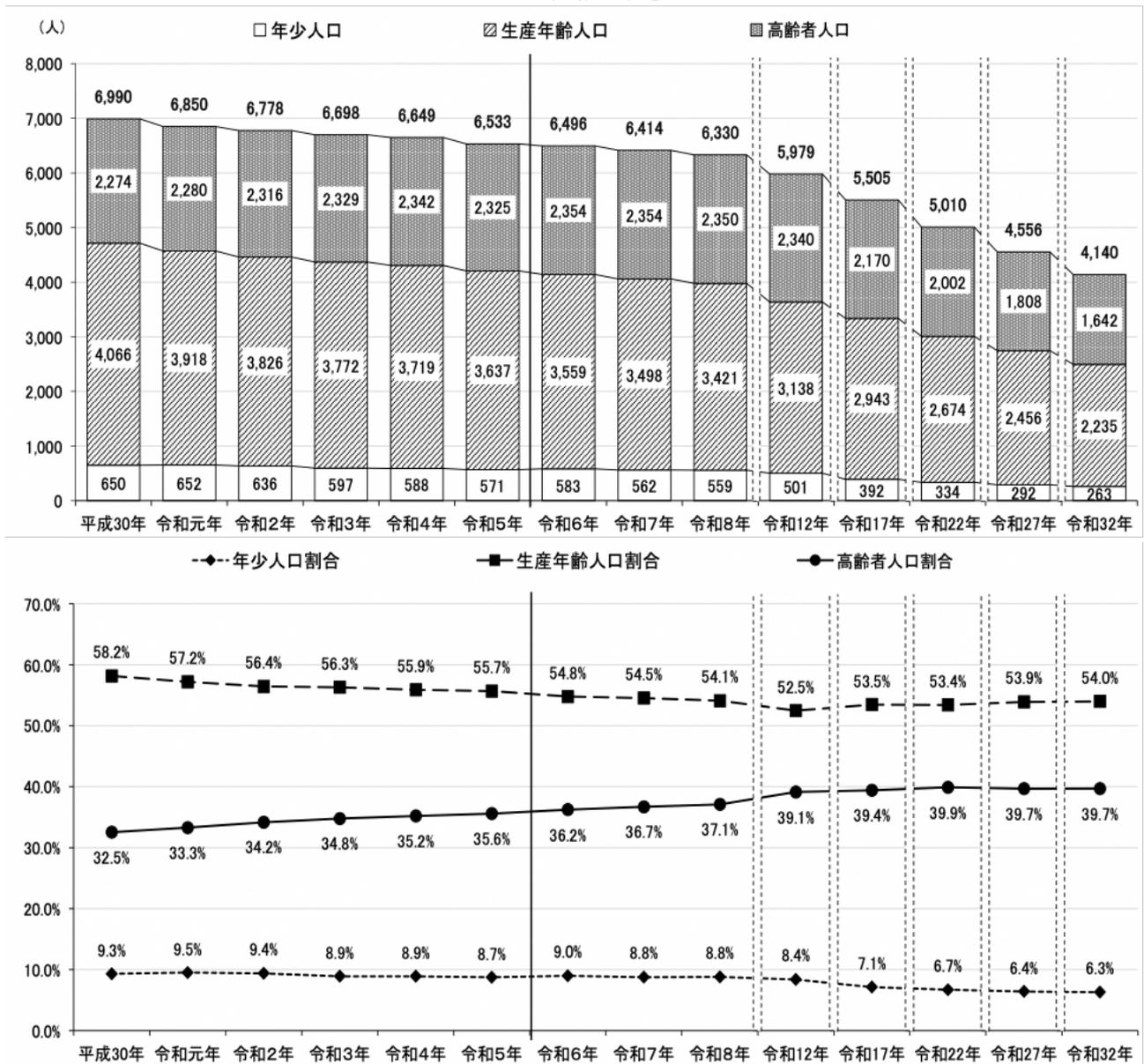
最新版

## 2. 障がい者を取り巻く状況

### (1) 人口の推移

近年の総人口（住民基本台帳）は緩やかに減少しており、令和5年は6,533人で平成30年から約7%減少しています。年少人口と生産年齢人口は減少しています。65歳以上の高齢者人口は、令和4年まで微増し、令和2年以降2,300人台で推移していましたが、令和5年は微減し2,325人となっています。高齢化率は総人口の減少とともに上昇しており、令和4年に35%を超え、令和5年は35.6%となっています。

＜人口の推移・推計＞



※住民基本台帳 9 月末現在

### 3. 住民アンケート結果

計画策定にあたって実施した住民アンケート調査については、令和5年8月1日を基準日に実施しました。対象者については、64歳以下の方で身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳・療育手帳を所持している方及び障がい福祉サービス等を利用している方です。

#### ■ アンケート結果回収状況

配布数	回収数	回収率
195件(対象者から無作為に抽出)	68件	34.9%

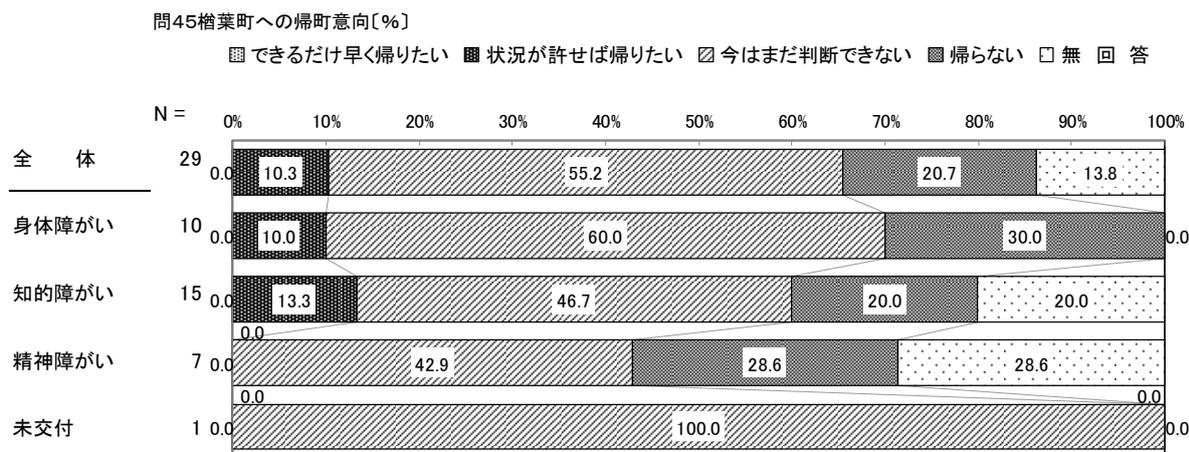
※65歳以上の方については、第9期檜葉町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画において住民アンケートを実施しているため、本計画では実施していません。

#### (1) 帰町の意向と地域生活のための支援について

##### 問 町外に住んでいる方へ。檜葉町に帰りたいと思うかどうか(%)

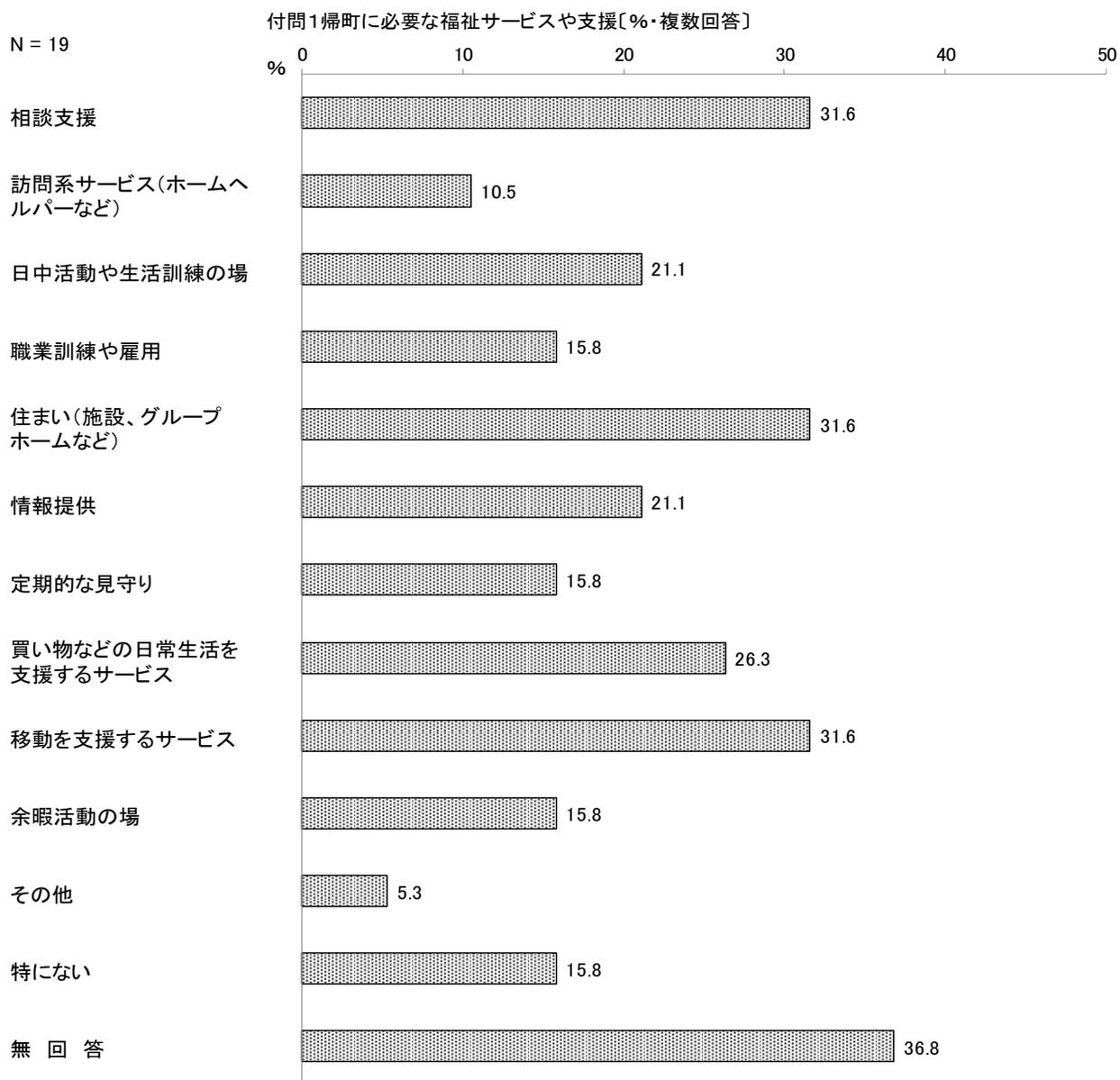
全体では、「今はまだ判断できない」が55.2%と多く、「帰らない」が20.7%、「状況が許せば帰りたい」が10.3%となっています。

身体障がいと精神障がいで「帰らない」がそれぞれ30.0%、28.6%となっています。



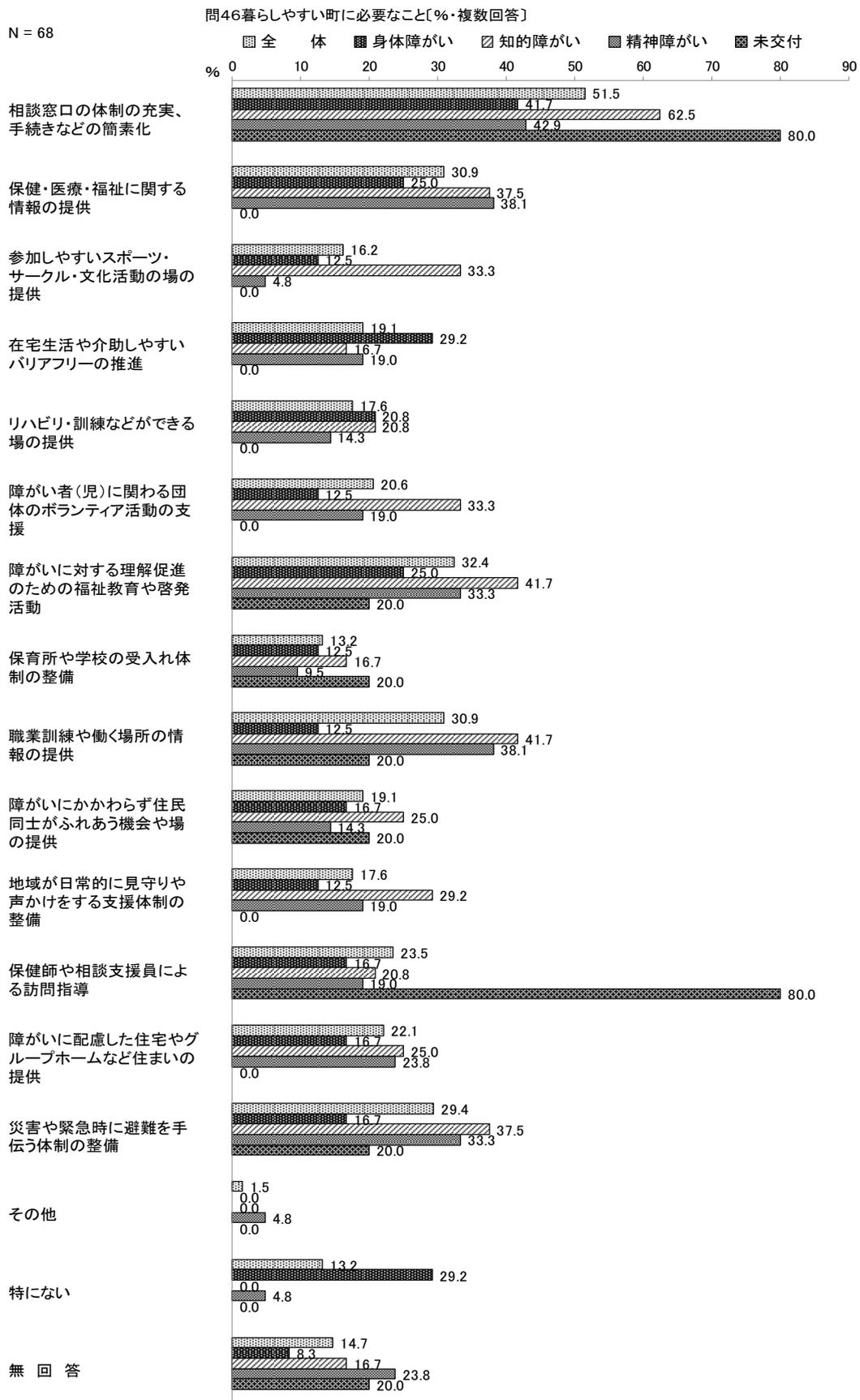
問 地域で生活するための支援として必要なもの(%・複数回答)

「相談支援」、「住まい(施設、グループホームなど)」と「移動を支援するサービス」がいずれも31.6%と多く、「買い物などの日常生活を支援するサービス」が26.3%となっています。



問 障がいのある人が暮らしやすい檜葉町となるために、必要だと思うこと(%・複数回答)

全体では、「相談窓口の体制の充実、手続きなどの簡素化」が51.5%と多く、「障がいに対する理解促進のための福祉教育や啓発活動」が32.4%、「保健・医療・福祉に関する情報の提供」と「職業訓練や働く場所の情報の提供」がともに30.9%となっています。

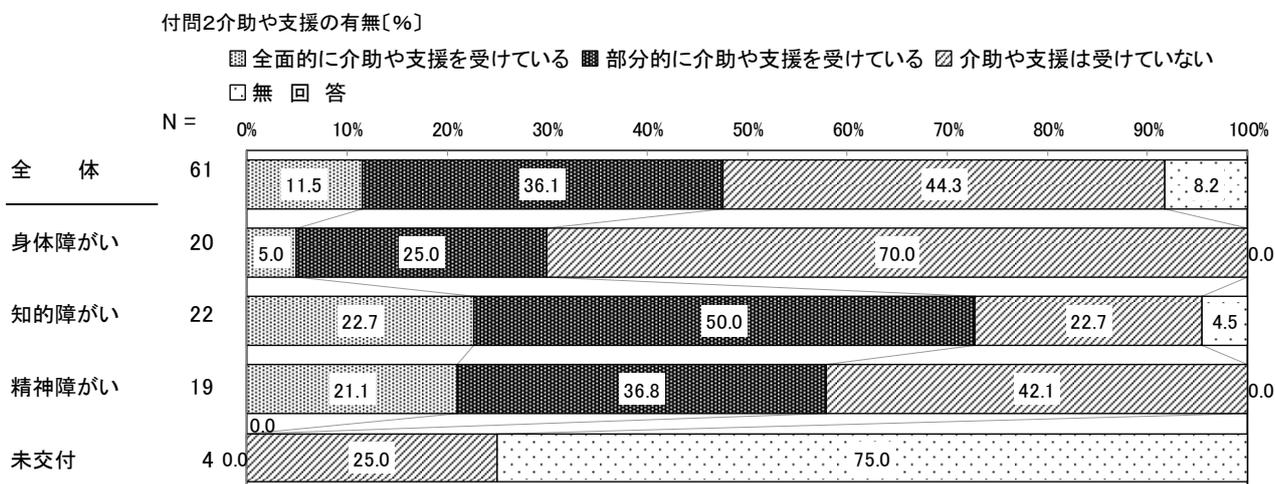


## (2) 生活上での介助・支援の状況について

### 問 毎日の暮らしで、家族などから介助や支援を受けているか(%)

全体では、「介助や支援は受けていない」が44.3%と多く、「部分的に介助や支援を受けている」が36.1%、「全面的に介助や支援を受けている」が11.5%となっています。

知的障がいと精神障がいで「全面的に介助や支援を受けている」が20%を超えています。



## 問 介助や支援を受ける時(%・複数回答)

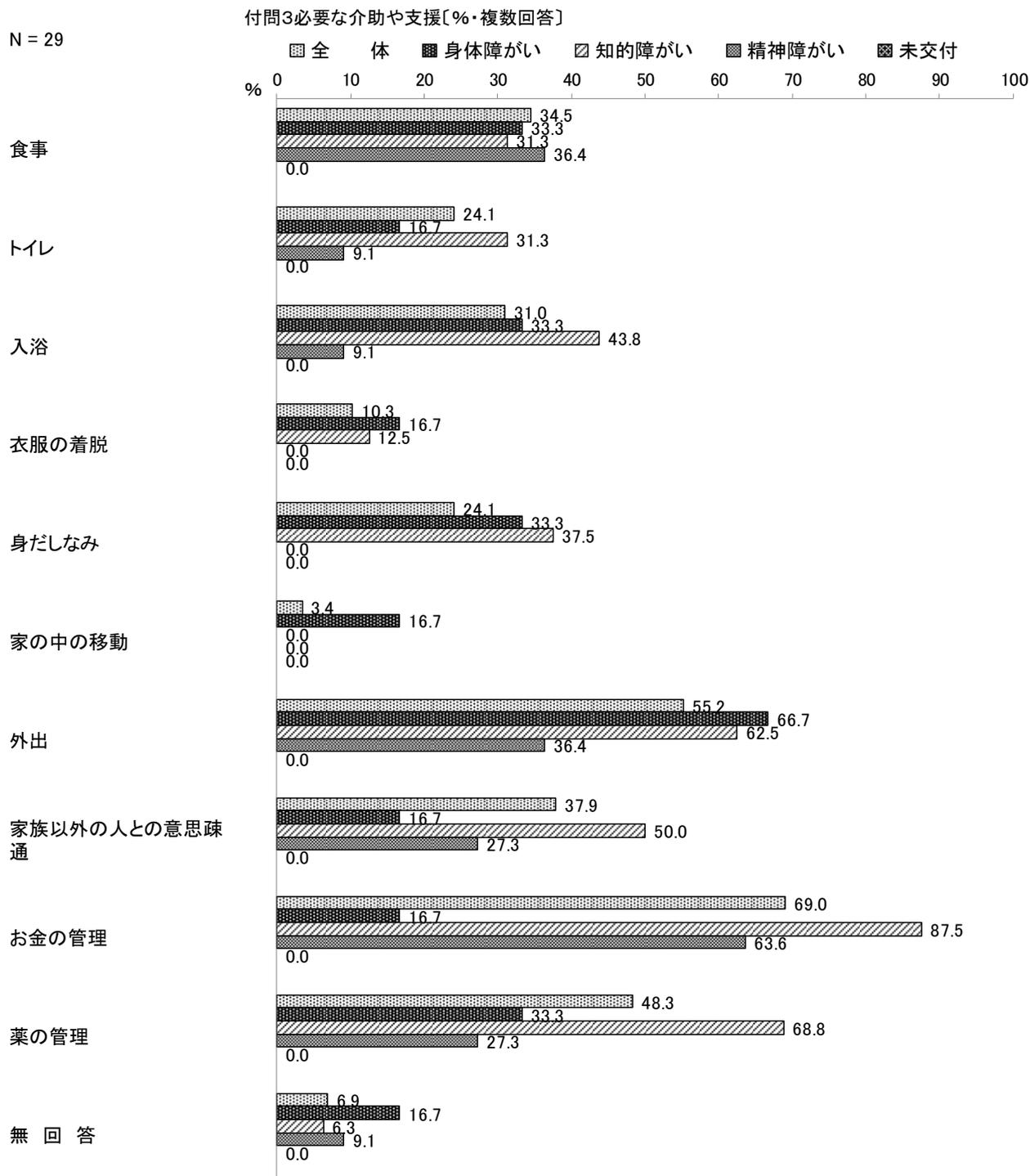
全体では、「お金の管理」が69.0%と多く、「外出」が55.2%、「薬の管理」が48.3%、「家族以外の人との意思疎通」が37.9%、「食事」が34.5%、「入浴」が31.0%となっています。

知的障がいでは「お金の管理」が87.5%、「薬の管理」が68.8%、「家族以外の人との意思疎通」が50.0%、「入浴」が43.8%、身体障がいと知的障がいでは「外出」が60%を超えています。

町内居住者は「食事」が53.3%となっています。

家族構成別では、家族と同居している回答者で「外出」が65.0%となっています。

障がい福祉サービス利用者では「身だしなみ」が37.5%、「お金の管理」が87.5%、「薬の管理」が68.8%回答されています。



## 問 外出時の支援の必要性(%)

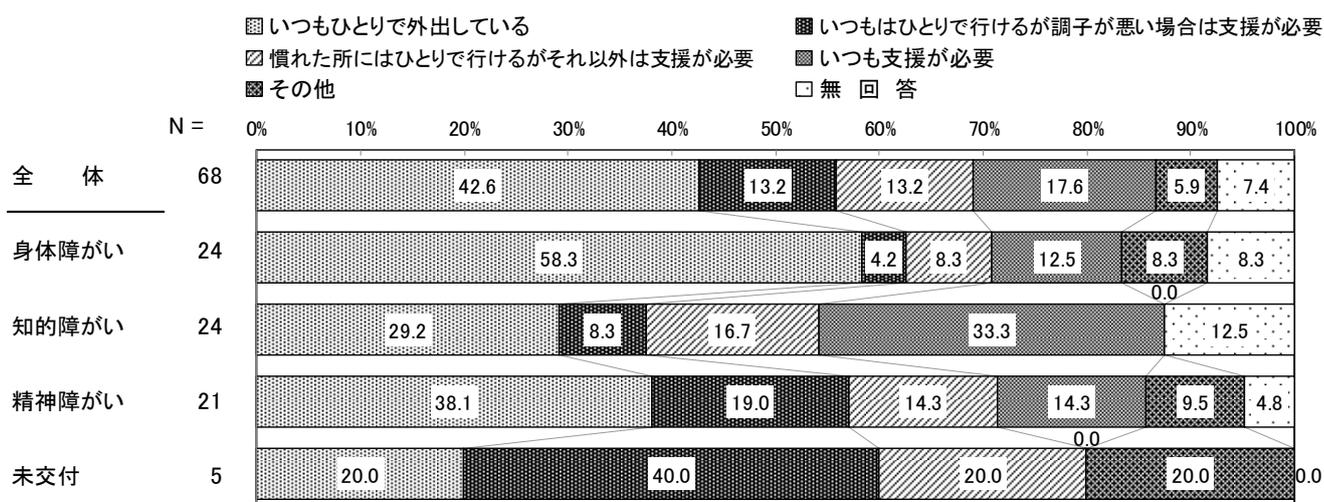
全体では、「いつもひとりで外出している」が42.6%と多く、「いつも支援が必要」が17.6%、「いつもはひとりでできるが調子が悪い場合は支援が必要」と「慣れた所にはひとりでできるがそれ以外は支援が必要」がともに13.2%となっています。

身体障がいでは「いつもひとりで外出している」が58.3%、知的障がいでは「いつも支援が必要」が33.3%となっています。

介助の必要別では、部分的に介助や支援を受けている回答者で「慣れた所にはひとりでできるがそれ以外は支援が必要」が27.3%となっています。

障がい福祉サービス利用者は「いつも支援が必要」が31.0%となっています。

問21外出時の支援[%]

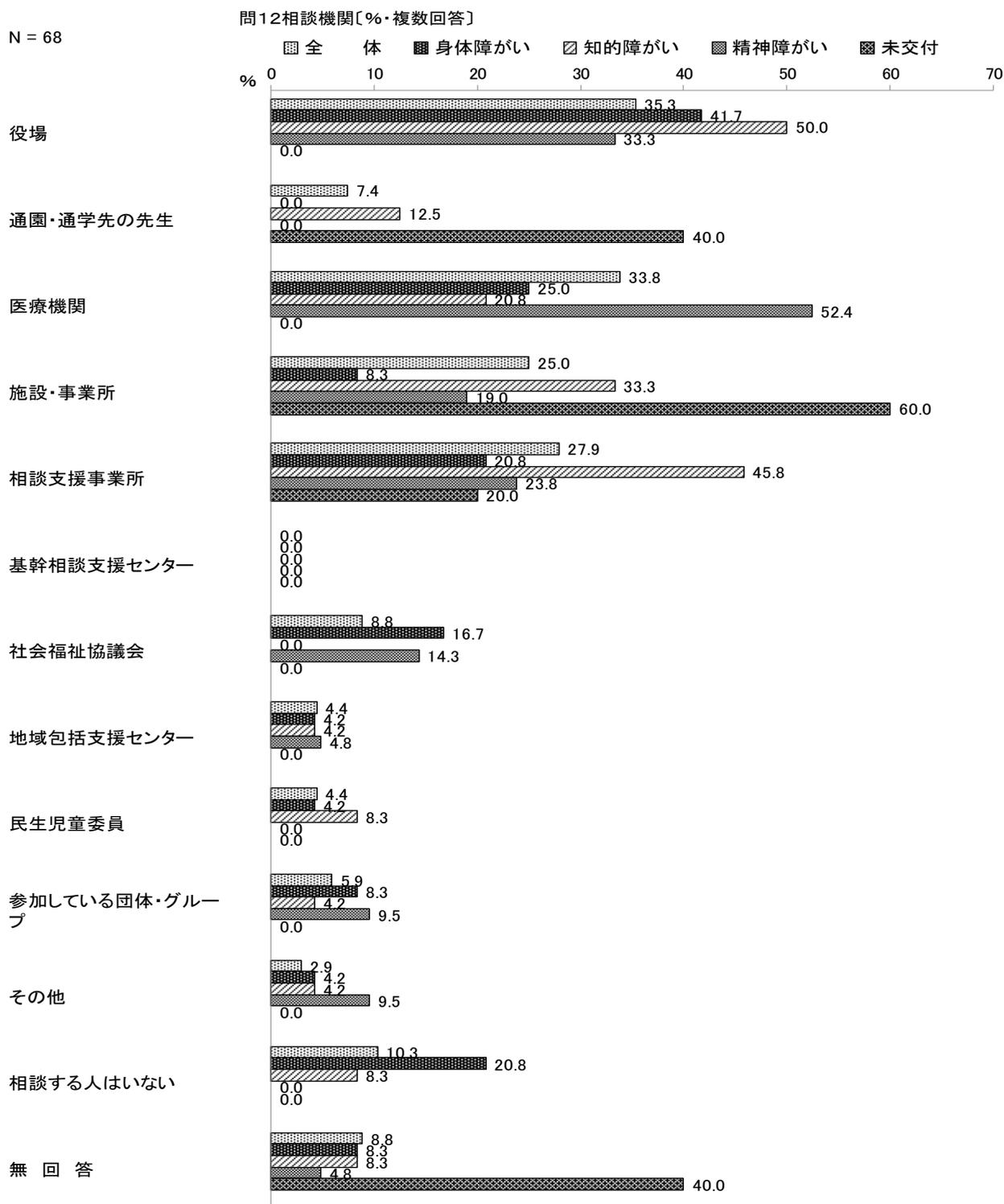


### (3) 相談支援体制と情報提供について

問 本人または家族が、日常生活のことや福祉サービスについて相談する機関(%・複数回答)

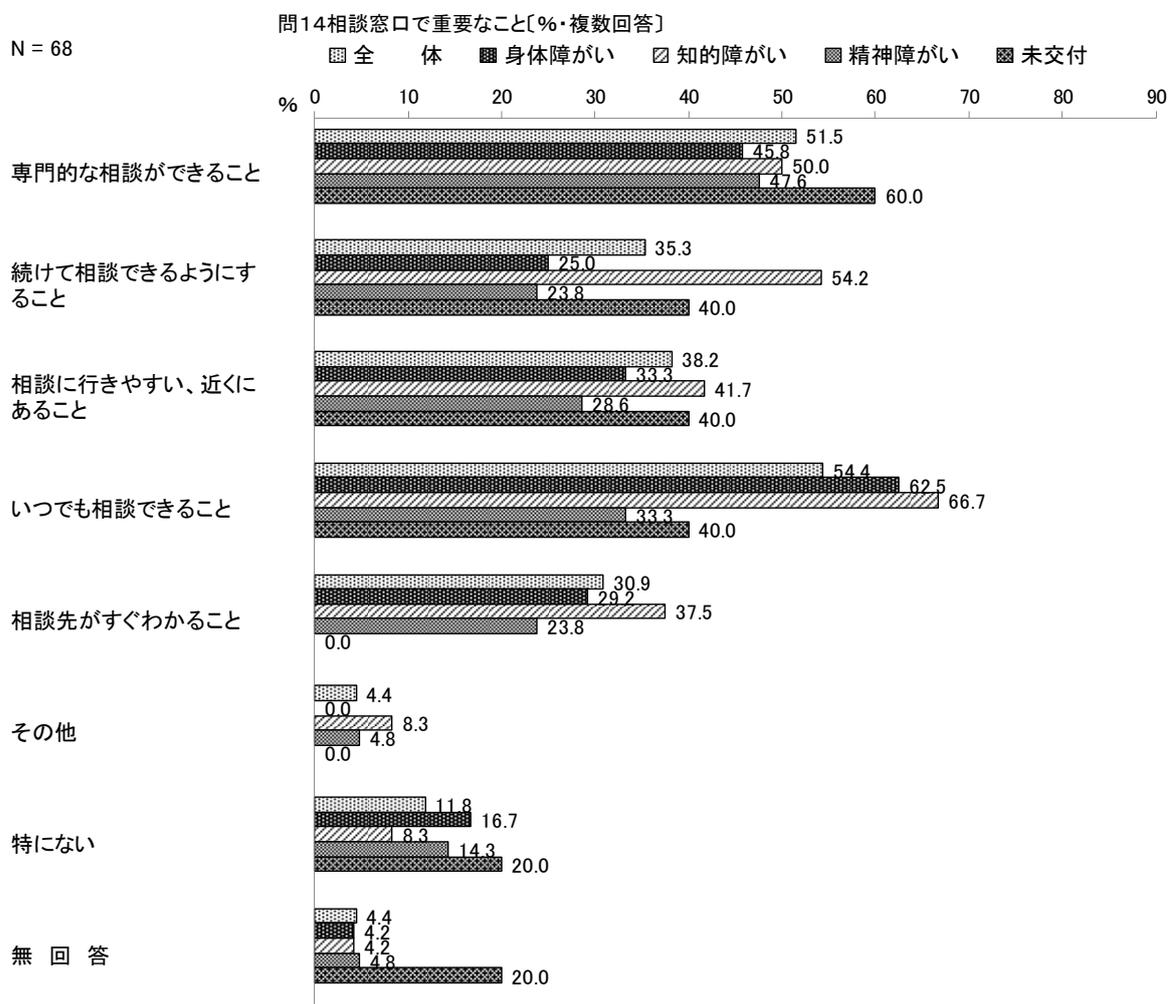
全体では、「役場」が35.3%、「医療機関」が33.8%と多く、「相談支援事業所」が27.9%、「施設・事業所」が25.0%、「相談する人はいない」が10.3%となっています。

知的障がいでは「役場」が50.0%、「相談支援事業所」が45.8%、精神障がいでは「医療機関」が52.4%、身体障がいでは「相談する人はいない」が20.8%となっています。



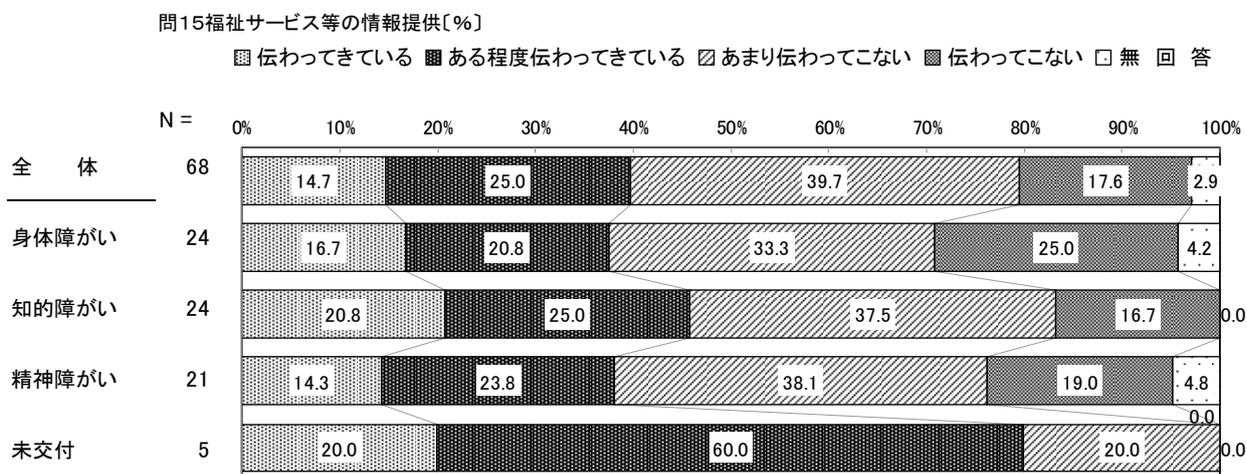
### 問 障がいに関する相談窓口について重要だと思うこと(%・複数回答)

全体では、「いつでも相談できること」が54.4%、「専門的な相談ができること」が51.5%と多く、「相談に行きやすい、近くにあること」が38.2%、「続けて相談できるようにすること」が35.3%、「相談先がすぐわかること」が30.9%となっています。



### 問 福祉のサービス等に関する情報の伝達(%・複数回答)

全体では、「あまり伝わってこない」が39.7%と多く、『伝わってこない』（「伝わってこない」と「あまり伝わってこない」の計）は57.3%、『伝わってきている』（「伝わってきている」と「ある程度伝わってきている」の計）は39.7%となっています。



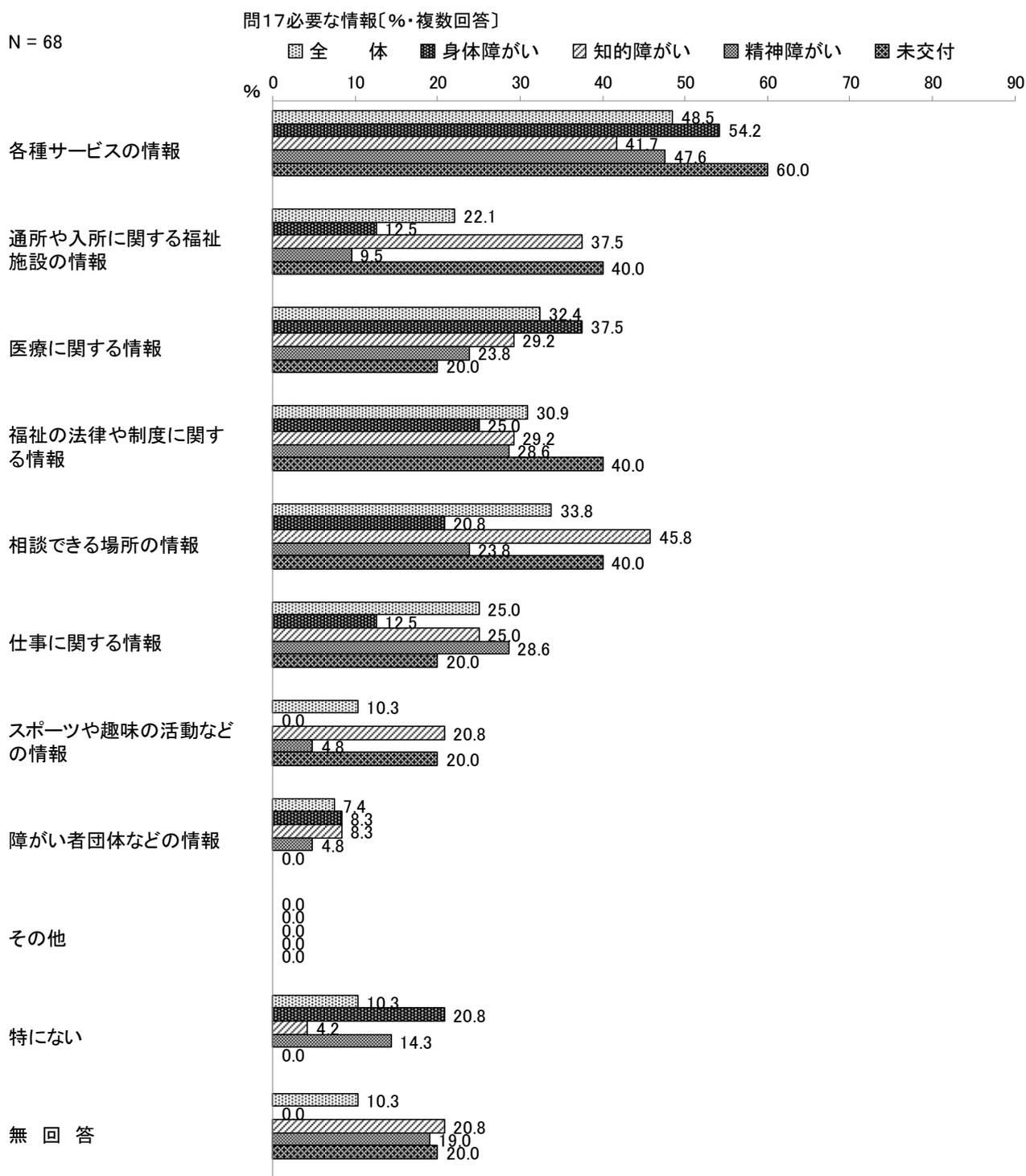
## 問 必要な情報について(%・複数回答)

全体では、「各種サービスの情報」が48.5%と多く、「相談できる場所の情報」が33.8%、「医療に関する情報」が32.4%、「福祉の法律や制度に関する情報」が30.9%、「仕事に関する情報」が25.0%となっています。

身体障がいで「各種サービスの情報」が54.2%、「医療に関する情報」が37.5%、知的障がい「相談できる場所の情報」が45.8%となっています。

家族構成別では、ひとり暮らしの回答者で「各種サービスの情報」が66.7%となっています。

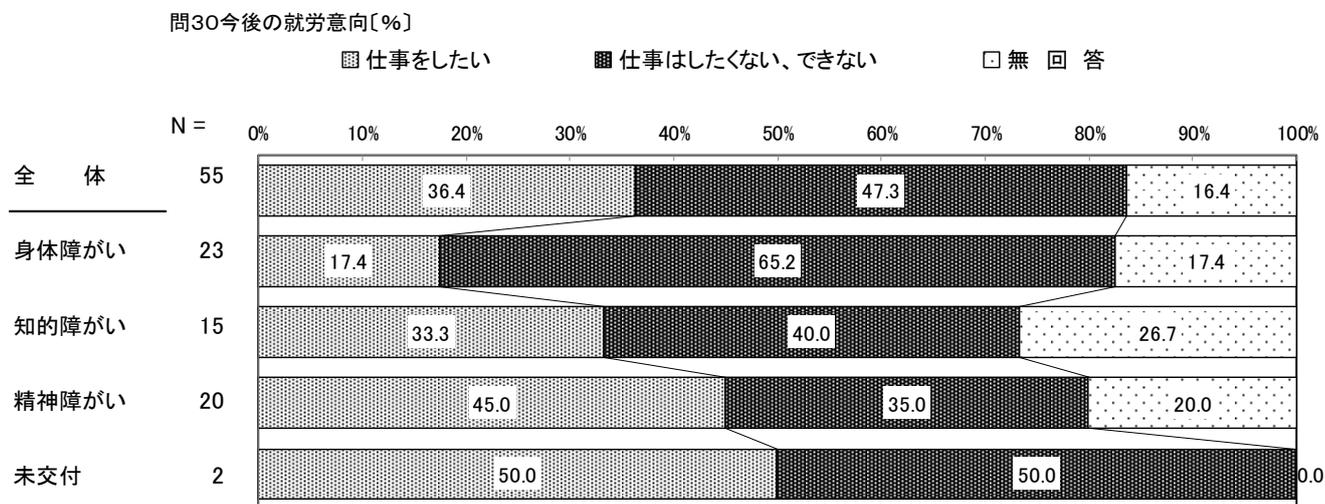
介助の必要別では、部分的に介助や支援を受けている回答者で「相談できる場所の情報」が45.5%、「仕事に関する情報」が40.9%となっています。



## (4) 就労支援体制について

### 問 就労意向について(%)

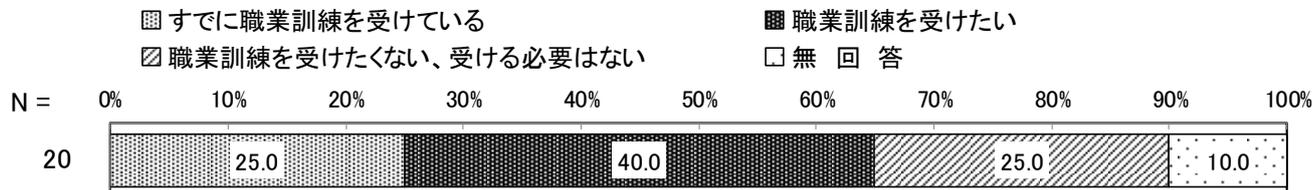
全体では、「仕事はしたくない、できない」が47.3%、「仕事をしたい」が36.4%となっています。



### 問 職業訓練などの受講意向について(%)

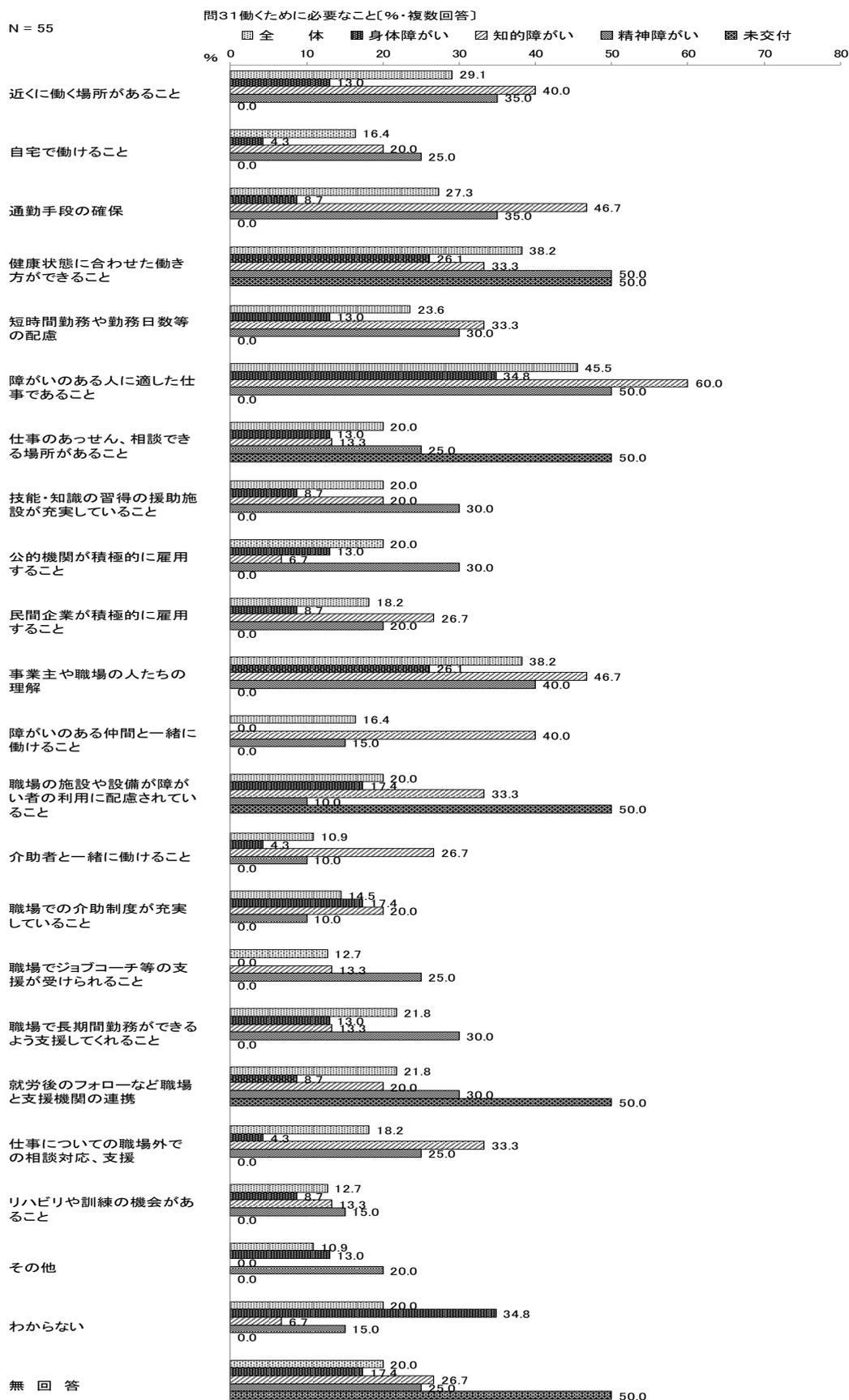
「職業訓練を受けたい」が40.0%と多く、「すでに職業訓練を受けている」と「職業訓練を受けたくない、受ける必要はない」がともに25.0%となっています。

付問1職業訓練の受講意向[%]



## 問 働くために必要だと思うこと(%・複数回答)

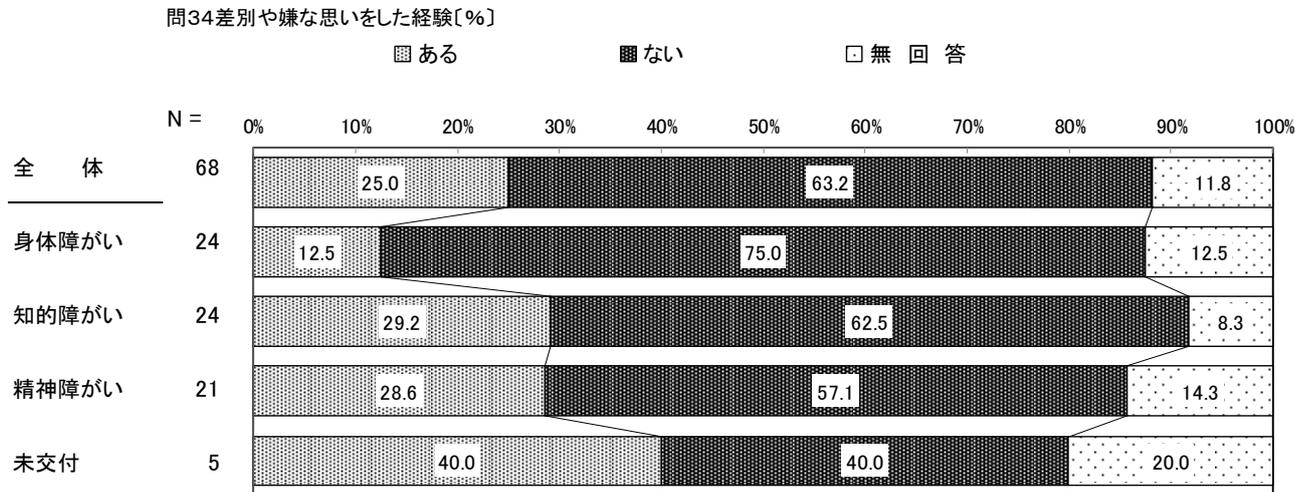
全体では、「障がいのある人に適した仕事であること」が45.5%と多く、「健康状態に合わせた働き方ができること」と「事業主や職場の人たちの理解」がともに38.2%、「近くに働く場所があること」が29.1%となっています。



## (5) 権利擁護・災害時の避難・今後の暮らしについて

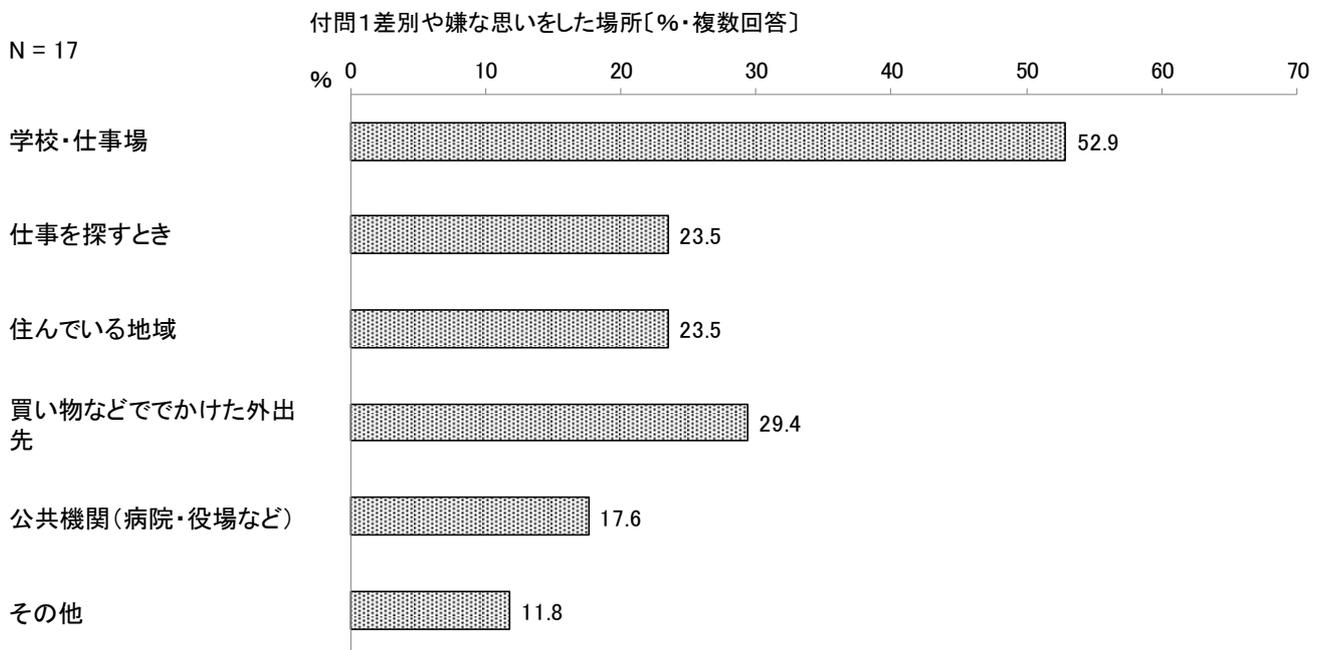
### 問 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験(%)

全体では、「ない」が63.2%と多く、「ある」が25.0%となっています。



### 問 差別や嫌な思いをした場所について(%・複数回答)

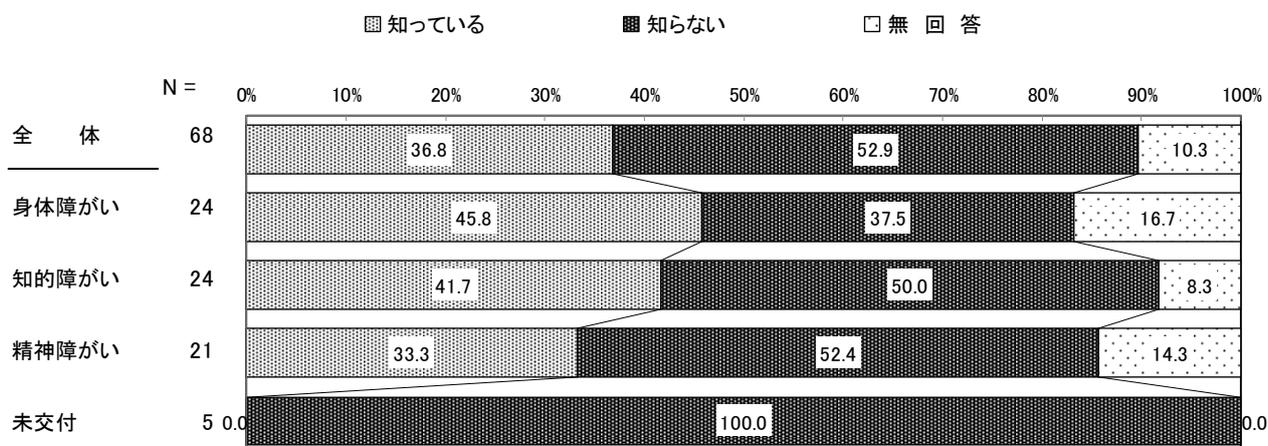
「学校・仕事場」が52.9%と多く、「買い物などででかけた外出先」が29.4%、「仕事を探するとき」と「住んでいる地域」がともに23.5%となっています。



### 問 成年後見制度への認知(%)

全体では、「知らない」が52.9%と多く、「知っている」が36.8%となっています。

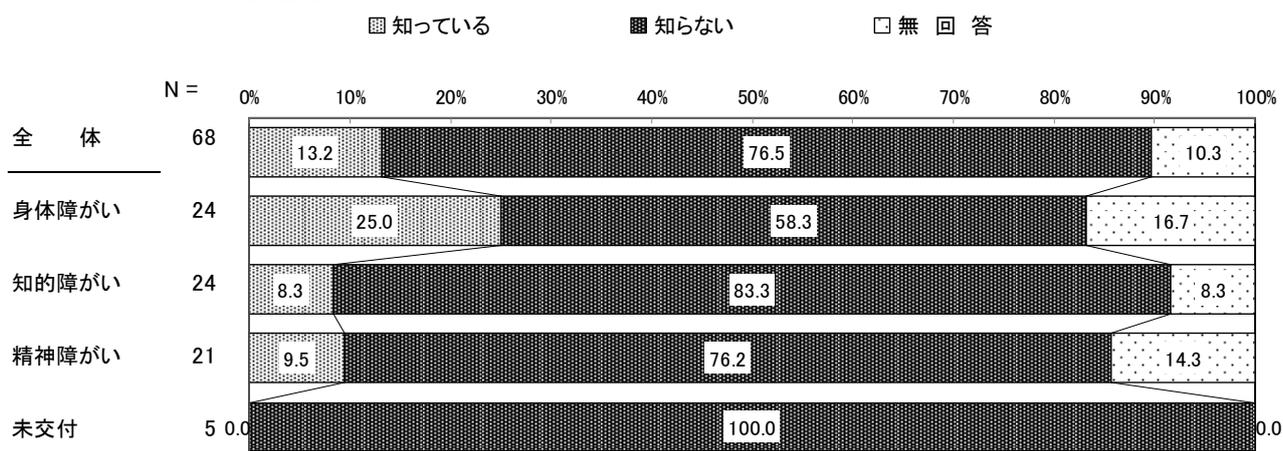
問35成年後見制度の認知[%]



### 問 権利擁護支援センターへの認知(%)

全体では、「知らない」が76.5%と多く、「知っている」が13.2%となっています。

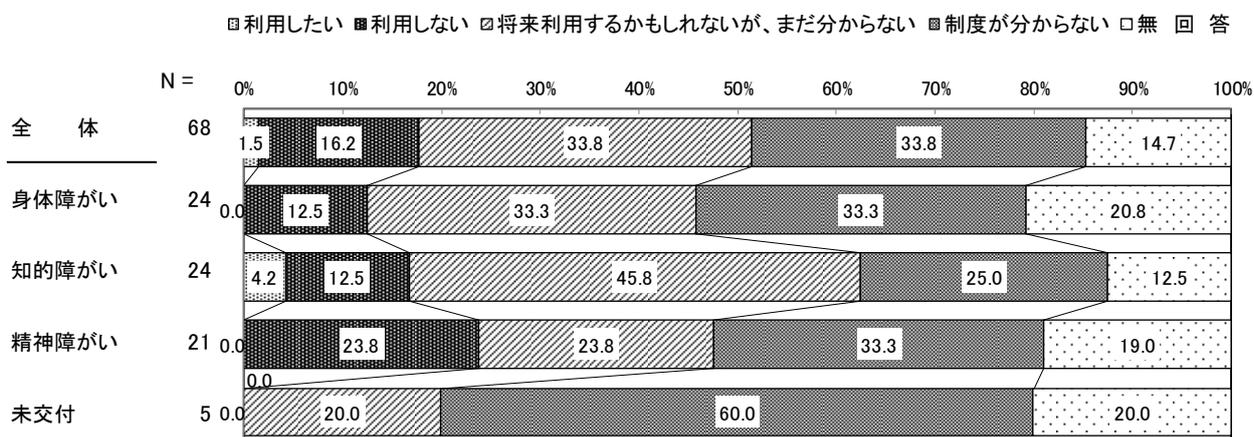
問36権利擁護支援センターの認知[%]



### 問 成年後見制度の利用意向(%)

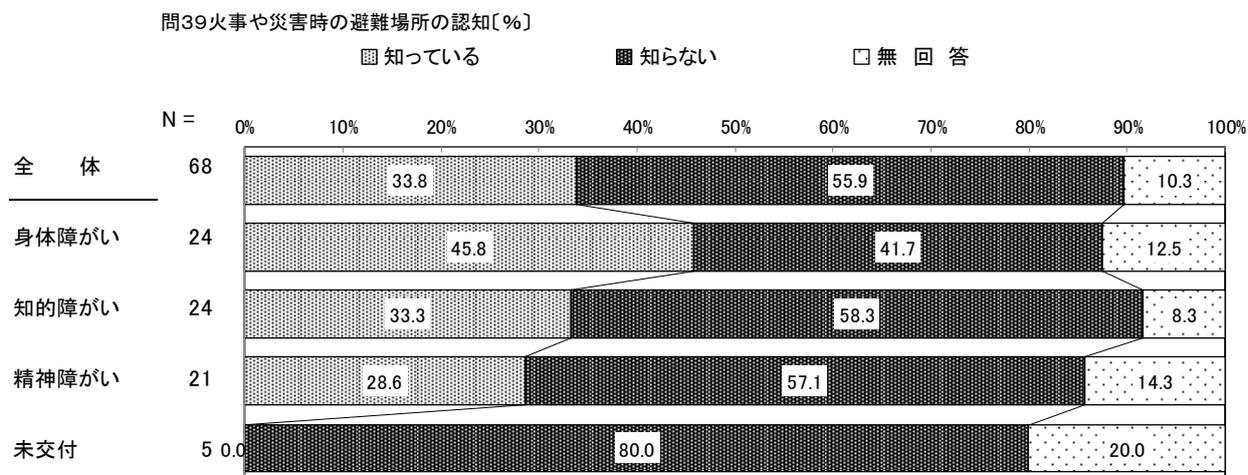
全体では、「将来利用するかもしれないが、まだ分からない」と「制度が分からない」がともに33.8%と多く、「利用しない」が16.2%となっています。

問37成年後見制度の利用意向[%]



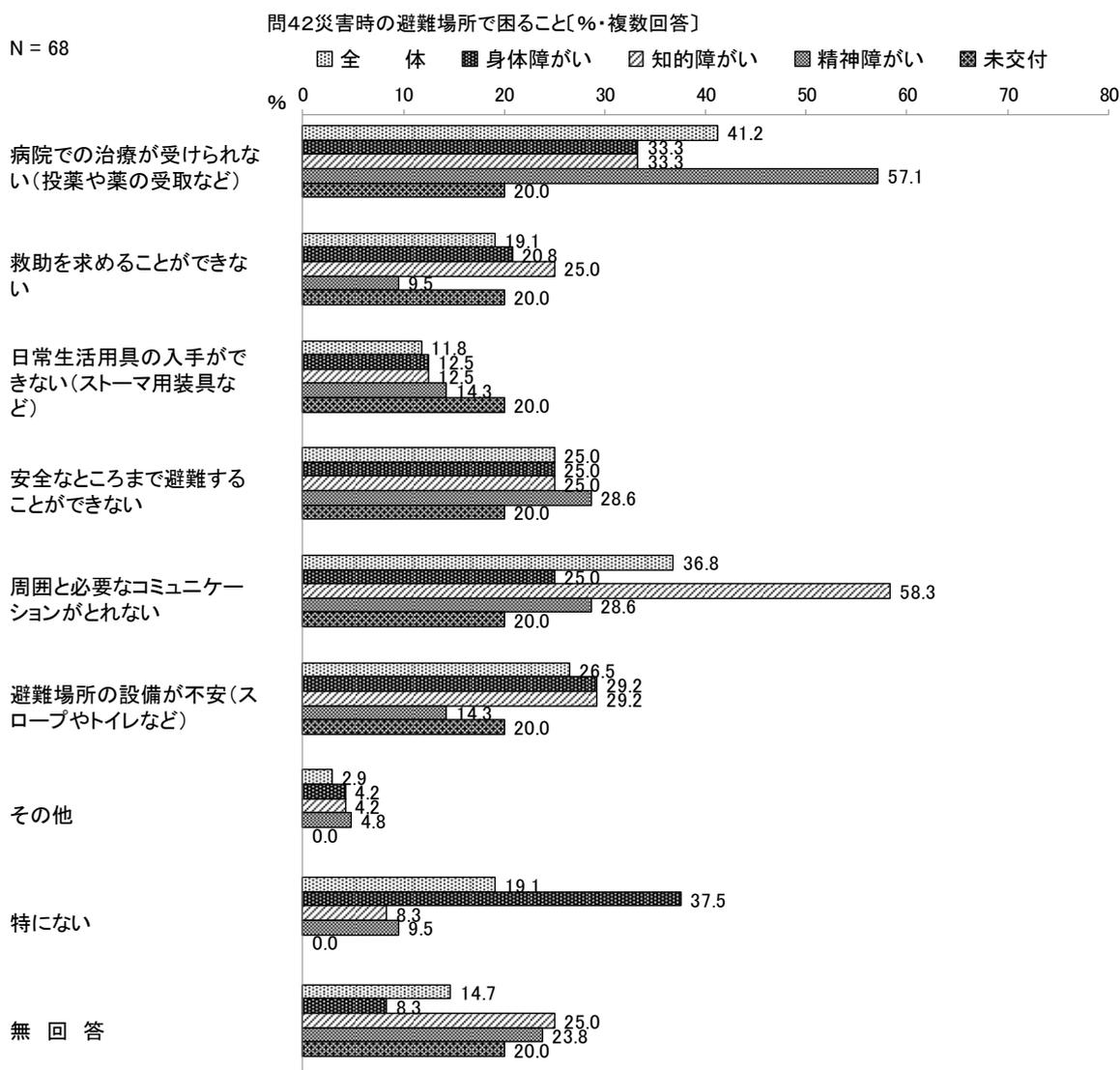
### 問 災害などの時の避難場所を知っているか(%)

全体では、「知らない」が55.9%と多く、「知っている」が33.8%となっています。



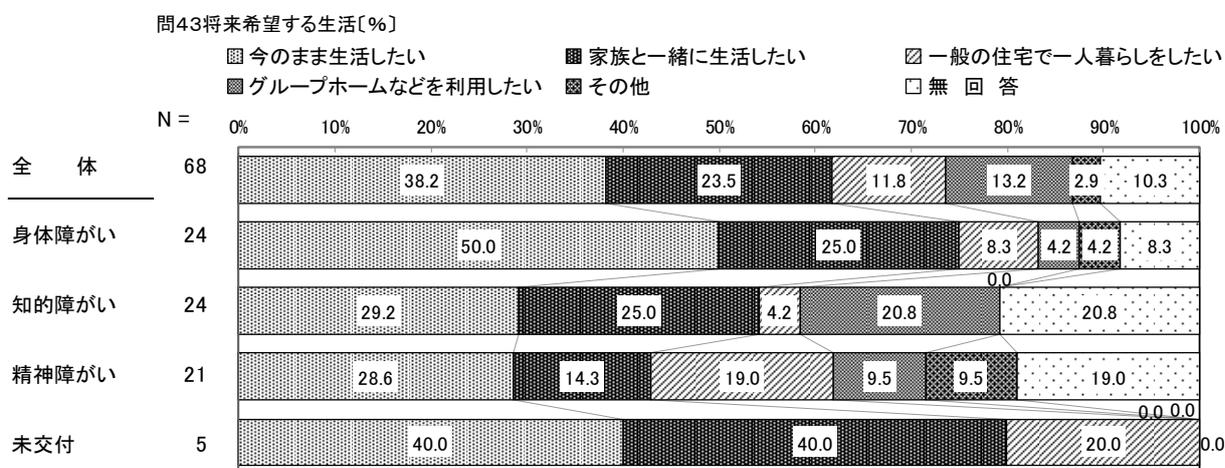
### 問 災害などの時の避難所で困ること(%・複数回答)

全体では、「病院での治療が受けられない(投薬や薬の受取など)」が41.2%と多く、「周囲と必要なコミュニケーションがとれない」が36.8%、「避難場所の設備が不安(スロープやトイレなど)」が26.5%、「安全なところまで避難することができない」が25.0%となっています。



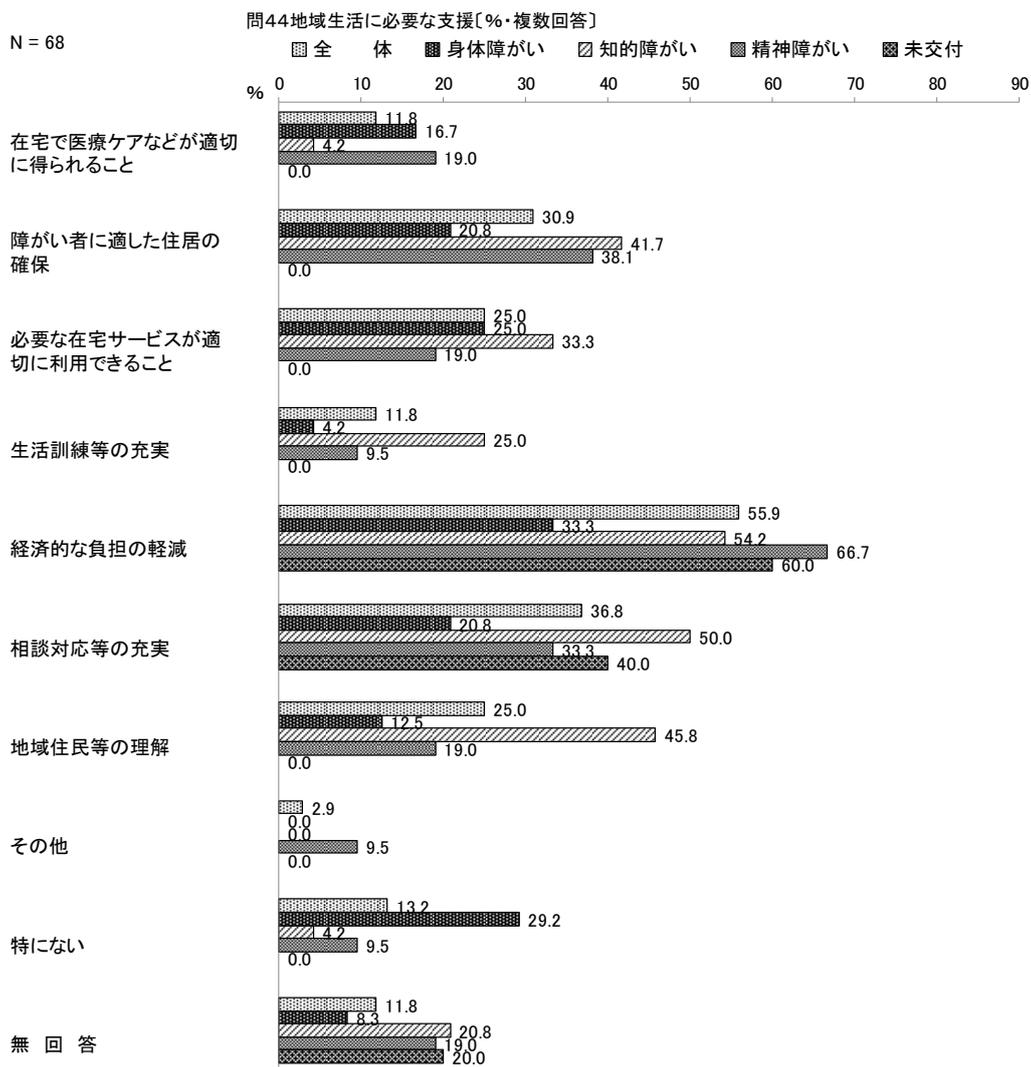
### 問 将来どのように生活したいか(%)

全体では、「今のまま生活したい」が38.2%と多く、「家族と一緒に生活したい」が23.5%、「グループホームなどを利用したい」が13.2%、「一般の住宅で一人暮らしをしたい」が11.8%となっています。



### 問 地域で生活するためには、どのような支援があればよいと思うか(%・複数回答)

全体では、「経済的な負担の軽減」が55.9%と多く、「相談対応等の充実」が36.8%、「障がい者に適した住居の確保」が30.9%、「必要な在宅サービスが適切に利用できること」と「地域住民等の理解」がともに25.0%となっています。

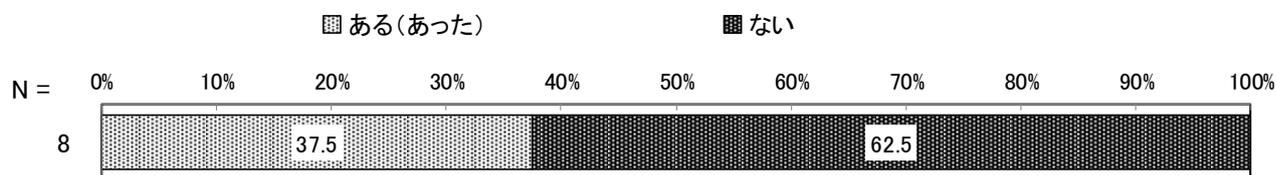


## (6) 障がい児の子育て等について

問 子育て・育児をしていて特に負担を感じる(た)ことはあるか(%)

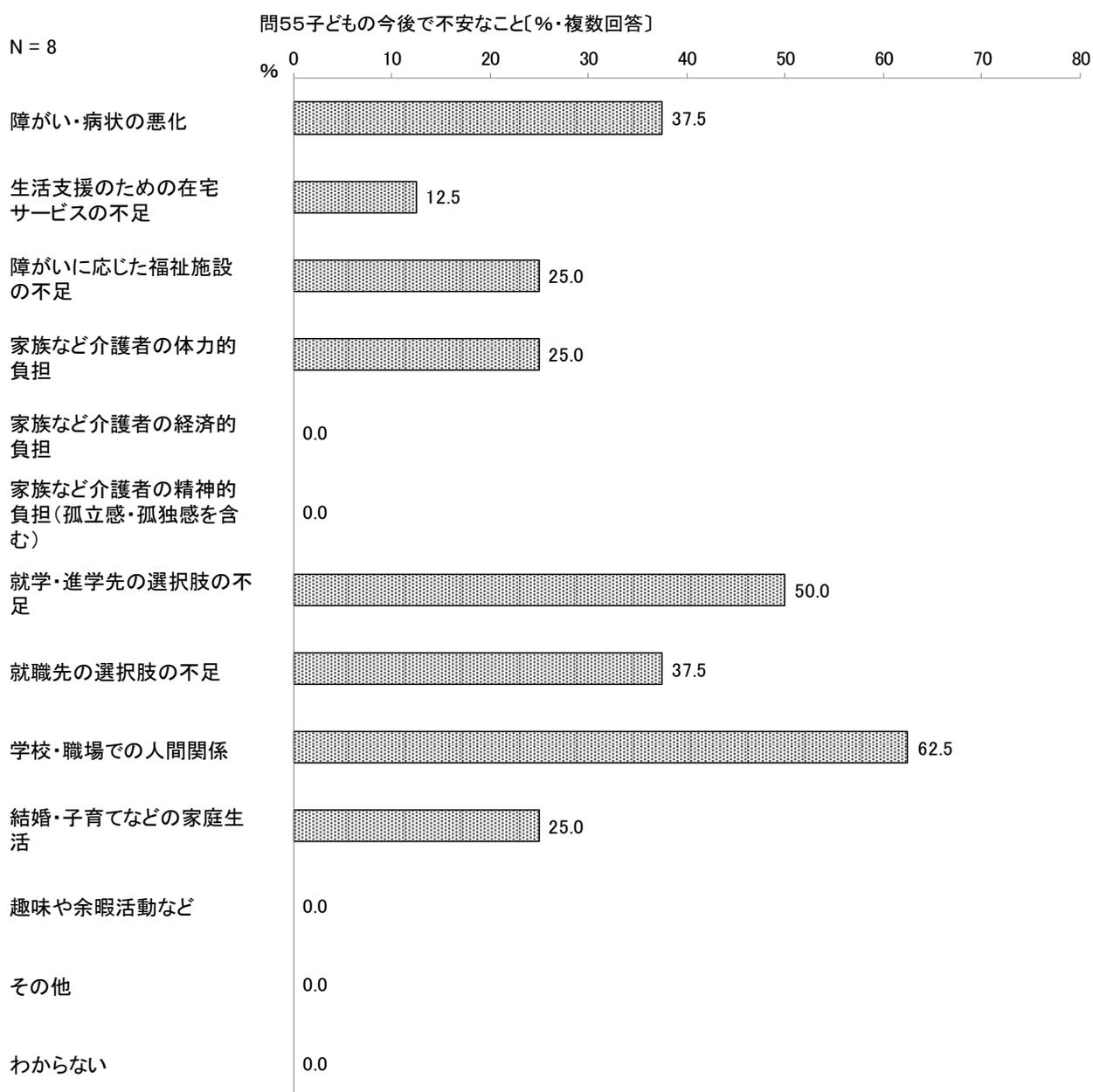
「ない」が62.5%と多く、「ある(あった)」は37.5%となっています。

問49子育て・育児で負担を感じる(た)こと[%]



問 お子さんの今後について特に不安に思うこと(%・複数回答)

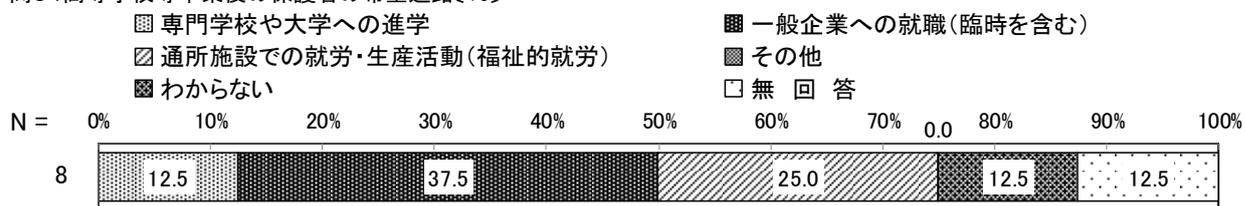
「学校・職場での人間関係」が62.5%と多く、「就学・進学先の選択肢の不足」が50.0%、「障がい・病状の悪化」と「就職先の選択肢の不足」がともに37.5%となっています。



問 お子さんが高等学校等を卒業した後、保護者様が希望する進路(%)

「一般企業への就職（臨時を含む）」が37.5%と多く、「通所施設での就労・生産活動（福祉的就労）」が25.0%となっています。

問54高等学校等卒業後の保護者の希望進路[%]



## 4. 計画策定における課題

### (1) 各調査結果・施策評価からみられる現状・課題

令和5年8月に実施したアンケート調査や地域共生ケア会議、住民意見交換会、施設・サービス事業所意見交換会、また第3期障がい者計画中間評価、第6期障がい福祉計画及び第2期障がい児福祉計画の施策評価等から提出された主な課題は次の通りです。

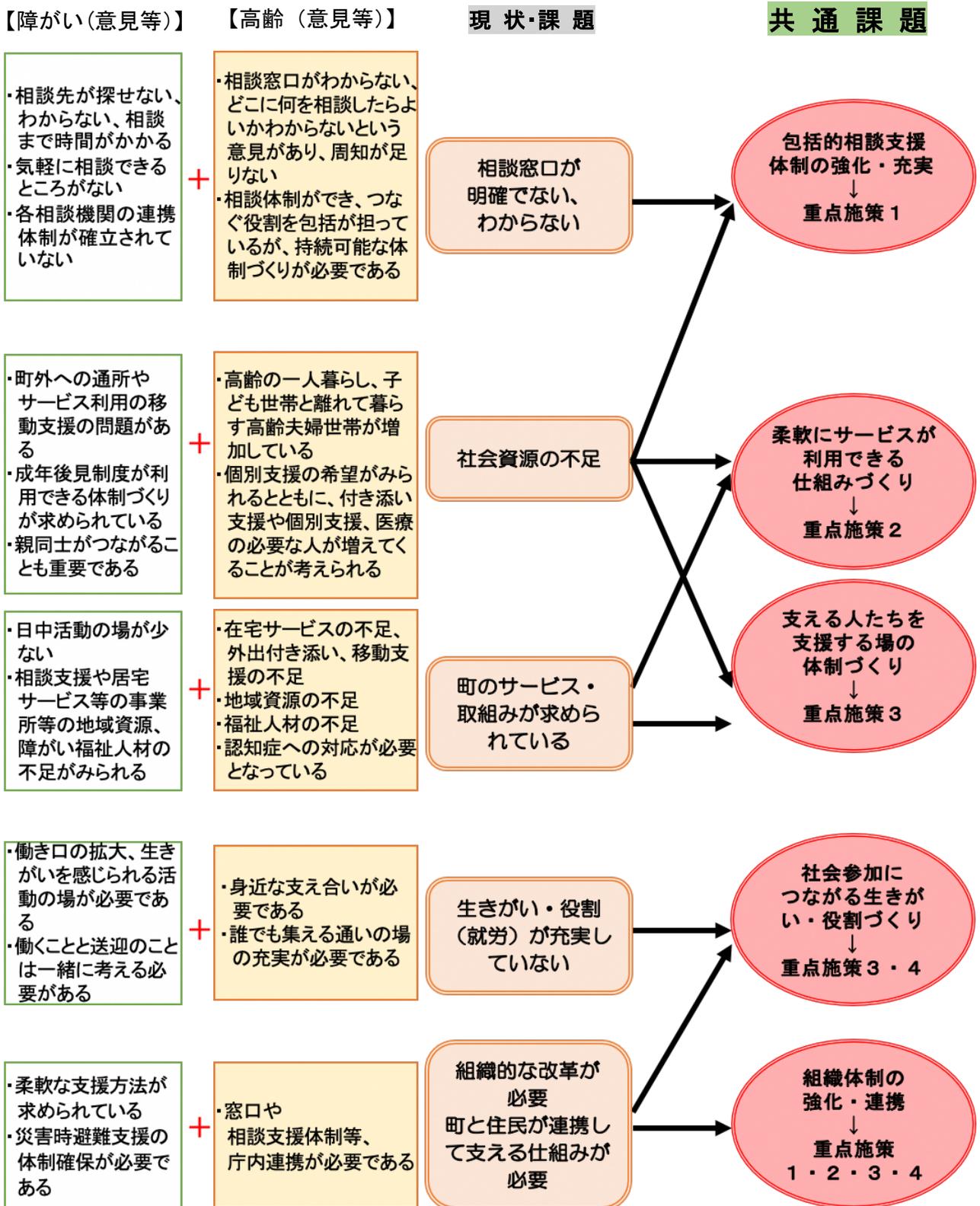
#### 現状・課題

	できていること	できていないこと	
アンケートから	<ul style="list-style-type: none"> <li>「相談機関の相談のしやすさ」については、47.1%が「相談しやすい」と感じている。</li> <li>「今後の就労意向」について、「職業訓練を受講したい」と思っている人は40.0%と多い。潜在的な就労意向のニーズはある。</li> <li>「暮らしやすい町」に必要な、参加しやすいスポーツの場を設けることはできている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「暮らしやすい町に必要なこと」への問いに対し「相談窓口の体制の充実、手続き等の簡素化」が最も多く51.5%。相談のしやすさを感じている人は一定数いるものの、より個のケースに応じた対応が求められている。</li> <li>「暮らしやすい町」にはスポーツに限らず、サークルや文化活動等、多様なテーマの集いの場も必要。</li> </ul>	相談窓口が明確でない、わからない
地域共生ケア会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>介護者の負担軽減の取組（介護者同士の交流の機会、傾聴等）。</li> <li>地域で支え合う仕組み、ボランティアの導入、支援機関のネットワーク（構想まで）。</li> <li>障がいを抱える方、認知症の方、生活困窮世帯等への支援として社会参加、活動の場が必要だということへの気づき。</li> <li>雇用にもつながると良い。</li> <li>本人の生きがいにもなる。</li> <li>介護者の負担軽減にもなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>住民が相談できる窓口の明確化。</li> <li>成年後見制度の普及啓発。成年後見制度の利用が必要と思われる方に対し適切な対応がとれる体制を整備し、サービス事業所や施設、地域住民への普及啓発を行うこと。</li> <li>介護サービス利用を拒否する利用者（家族以外との交流の機会がない引きこもりがちな認知症高齢者や若者等）へのアプローチ。</li> </ul>	社会資源の不足
事業所から	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がいを持つ方への情報提供は比較的できている。</li> <li>買い物代行のサービスは、買い物に行く行為そのものを楽しめるため、良いと思う。</li> <li>事業所が少ない分、コミュニケーションを取りやすい側面はある。</li> <li>隣近所がお互いを気にかけているという感じはある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>情報提供できる窓口を教えてくれる総合窓口のようなものが必要。</li> <li>相談があった際、障がいではなくひきこもりとしての対応になることがある。こういった情報不足や混乱を補うため、民生委員との接点等があると良い。</li> <li>障がい児向けのサービスの創出。</li> <li>ひきこもり、不登校児の支援。</li> <li>人材不足、資源不足がある。</li> </ul>	生きがい・役割（就労）が充実していない
施策評価から	<ul style="list-style-type: none"> <li>成年後見制度の利用支援の仕組みづくり（普及啓発ではなく）、あんしんサポートや地域連携ネットワークの効果的運用。</li> <li>地域生活支援拠点の整備。</li> <li>在宅サービスの充実。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>双葉郡内の障がいに関する相談窓口の周知。</li> <li>しごと部会を活用した企業開拓や多様な働く場の拡充。</li> <li>移動や移送、福祉人材不足により誰もが気軽に集える事業所が不足。</li> </ul>	組織的な改革が必要 町と住民が連携して支える仕組みが必要

## (2) 高齢者・障がい者共通課題の整理

現行計画をはじめ令和5年に実施したアンケート調査・地域共生ケア会議・福祉関係事業所の意見交換会、施策評価等から提出された主な課題を整理します。

高齢者・障がい者の現状・課題から導かれる共通課題を整理し、重点施策に課題解決の取組みを示します。



## 第3章 檜葉町の障がい者施策の方向

---



## 第3章 檜葉町の障がい者施策の方向

### 1. 基本理念

「共生社会」の実現に向けては、分野や年齢で分けることなく町民一人ひとりを尊重し、障がいのある方も支える方も誰もが安心して暮らし続けられるまちづくりが必要です。

そのため、関連計画となる「第9期檜葉町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画本計画」と第4次檜葉町地域福祉計画の基本理念である『**みんなで支え合い 幸せを実感できるまち**』を共通の基本理念として定め、「～みんながよろこびやつながりを感じながら安心して暮らせるまちならば～」をサブタイトルとし、障がい福祉施策を推進します。

#### ■ 檜葉町障がい者施策の理念

##### 〈基本理念〉

**みんなで支え合い 幸せを実感できるまち**

##### 〈サブタイトル〉

～みんながよろこびやつながりを感じながら  
安心して暮らせるまちならば～

## 2. 施策の体系 第3期障がい者計画

檜葉町地域共生社会の実現に向け、第4次檜葉町地域福祉計画の3つの基本目標を掲げ、さらに第3期障がい福祉計画と同じ重点施策を掲げその目標を実現させるための具体的な重点施策及び施策を展開していきます。

なお、令和5年度に実施した檜葉町第3期障がい者計画の中間評価を受け、重要課題の洗い出しとともに、基本施策中の重点事項の見直しを行いました。令和6年度～令和8年度の障がい者福祉施策の推進に、しっかり活かしていきます。

基本理念 第4次地域福祉計画と共通	基本目標 第4次地域福祉計画と共通	重点施策 高齢者福祉・介護計画と共通	基本施策	整合性の有無					
			本計画特有	地	高	子	健	地活	
みんながよるこびやつながりを感じながら安心して暮らせるまちならは <b>みんなが 支え合い 幸せを 実感 できる まち</b>	みんなで助け合い支え合う仕組みがある まちづくり	強 誰 化 きも ・ 制るが 充 支相 実 援談	(1) 総合相談窓口の充実 (2) 地域包括支援センターの機能の充実 (3) 相談支援事業所等の強化	●	●	●	●	●	
		誰もが支援を選択し利用できる 支援体制の強化	(4) 地域共生ケア会議の充実 (5) 障がい児支援体制の整備 (6) 権利擁護の推進 (7) 在宅生活を支えるサービスの充実 (8) 法人間の協働・連携 (9) 福祉施設・サービス等の柔軟な活用 の検討 (10) 健康づくりの充実・推進 (11) 地域生活の継続と施設入所者等の 地域生活への移行	●	●	●	●	●	
			誰もが活動・参加できる 機会の充実	(12) ワーキンググループの効果的運用 (13) 就労の場・収入機会の開拓 (14) 誰もが参加しやすい集いの場の 推進 (15) 福祉人材の育成・確保 (16) ボランティア活動の推進・強化 (17) 活動をととした心身の充実	●	●	●	●	●
	つながりが持てる 地域づくり			(18) 継続可能な地域包括ケアシステム の推進 (19) 在宅医療介護福祉連携の推進 (20) 支え合い活動（見守り）の充実 (21) 支え合い町づくり推進機能の 仕組みづくり (22) 災害や感染症対策に係る体制整備 (23) 地域における普及啓発の実施	●	●	●	●	●

「整合性の有無」について、記載している計画名は以下になります。

地：第4次檜葉町地域福祉計画

高：第9期高齢者福祉及び介護保険事業計画

子：第2期子ども・子育て支援事業計画

健：健康づくり推進計画（にこにこ健幸プラン）

地活：地域福祉活動計画

## 第4章 障がい者福祉施策の推進

---



## 第4章 障がい者福祉施策の推進

### 基本目標 1

みんなで助け合い支え合う仕組みがある  
まちづくり

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●		●	●

## 重点施策 1 誰もが相談できる支援体制の強化・充実

### (1) 総合相談窓口の充実

#### <背景>

複合的な課題を抱える世帯が増加傾向にあり、相談先が分野によって異なり、サービスにつながるまでに時間がかかってしまう場合がありますが、地域包括支援センターを中心に各所で出された相談をつなぎ、連携して支援につなげる体制を確保してきています。しかし、アンケートでは、相談窓口を知らないという回答が多く、相談窓口について周知を図っていくことが課題です。

#### <施策の方向>

福祉に関する（高齢・障がい・子ども・子育て・教育・生活困窮・成年後見を含めた相談窓口の一本化を図り、抱える課題の整理や基幹相談支援センターをはじめとした専門機関との連携等、総合的に対応できる窓口として関係機関との機能強化を図り、断らない相談支援を実施します。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 相談窓口の周知	相談窓口の周知の徹底			HP 広報・リーフレット掲載件数
	 主担当課等：保健福祉課・地域包括支援センター			
② 保育・子育て・教育・福祉の連携強化	連携強化に向けた協議を推進（セルフプラン含む）			協議回数・件数
	 主担当課等：保健福祉課・地域包括支援センター			
③ 障がい者相談窓口・制度等の周知	相談支援事業所等の窓口の周知徹底を図る			HP 広報・リーフレット掲載件数
	 主担当課等：保健福祉課・相談支援事業所・基幹相談支援センター			

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①…【継続】前計画から継続 ②…【新規】本計画から記載 ③…【新規】本計画から記載

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●		●	●

## (2) 地域包括支援センターの機能の充実

### <背景>

高齢者・障がい者の総合相談、権利擁護支援、介護予防のケアマネジメント及び地域共生ケア会議の運営等を業務とし、地域包括ケアシステム構築の深化へ向けた中核的な機関として地域包括支援センターの機能の強化を図っていくことが必須となっています。

### <施策の方向>

高齢者・障がい者・生活困窮・成年後見等、福祉に関する様々な課題に総合的に対応できるよう、基幹相談支援センター等との連携・協働も図りながら、持続可能な地域包括支援センター機能の充実を図ります。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 地域包括支援センターの機能の充実	地域包括支援センター運営協議会等による評価点検の取組みを強化			相談範囲の拡充
	 主担当課等：保健福祉課・地域包括支援センター			相談体制の構築

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【見直し】前計画から見直し

地福	高齢	子ども	健康	地活

### (3) 相談支援事業所等の強化

#### <背景>

相談窓口の周知でも述べたように、「相談先が身近でないこと」「相談担当者の定着が出来ていないこと」が課題としてあげられています。受付から相談支援が途切れることなく、障がい者本人やご家族等からの生活全般のニーズにきめ細やかな相談対応が求められています。

#### <施策の方向>

檜葉町内においては、地域共生ケア会議を積極的に開催し、相談支援事業所、障がい福祉サービス事業所、医療機関、地域包括支援センター、基幹相談支援センター等と多機関連携を図っており、今後も複合的課題の事例に対応できるよう、連携強化の必要があります。

双葉郡内広域で取組む相談支援事業については、より一層の相談支援体制の整備が求められており、平成30年度には双葉地方地域自立支援協議会に相談支援体制検討委員会が立ちあがりました。

また、双葉郡内広域での避難が続いている状況のため、避難先に居住する方の相談支援も同時に求められており、令和3年度より、中核市（いわき市、郡山市、福島市）への相談支援事業を双葉郡内8町村が一体的に実施します。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 相談支援体制の構築と相談支援事業の強化及びサービスの質向上	双葉地方地域自立支援協議会等を活用し、相談支援事業の整理を行う。総合的な援助方針や支援の課題を踏まえ、利用者に寄り添った支援ができる事業として体制整備と事業強化を図る。			相談支援サービスの質の向上を図るため検討を行っていく。 検討の場の開催回数
	 主担当課等：保健福祉課・相談支援事業所・基幹相談支援センター			
② 他機関との連携体制の強化	檜葉町地域共生ケア会議等への積極的な参加を進める。相談支援事業所・基幹相談支援センター・福祉事業所・医療機関等との連携の強化を図る。			相談支援事業所と檜葉町地域共生ケア会議の連携機会の増加
	 主担当課等：保健福祉課・相談支援事業所・地域包括支援センター・基幹相談支援センター			

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【見直し】前計画から見直し ②・・・【継続】前計画から継続

## 関連する取組・事業

関連する取組・事業	主な内容
身近な相談支援体制の充実	<p>障がい者の相談支援事業</p> <p>檜葉町地域包括支援センターでの40～64歳で障がいのある人の相談、地域共生社会での個別ケース検討</p> <p>基幹相談支援センターふたばでの相談支援事業所に対する支援と関係機関との連携、ネットワーク強化</p> <p>相談支援事業所</p> <p>双葉地方地域自立支援協議会</p>
高齢・障がい者総合相談窓口の設置	檜葉町地域包括支援センターを中心にした包括的相談支援体制の整備
地域における普及啓発活動の実施	地域での普及啓発活動(シンポジウム)

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●	●	●	●

## 重点施策2 誰もが支援を選択し利用できる支援体制の強化

### (4) 地域共生ケア会議の充実

#### <背景>

地域共生ケア会議は、住民の総合的なケアに資するため、高齢者及び障がい者（児）のケア会議を一体的に運用し、定例開催する地域共生ケア会議と、随時開催するケースケア会議で構成されています。

複合的な課題を抱えるケースが増加傾向となり、高齢者独居や高齢者のみ世帯の増加もみられ、高齢者の抱える課題に加え、子ども、高齢、障がい、生活困窮等の課題等も含めて世帯全体を支援していくことが求められています。

#### <施策の方向>

地域共生ケア会議では、事例検討を通じ地域課題の抽出及び把握から、政策形成につなげる役割とともに、支援を行う上での情報の共有及び技術の向上を図る場としての役割を担います。

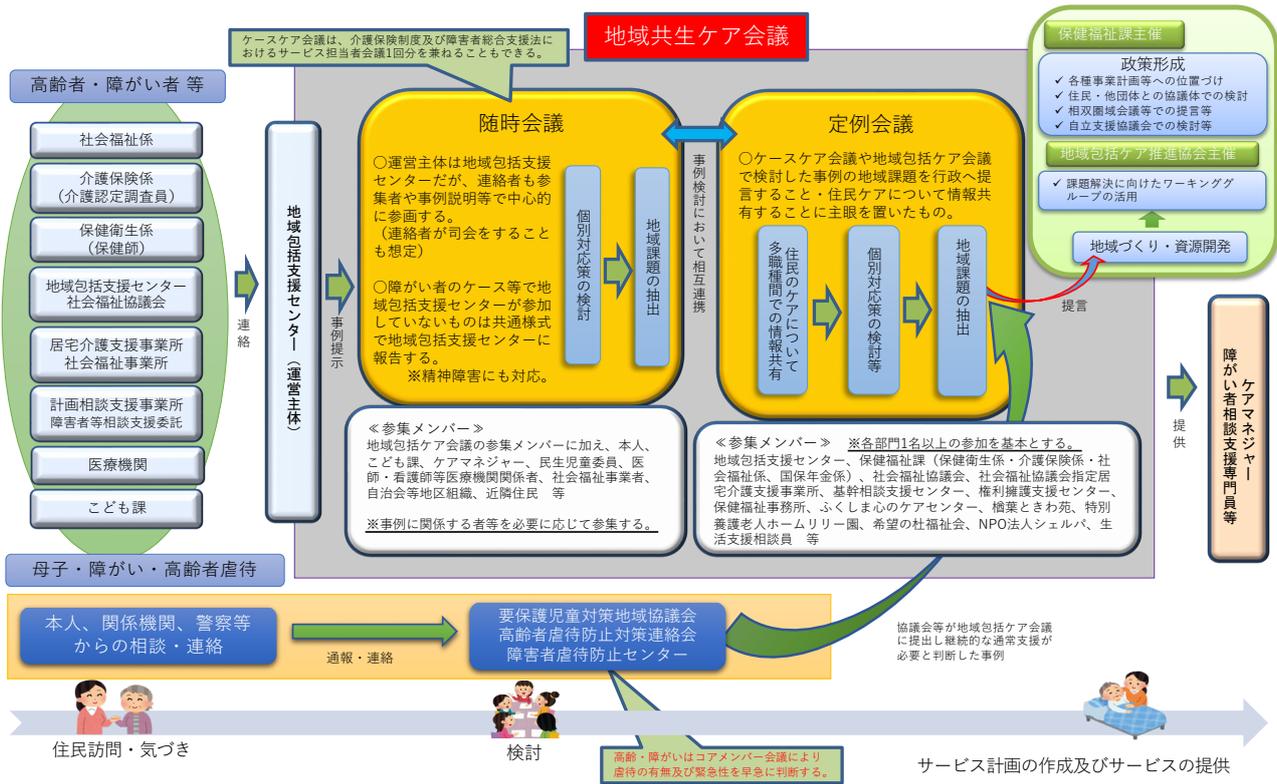
ケースケア（個別）会議は、高齢・障がいに限らず子ども・生活困窮に加え、昨今増加傾向にある若年性認知症や障がいを持つ親世代に関するケースについても、援助方針を検討、整理する協議の場として活用し、地域課題を抽出する役割を担います。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 地域共生ケア会議の充実	福祉分野(子ども・高齢・障がい・生活困窮、若年性認知症、障がいを持つ親世代等)の様々なケースの協議の場とするとともに、福祉分野全般にわたる動向や概要の学び・情報共有の場とする。			関係機関の情報共有及び技術向上に向けた検討会の定期開催
	 主担当課等:保健福祉課・地域包括支援センター			

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【見直し】前計画から見直し

# 檜葉町地域共生ケア会議について (全世代対応型)



出典：保健福祉課

地福	高齢	子ども	健康	地活
●		●	●	

## (5) 障がい児支援体制の整備

### <背景>

現在、双葉郡内には障がい児通所施設がなく、近隣の町村にある施設を利用しています。しかし、住まいの身近な地域での支援体制と移動体制の確保や希望する利用日数の確保が難しいといった課題があげられており、身近な地域で利用できる通所系施設が求められています。

### <施策の方向>

町では、障がいを持つ子どもたちが、障がいのあるなしに関わらず地域の中で見守られ、心身の健やかな発達が促されるよう、個々のニーズに応じた多様な子育て環境や障がい児の家族を含めた支援体制の整備を保健、教育、子育て、福祉が連携して行っていきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 障がい児通所施設等の充実	双葉地方地域自立支援協議会等を活用し、広域での充実化を図る。  主担当課等：保健福祉課・基幹相談支援センター・双葉地方地域自立支援協議会			障がい児通所施設等を1か所整備する
② 障がい児の相談支援体制の充実と活用促進	相談支援事業所、保健、教育機関、こども園、学校、医療機関等と連携し相談支援体制を整備する。  主担当課等：保健福祉課・相談支援事業所			子どものセルフプランのモニタリング体制の構築
③ 保健・医療・福祉・教育機関との連携	連携体制を確保するため、協議検討の場を設置する。  主担当課等：保健福祉課・こども課			協議の場を1か所設置する
④ 放課後等の居場所の充実と活用を促進	日中一時支援事業や児童館を活用した場の提供。  主担当課等：保健福祉課、教育総務課			居場所の選択肢を拡充する
⑤ 児童発達支援センターの設置	郡内児童発達支援センターを整備する。  主担当課等：保健福祉課・基幹相談支援センター・双葉地方地域自立支援協議会			センター設置の周知の充実

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

- ①…【継続】前計画から継続 ②…【見直し】前計画から見直し ③…【継続】前計画から継続 ④…【見直し】前計画から見直し  
 ⑤…【新規】本計画から記載

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●	●	●	●

## (6) 権利擁護の推進

### <背景>

認知症高齢者や障がい者の権利擁護支援に関する相談が増えてきています。

平成28年5月には成年後見制度利用促進法が施行されていますが、アンケートでは成年後見制度について、「知らない」が52.9%、「知っている」が36.8%との結果が出ており、制度等の普及・利用支援等、関係機関が連携して努めることが求められています。虐待対応についても同様に体制整備や普及啓発が求められています。

### <施策の方向>

障がいや高齢により判断機能が低下した人の権利擁護支援に関しては、地域連携ネットワークを確立し成年後見制度、あんしんサポート（日常生活自立支援事業）や、生活困窮者自立相談支援事業、ヤングケアラー支援事業について、利用支援を権利擁護支援センターや社会福祉協議会と連携して対応します。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 中核機関の体制強化	相談支援・広報啓発・受け皿の確保・モニタリングの実施  主担当課等：保健福祉課・権利擁護支援センター・社会福祉協議会・地域包括支援センター			権利擁護に関する研修会・勉強会の開催件数
② 高齢者・障がい者虐待防止の強化	高齢者・障がい者共通の虐待対応マニュアルを強化効果的運用の検討  主担当課等：保健福祉課・地域包括支援センター・基幹相談支援センター			高齢者・障がい者共通の虐待対応マニュアルの強化
③ 成年後見制度及び権利擁護支援センターの周知普及	ならは広報・はぴねす・Fromほうかつ・地域ミニデイ等への出前講座の実施  主担当課等：保健福祉課・社会福祉協議会・権利擁護支援センター・地域包括支援センター			アンケート（5）差別解消と権利擁護の推進について（P31）権利擁護支援センターの認知度を50%に増やす
④ 成年後見制度の利用支援	ケースの早期発見、相談、制度利用支援  主担当課等：相談支援事業所・地域包括支援センター・社会福祉協議会・保健福祉課・権利擁護支援センター			相談件数

⑤ あんしんサポートの推進 (日常生活自立支援事業)	<p style="text-align: center;">相談・利用支援</p>  <p>主担当課等:保健福祉課・社会福祉協議会</p>	相談・利用件数
⑥ 地域連携ネットワークの運用	<p style="text-align: center;">地域共生ケア会議(地域連携ネットワーク会議)の活用</p>  <p>主担当課等:地域包括支援センター・保健福祉課・権利擁護支援センター</p>	地域連携ネットワーク会議の開催
⑦ 生活困窮・ヤングケアラーに係る支援機関との連携	<p style="text-align: center;">生活困窮者やヤングケアラーへの必要な支援機関との連携体制の強化</p>  <p>主担当課等:県・保健福祉課・社会福祉協議会・福島県社会福祉協議会</p>	相談件数

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

- ①・・・【見直し】前計画から見直し    ②・・・【見直し】前計画から見直し    ③・・・【見直し】前計画から見直し    ④・・・【継続】前計画から継続  
 ⑤・・・【継続】本計画から継続    ⑥・・・【継続】前計画から継続    ⑦・・・【新規】本計画から記載

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●	●	●	●

## (7) 在宅生活を支えるサービスの充実

### <背景>

在宅サービスの種類や提供体制が不足している状況が窺えます。介護サービスや障がい福祉サービス以外の生活支援や町独自の在宅福祉サービス等を活用しながら、この地域で暮らし続けることができるよう支援するとともに、生活支援サービスや共生型サービス等を整備する必要があります。

### <施策の方向>

檜葉町内においても、在宅支援のメニューの再評価、開発の必要性はあり検討を重ねていきます。なお、居宅介護事業所（ヘルパー事業所）の不足については、双葉郡内共通の課題となっており、人員体制の強化と福祉事業所間での連携体制の強化が必要です。双葉地方地域自立支援協議会等を活用し、広域で整備できるよう検討を行います。さらに、障がい児を対象に含むファミリーサポート等、休止事業の再開についても推進していきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 居宅介護事業所（ヘルパー事業所）の確保	双葉地方地域自立支援協議会を活用し、双葉郡内広域で体制を整備する。町内の事業所間で連携体制を強化する。  主担当課等：保健福祉課・基幹相談支援センター			町内事業所の連携体制の強化 検討会の開催数
② 町独自の在宅福祉サービスの事業拡充	町独自の在宅福祉サービスを対象者のニーズに合わせて、基準緩和や移動を含めたサービスメニューを拡充。方向性を町・社会福祉協議会と協議し拡充していく。  主担当課等：保健福祉課・社会福祉協議会			新たなサービスの開発と休止事業の再開

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【継続】前計画から継続 ②・・・【見直し】前計画から見直し

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●			●

## (8) 法人間の協働・連携

### <背景>

介護・福祉人材の不足が檜葉町及び双葉郡内でも見受けられることから、法人間、事業所同士の情報共有や人事交流の必要性が高くなっています。

### <施策の方向>

介護・福祉人材不足や利用者への支援の充実と業務の効率化を図っていけるように、町が調整等の役割を担っていきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 広域交流・多分野交流を基盤とした法人間の交流等の仕組みづくり	町・福祉事業所・社会福祉協議会等、関係機関と仕組みづくり(人事交流・研修会等)について検討			検討会の回数
	 主担当課等:保健福祉課・福祉事業所 社会福祉協議会			事業の実施

※重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【見直し】前計画から見直し

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●			●

## (9) 福祉施設・サービス等の柔軟な活用の検討

### <背景>

地域の社会資源には限りがあり、福祉サービス等の提供体制も脱「縦割り」が必要です。町内の福祉施設が相互に連携し合い、各種サービスを柔軟に活用して必要なサービスが利用できるように検討が必要です。

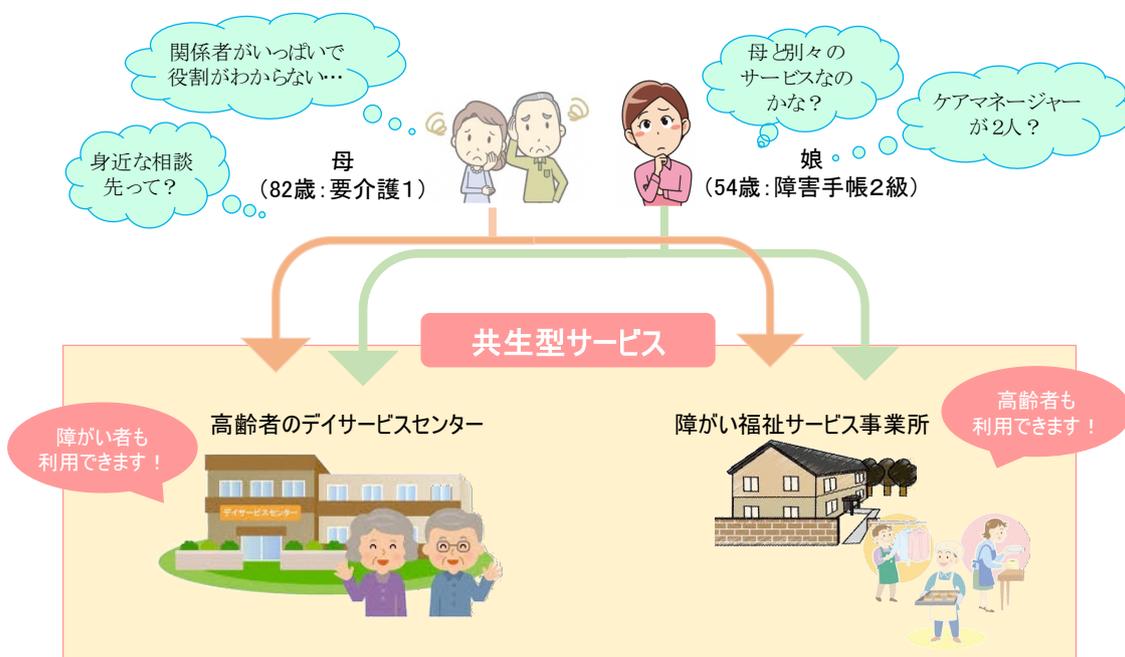
### <施策の方向>

福祉サービス（高齢・障がい）を限られた資源で有効に提供できるように、福祉施設・各種福祉サービス等を関係機関で柔軟に活用することで、共生型サービスに寄与しうる有効なサービス提供ができるよう、模索・検討します。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 福祉施設・サービス等の柔軟な活用の検討	検討会の開催  主担当課等: 社会福祉協議会・福祉事業所・保健福祉課・地域包括支援センター			検討会の開催

※重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【見直し】前計画から見直し



出典：保健福祉課

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●		●	●

## (10) 健康づくりの充実・推進

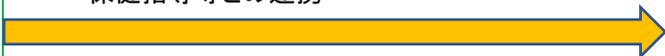
### <背景>

アンケート結果から、若年性認知症対策や障がい者ご本人だけでなくその家族の健康管理と疾病予防対策が重要な課題としてあげられます。また、日本における高齢化は障がいを持った方についても同様に進んでおり、それに伴う服薬支援の増加や煩雑化が課題になっているため、適正な服薬管理指導も今後ますます必要になってくると考えられます。

支え合いにおいては支える側と支えられる側と両方が重要です。認知症については若年性のものもあり、計画の中でも触れていく必要があると思われます。そして近年では子育て中の若い親御さんが発達障がい等を持つケースも少なくありません。よって家庭一世帯丸ごと支えていく、という視点と意識が重要です。そこには、食事・運動・生活習慣病等、総合的な健康づくりの知識の普及が求められています。

### <施策の方向>

ライフステージにあった健康管理、健康づくりを支援するため、健康診断の結果を踏まえてフォローを行います。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 自立支援と重度化を防止した健康管理と体力づくり	一般介護予防事業・地域交流サロン 保健指導等との連携  主担当課等: 保健福祉課・社会福祉協議会			登録者数
② インクルーシブで誰もが参加しやすい健康づくりの場の創出	健幸チャレンジ・元気アップ教室・ スポーツクラブの活用・ヘルシークッキング  主担当課等: 保健福祉課・檜葉町スポーツ協会			定期的な開催 新規参加者の増加
③ 保健事業と介護予防の一体的事業の実施	訪問栄養指導・訪問歯科指導・訪問服薬指導・ 出前講座・フレイル予防・通いの場における健康教育、健康相談  主担当課等: 保健福祉課			対応件数

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①…【継続】前計画から継続 ②…【見直し】前計画から見直し ③…【継続】前計画から継続

地福	高齢	子ども	健康	地活

## (11) 地域生活の継続と施設入所者等の地域生活への移行

### <背景>

障がい者の入所、長期入院について、地域生活への移行促進を目指した取り組みが進められており、国の方針としては、令和5年度末時点の施設入所者数を令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減することが求められています。

地域において、本人が望む生活を送ることができるよう体制を構築する必要があります。特に精神の障がいがある方については医療関係機関との連携も必要な状況です。

### <施策の方向>

地域生活への移行や施設に入所せず在宅や地域での生活を維持・継続すること（施設入所したとしてもあくまで地域内で）、地域での生活継続やグループホームでの生活等、本人の望む生活を選択できるような支援体制を構築していきます。

檜葉町では、精神障がい者にも対応した「にも包括」を含む地域包括ケアシステム構築の深化と共に検討を重ね、地域づくりの観点も踏まえた支援体制を整備していきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 地域生活支援拠点の整備・充実	支援拠点の充実と点検・モニタリング体制の整備  主担当課等：保健福祉課・基幹相談支援センター			双葉郡内に1か所整備、充実化を図る
② 親亡き後の支援の充実	親が亡くなった後でも本人が地域生活を維持・継続できるような支援・サービスの検討  主担当課等：保健福祉課・基幹相談支援センター			支援・サービスの検討回数
③ 「にも包括」等、精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの構築	双葉地方地域自立支援協議会や檜葉町地域共生ケア会議を活用し、かつ点検体制も構築する。  主担当課等：保健福祉課・地域包括支援センター 基幹相談支援センター			広域で協議の場を設置  地域共生ケア会議の開催を年1回以上
④ 精神障がい者で長期入院していた方の地域移行支援	退院調整フローの整備と地域理解の形成  主担当課等：保健福祉課・双葉地方地域自立支援協議会・相双保健福祉事務所			退院調整フローの整備と施行

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①…【見直し】前計画から見直し ②…【新規】本計画から記載 ③…【見直し】前計画から見直し ④…【新規】本計画から記載

## 関連する取組・事業

関連する取組・事業	主な内容
日中活動と生活できる場づくり	グループホームの確保 日中活動系サービスの推進
地域生活への支援	地域共生ケア会議での個別サービス会議
地域共生ケア会議の充実	地域共生ケア会議へ多機関の参加を促進し、連携できる関係づくりを進める
健康づくり・心の健康の充実	生活習慣の改善等保健事業に関する情報発信
成年後見制度についての窓口の充実と強化	権利擁護支援の推進(成年後見制度の啓発、利用促進、地域連携ネットワークの構築)
障がい児の発達等における子育て相談	障がい児と保護者への切れ目ない支援の推進
リンクノートの活用	リンクノートの活用
保健、医療、福祉、教育との情報共有と協議の場の設置	要保護児童対策地域協議会
受け入れ体制の強化	障がい児の通園・通学にあわせた加配保育の実施
放課後等の居場所づくり	日中一時支援事業の実施
移送サービスの充実	自立支援協議会での移送支援の課題協議

**基本目標 2**  
**みんなが参加しやすくつながりが持てる**  
**まちづくり**

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●	●	●	●

## 重点施策 3 誰もが活動・参加できる機会の充実

### (12) ワーキンググループの効果的運用

#### <背景>

高齢者・障がい者の活躍・就労できる場づくり、ボランティア活動等、様々なテーマでワーキンググループ\*を開催していますが、ワーキンググループでの議論の結果を有効に施策に結び付けられるようにしていくことが課題です。

#### <施策の方向>

ワーキンググループの運用を充実させ、具体的な支援体制を構築します。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① ワーキンググループの継続的实施	ワーキンググループの効果的運用			開催件数
	 主担当課等：保健福祉課・地域包括支援センター			テーマ別目的の設置・実行

※重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【継続】前計画から継続

\* ワーキンググループ：具体的な地域の課題解決に向けた協議や関係機関との連携、情報共有や取組みを行い協議会へつなげる役割

地福	高齢	子ども	健康	地活
●				●

## (13) 就労の場・収入機会の開拓

### <背景>

障がいがある方の就労支援として「就労先の開拓が必要」「収入を得られる機会を創出すべき」といった課題が策定委員会であげられています。アンケートからも働くために必要なこととして、「障がいのある人に適した仕事であること」と「近くに働く場所があること」が約30%と多くなっており、就労訓練や作業内容の拡充、就労先及び収入機会の開拓が求められています。

### <施策の方向>

障がいのある方の社会的・経済的・精神的な自立を促進し、地域での生活が営めるよう、農福連携（農業と福祉で障がい者の就労支援のために連携）を先進的事例とした障がい者の就労への支援や、就労先の開拓を進め、企業等の受け入れ先の開拓を図ります。また、教育機関との連携の仕組みづくりも検討し、特別支援学校等に通う生徒の将来を見据え、職業体験等の場を提供するため検討を図ります。さらに、就労とは異なる「収入機会」という観点からも社会活動への参加を支援します。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 障がいのある方の就労に向けた検討機会の創出	ワーキンググループ・双葉地方地域自立支援協議会の効果的活用 主担当課等：保健福祉課・農林水産課・基幹相談支援センター・地域包括支援センター・ふたば支援学校・相双障害者就業・生活支援センター			検討機会の回数
② 障がいのある方の就労に向けた体験機会の創出	ワーキンググループ・双葉地方地域自立支援協議会の効果的活用 主担当課等：保健福祉課・農林水産課・基幹相談支援センター・地域包括支援センター・ふたば支援学校・相双障害者就業・生活支援センター			検討及び体験機会の件数
③ 障がいのある方の収入機会の開拓	優先調達・販路開拓の検討 主担当課等：保健福祉課・基幹相談支援センター・地域包括支援センター・ふたば支援学校・相双障害者就業・生活支援センター			検討機会の回数
④ 障がいのある方の資格取得支援の検討	自動車運転免許や職業に応じた技能資格取得の推奨を検討 主担当課等：保健福祉課・基幹相談支援センター・地域包括支援センター・ふたば支援学校・相双障害者就業・生活支援センター			検討機会の回数

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①…【見直し】前計画から見直し ②…【新規】本計画から記載 ③…【新規】本計画から記載 ④…【新規】本計画から記載

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●	●	●	●

## (14) 誰もが参加しやすい集いの場の推進

### <背景>

障がい者福祉計画策定委員会では「地域活動支援センターのような機能の場所があると良い」といった声があげられています。

町内には就労系の通所施設はありますが、就労以外の日中活動の場は無く、通所先以外でも過ごせるような機会や場所が求められています。

第3次地域福祉計画で位置づけた、地域共生拠点としての「あおぞらこども園」や「まなび館」が、園児・児童の増加に伴い施設利用ができなくなっていくことから、高齢者や障がい者、若い世代等の多世代交流のできる新たな拠点整備の検討が必要です。

### <施策の方向>

地域共生社会の実現に向けて、誰もが参加しやすい機会、場所を検討し、生きがいづくりや社会参加ができる環境づくりを行います。また、地域住民が主体的に運営できるリーダー育成も推進していきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 地域活動支援センターの整備	障がい者の相談対応を行い、通いやすい場を双葉郡内広域で整備する。 			広域で協議の場を設置
	主担当課等: 保健福祉課・基幹相談支援センター			
② 子育て世代から高齢者まで、障がいのある方も含めたインクルーシブな集いの場の創出	地域ミニデイと「No border in ...」事業等の活用。高齢者、障がい者、幅広く通える集いの場を推進する。 			誰もが集える場の開催件数
	主担当課等: 保健福祉課・社会福祉協議会 地域包括支援センター			
③ 地域の拠点的機能の充実と有効活用の促進	町全体として拠点機能の確保を図る。 			検討会開催
	主担当課等: 保健福祉課・教育総務課・総務課・政策企画課・(一社)ならはみらい・福祉施設			
④ 広域レベルで親の会や体験等の多様なテーマの集いの場をつくる	双葉地方地域自立支援協議会の活用と推進を検討する。 			広域での協議の場の開催
	主担当課等: 保健福祉課・双葉地方地域自立支援協議会			

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①…【継続】前計画から継続 ②…【見直し】前計画から見直し ③…【見直し】前計画から見直し ④…【新規】本計画から記載

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●			●

## (15) 福祉人材の育成・確保

### <背景>

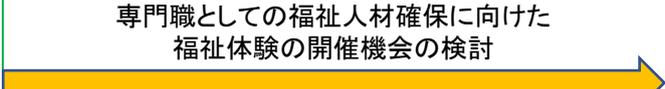
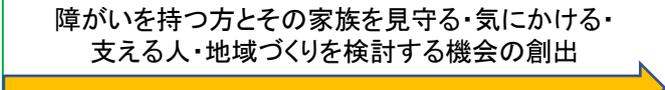
アンケートでは、地域の人による支援や協力について、「受けてたい」が13.8%となっています。また、地域の人に支援や協力してほしいこととして、「相談相手」、「あいさつや安否確認等の声かけ」がともに30.8%と多く回答されています。

「他人事」になりがちな福祉の取組を、地域住民一人ひとりが「我が事」として意識づけていくことが重要であり、ボランティア活動を通じて福祉への関心を高めていくことが必要です。福祉人材を多く育成・確保するという観点から移住人口にも目を向け、窓口との連携を前提とした施策を講じていきます。

### <施策の方向>

当事者や町民がボランティア活動や福祉体験ができる機会を創出し福祉人材の育成を図ります。また、支援学校や教育機関と連携をして福祉教育の推進を図ります。

人材の育成・確保においては、「福祉の専門職の確保とその育成」と「障がい児者やその家族をあたたかい目で見守り・気にかけて・ちょっとした手助けをして支えてくれる人づくり・地域づくり」とがいずれも必要であるため、両方の視点をもって取組みを推進していきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 高齢者、障がい者支援施設による専門的福祉体験の機会の開催を検討	専門職としての福祉人材確保に向けた福祉体験の開催機会の検討  主担当課等: 保健福祉課・社会福祉協議会 双葉地方地域自立支援協議会			検討会の開催 福祉体験事業の実施件数
② 障がいを持つ方とその家族をあたたかく見守り支える人・地域づくり	障がいを持つ方とその家族を見守り・気にかける・支える人・地域づくりを検討する機会の創出  主担当課等: 保健福祉課・社会福祉協議会 双葉地方地域自立支援協議会			検討会の開催
③ 移住窓口との連携	移住窓口との連携等の検討  主担当課等: 保健福祉課・(一社)ならはみらい・政策企画課			検討会の開催件数

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①…【見直し】前計画から見直し ②…【新規】本計画から記載 ③…【新規】本計画から記載

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●			●

## (16) ボランティア活動の推進・強化

### <背景>

アンケートでは、地域での手助けを望む先について、「友人・知人」が20.0%、「ボランティア」が12.7%となっています。

地域共生ケア会議からの地域課題の中には、ボランティア活動に関する内容が多く、ボランティアを必要とする方やボランティア活動をしたい方のニーズが見えています。単に福祉人材不足の解消の位置付けではなく、「互助」の意識を大切にしたい取り組みが必要です。

### <施策の方向>

ボランティアセンターを中心にボランティアを取り扱う関係機関と連携し、ボランティア登録者及び活動の活性化を図ります。また、住民の生きがいや役割の創出につながるよう事業を実施します。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① ボランティア活動の推進	ボランティア活動の推進 窓口一本化に向けて関係機関との協議			登録者数の増加 活動メニューの開発 マッチング数の増加
	 主担当課等：社会福祉協議会（ボランティアセンター） 保健福祉課・地域包括支援センター			
② 有償ボランティア・人材バンクの導入に向けた実施検討	有償ボランティア・人材バンクの導入に向けた実施検討を行う。			検討会の開催件数
	 主担当課等：保健福祉課・社会福祉協議会（ボランティアセンター）			

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①…【継続】前計画から継続 ②…【新規】本計画から記載

地福	高齢	子ども	健康	地活
●			●	

## (17) 活動をとおした心身の充実

### <背景>

健康づくりの充実・推進でも「健康管理と疾病と予防対策」の課題があげられ、検討委員会でも「生涯学習との連携も可能では」といった意見もあげられました。

また、心身の健康管理と併せて、障がいのある方にとって芸術等の表現活動も、生きる喜びや自尊心向上の上では非常に大切です。生涯学習、スポーツや文化体験等からの交流や参加、そして活動を通し、社会参加を果たしながら心身の充実を図ることのできる場が必要とされています。

### <施策の方向>

教育機関、体育協会、保健担当者、生涯学習担当課とも連携して協議を行い、生涯学習やスポーツ・文化活動・芸術等をテーマとしたワークショップやレクリエーション活動の拡充を図り、社会参加や心身共に充実する体験の機会を作っていきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 参加／体験しやすいスポーツ活動、文化活動の場の創出	町と自立支援協議会の連携による体験の場の創出			協議と体験機会の実施件数
	 主担当課等：保健福祉課・生涯まなび課・双葉地方地域自立支援協議会			

※重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【見直し】前計画から見直し

### 関連する取組・事業

関連する取組・事業	主な内容
食事の提供や服薬管理ができる場の確保	居宅介護での食事の提供 訪問看護 町内の薬局の服薬管理指導
就労定着支援の体制整備	就労機会の確保、働く場と作業の開拓 通所者や就業者が集まれる場所づくり(サロン等)
スポーツ・レクリエーション・交流活動の充実	スポーツ振興基本計画に基づく、障がいのある方が参加しやすいスポーツ活動やレクリエーション活動の推進
健診体制の充実・フォロー体制の確立	健診体制及びフォロー体制の充実
障がい者(児)の保護者の「交流の場」の確保	親の会(家族会・きょうだい会)等の活動支援

## 基本目標 3

### みんなが安心して共に暮らせるまちづくり

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●	●	●	●

## 重点施策 4 つながりが持てる地域づくり

### (18) 継続可能な地域包括ケアシステムの推進

#### <背景>

子どもから高齢者、障がいのある方も支える方も誰もが自分らしく地域で暮らし続けられるために、支え合いの地域づくりについての意識を幅広く普及していくことを継続する必要があります。

#### <施策の方向>

町民が「まじわる・つながる・支えあう」地域づくりをテーマに檜葉のこれからの共に考える地域包括ケアシステム構築推進シンポジウムの開催（ならばコミュニティコレクション）を継続して実施します。地域の課題を掘り起こし、課題解決に向けて町民が思いを伝え合い、これからの檜葉町を話し合う協議の場を設置し、生活の支援体制づくりに取組みます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 地域包括ケアシステム構築推進シンポジウムの開催	シンポジウムの開催 主担当課等：保健福祉課・地域包括支援センター 社会福祉協議会			年1回開催
② 住民と協議・活動する機会の検討	住民との意見交換・活動する機会の検討 健康福祉まつりの再開等の検討 主担当課等：保健福祉課・地域包括支援センター 社会福祉協議会			検討会の開催 ミニデイの協議の場
③ 地域包括ケア推進協議会の効率的な活用	地域包括ケア推進協議会の定期的な開催 主担当課等：保健福祉課			定期的な開催

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【継続】前計画から継続 ②・・・【継続】前計画から継続 ③・・・【継続】前計画から継続

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●		●	●

## (19) 在宅医療介護福祉連携の推進

### <背景>

医療と介護福祉の両方を必要とする状態の障がい者が、住み慣れた地域で暮らし続けられるため、在宅医療と介護福祉を一体的に提供する仕組みを構築し、在宅生活を充実させるため医療関係機関と連携し、在宅生活の支援体制を構築していく必要があります。

### <施策の方向>

地域における医療・介護福祉の関係機関が連携し、包括的かつ継続的な在宅医療介護福祉を提供できるように連携を図ります。

また、ケアマネジャー・相談支援専門員及び医療関係機関との連携を強化し、支援内容（サービス等利用計画案等）を充実していきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 在宅介護医療の充実	医療関係機関、福祉関係機関の連携  主担当課等：保健福祉課・社会福祉協議会 地域包括支援センター・相談支援事業所			協議の場の件数
② 退院調整フローの推進	ケアマネジャー・相談支援専門員及び 医療関係機関の連携  主担当課等：保健福祉課・社会福祉協議会 相談支援事業所・地域包括支援センター			対応件数
③ 在宅での服薬支援	在宅にて、服薬管理指導を実施できる体制を整備する。  主担当課等：保健福祉課・社会福祉協議会・ 地域包括支援センター・ならは薬局			訪問件数

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①…【継続】前計画から継続 ②…【見直し】前計画から見直し ③…【継続】前計画から継続

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●	●	●	●

## (20) 支え合い活動（見守り）の充実

### <背景>

(15) 福祉人材の育成・確保、(18) 継続可能な地域包括ケアシステムの推進にもあがたように、「助け合い」「支え合える」地域づくりが求められています。

アンケートでは、家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けてくれる人がいるかについて、「いない」が54.4%と半数を超えて多くなっています。

また、現在障がい者、ご家族等の親の会も休止中であり、再整備の必要性があります。

### <施策の方向>

民生児童委員や生活支援相談員による訪問を継続しつつ、住民同士の支え合い活動にも着目し地域づくりを行っていきます。併せて、広域的な親同士のつながり・集い等、障がいのある方、家族同士の支え合いの活動についても再検討していきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 民生児童委員や生活支援相談員等による見守りの推進	民生児童委員・生活支援相談員による巡回訪問			訪問件数
	 主担当課等：保健福祉課・社会福祉協議会			
② 近隣住民による見守り体制の仕組みづくり	地域(行政区等)による見守りの推進 郵便局・パトロール隊との連携			行政区活動の件数
	 主担当課等：保健福祉課・総務課・ 暮らし安全対策課・ 権利擁護支援センター・ 地域包括支援センター			

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【継続】前計画から継続 ②・・・【継続】前計画から継続

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●	●	●	●

## (21) 支え合い町づくり推進機能の仕組みづくり

### <背景>

各地域で行政区と協働しながら、住民と一緒に地域づくりをしていくことが必要であり、地域づくりの関心を高め住民相互に活動できる拠点を整備していくことが求められています。

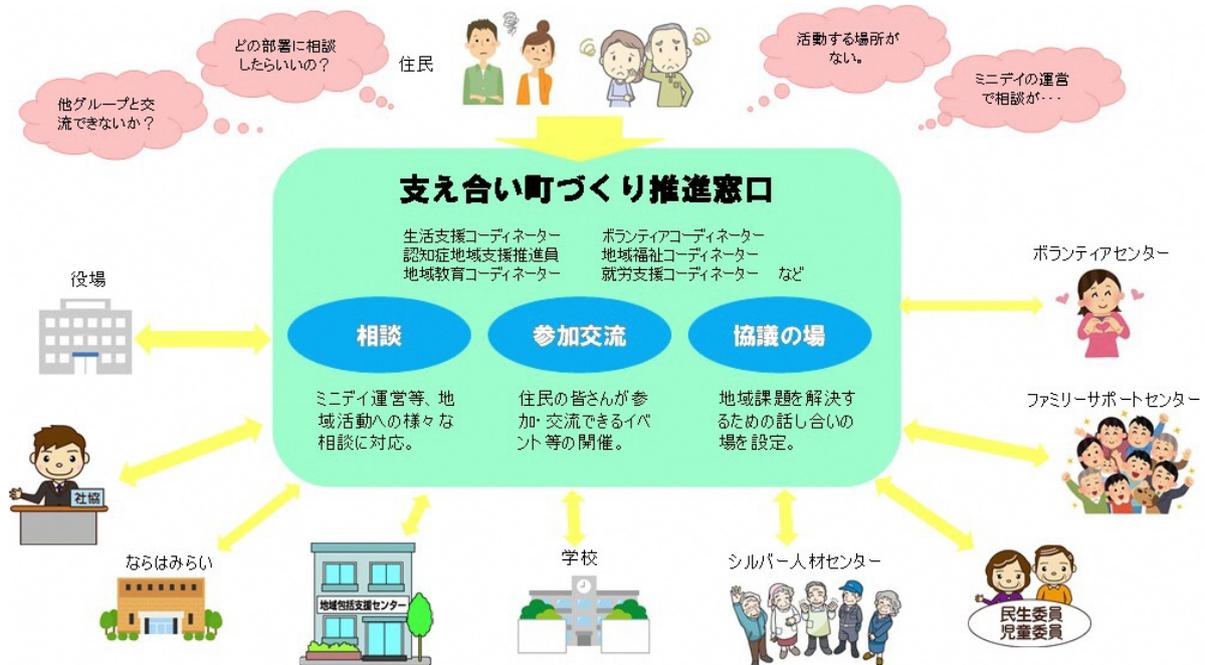
### <施策の方向>

生活支援コーディネーターを中心としてボランティア活動や就労の場の創出等、地域の活性化を図る町づくり推進機能の整備を実施していきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 住民と地域づくりを組む体制の更新	町づくり推進機能の拠点整備 主担当課等：保健福祉課、社会福祉協議会 地域包括支援センター			拠点の整備

※重点事項の位置付けは以下の通りです。

①・・・【見直し】前計画から見直し



出典：保健福祉課

地福	高齢	子ども	健康	地活
●	●	●	●	●

## (22) 災害や感染症対策に係る体制整備

### <背景>

災害発生時における障がいのある方への対応方針や感染症対策を明確にして体制づくりに取り組む必要があります。

### <施策の方向>

災害時避難行動要支援者名簿の整備について、GIS\*の活用を視野に入れながら進めます。福祉避難所の指定や緊急時の役割分担の再確認、町内福祉施設と協働の要支援者の避難訓練等も実施していきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 避難行動要支援者名簿の整備	避難行動要支援者名簿の継続的な更新 → 主担当課等：保健福祉課・くらし安全対策課・ 社会福祉協議会・地域包括支援センター			名簿作成 名簿定期更新
② 災害時や感染症対策に関する対応方針の明確化	災害時における避難訓練及び対応マニュアルの作成 → 主担当課等：保健福祉課・くらし安全対策課			避難訓練 災害対応マニュアル作成
③ 相談支援事業所や障がい福祉サービス事業所等と連携し、防災や感染症等の対策を周知啓発	感染症等発生時における必要物資の備蓄及び輸送体制整備 感染症対策方針の周知 → 主担当課等：保健福祉課			対応方針整備 事業所への周知
④ 災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築	県、町、関係団体が連携した災害・感染症発生時の支援・応援体制の構築 → 主担当課等：保健福祉課・くらし安全対策課・ 社会福祉協議会			組織体制整備
⑤ 発達支援・行動支援に対応した福祉避難所の設置検討	発達支援・行動支援が必要な子どもたちにも対応した避難所の検討 → 主担当課等：保健福祉課・社会福祉協議会・ くらし安全対策課・ 双葉地方地域自立支援協議会			検討会の開催件数

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

- ①・・・【継続】前計画から継続    ②・・・【継続】前計画から継続    ③・・・【継続】前計画から継続    ④・・・【継続】前計画から継続  
⑤・・・【新規】本計画から記載

\* GIS:地理情報システム(GIS:Geographic Information System)は、地理的位置を手がかりに、位置に関する情報を持ったデータ(空間データ)を総合的に管理・加工し、視覚的に表示し、高度な分析や迅速な判断を可能にする技術

地福	高齢	子ども	健康	地活
●		●		●

## (23) 地域における普及啓発の実施

### <背景>

平成28年に障害者差別解消法が施行され、「不当な差別的取り扱いの禁止と合理的配慮の提供」が示されています。

アンケートでは、障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験について、「ある」が25.0%となっており、差別や嫌な思いをした場所については、「学校・仕事場」が52.9%、「仕事を探すとき」が23.5%と多くの回答がありました。福祉のサービス等に関する情報伝達では、『伝わってこない（「あまり伝わってこない」「伝わってこない」の合計）』が58.5%と半数を超えています。その中で必要な情報は、「各種サービスの情報」「医療に関する情報」「相談できる場所の情報」との回答が30%台と多くありました。

障がいのある方がこの地域で安心して生活していくため、障がいに対する理解や合理的配慮といった普及啓発の活動継続が必要となっています。

### <施策の方向>

差別解消法の取組みの一環として広報誌等で周知を図ります。加えて、(14) 誰もが参加しやすい集いの場の推進、(15) 福祉人材の育成・確保、(20) 支え合い活動（見守り）の充実と一体的に検討し、場、人、活動の視点から障がいに対する理解や合理的配慮の普及啓発を福祉、教育機関と連携して行っていきます。

重点事項	令和6年度	令和7年度	令和8年度	評価指標
① 障がい者差別解消法の普及啓発	障がい者差別解消法の要領の整備及びその普及啓発  主担当課等：保健福祉課・基幹相談支援センター・相談支援事業所			要領の整備 HP 広報等の掲載件数
② 意思疎通支援事業の継続と拡大	R5 年度より実施「手話通訳者や要約筆記者等の派遣」を継続しつつ、新たな養成に向け研修等の場も設ける。  主担当課等：保健福祉課・基幹相談支援センター・相談支援事業所			協議の場や研修会の件数
③ 情報保障の推進	知りたい情報が分かりやすく得られるよう、方法、体制、広報物等の検討を行う。  主担当課等：保健福祉課			アンケート（3）相談支援体制と情報提供（P25）福祉サービス等に関する情報伝達「伝わってきている」を60%まで増やす

※各重点事項の位置付けは以下の通りです。

①…【見直し】前計画から見直し ②…【新規】本計画から記載 ③…【継続】前計画から継続

## 関連する取組・事業

関連する取組・事業	主な内容
地域生活支援拠点の整備	地域生活支援拠点整備の体制づくりの推進
障がい者虐待防止の強化	障害者虐待防止マニュアルの整備 障害者虐待防止事業
差別解消の強化	障害者差別解消に関する普及・啓発
地域防災対策の推進	要支援者管理システムの活用 要支援者個別計画の見直し、登録シートの見直し
防犯・安全対策の推進	緊急通報システムの利用促進
情報保障の推進	障がい者のしおり 手帳交付時のサービス説明・周知 双葉郡社会資源マップの活用

第5章 障がい者福祉サービス・  
障がい児福祉サービスの推進

---

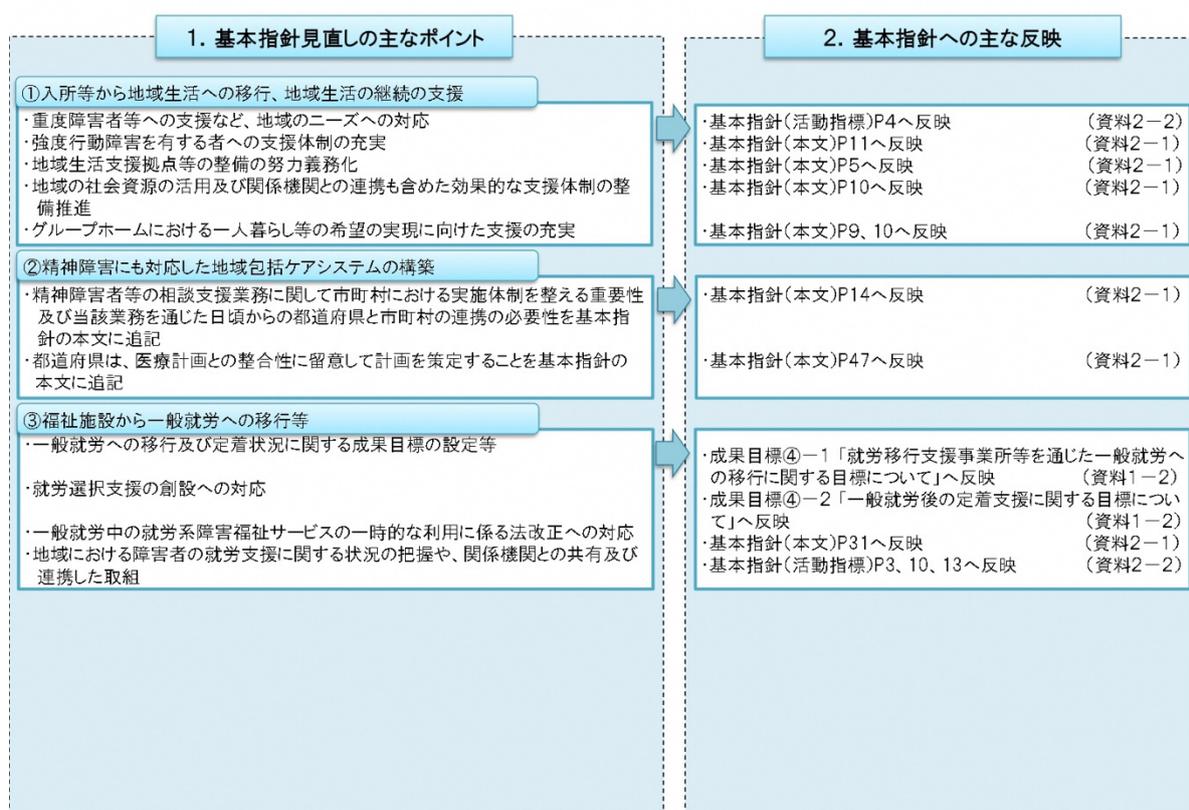


# 第5章 障がい福祉サービス・障がい児福祉サービスの推進

## 1. 第7期障がい福祉計画

### (1) 基本指針の見直し

令和4年10月から令和5年2月にかけて開催された「社会保障審議会障害者部会」では、「障害福祉計画及び障害児福祉計画等の見直し」について方向性やポイントが示されました。



※上記の図の右側部分「基本指針への主な反映」に基本指針のページ数が記載されていますが、本計画冊子のページ数を示すものではありません（次ページにおける図も同じ）。

## 1. 基本指針見直しの主なポイント

### ④障害児のサービス提供体制の計画的な構築

- ・市町村における重層的な障害児支援体制の整備や、それに対する都道府県における広域的見地からの支援
- ・地域におけるインクルージョンの推進
- ・都道府県及び政令市における、難聴児支援のための中核機能を有する体制の確保や、新生児聴覚検査から療育につなげる連携体制の構築に向けた取組の推進
- ・都道府県における医療的ケア児支援センターの設置
- ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
- ・障害児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進

### ⑤発達障害者等支援の一層の充実

- ・市町村におけるペアレントトレーニングなど家族に対する支援体制の充実
- ・市町村におけるペアレントトレーニング等のプログラム実施養成者の推進
- ・発達障害者地域支援マネージャーの地域支援機能の強化、強度行動障害やひきこもり等の困難事例に対する助言等を推進

### ⑥地域における相談支援体制の充実強化

- ・基幹相談支援センターの設置及び基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進
- ・「地域づくり」に向けた協議会の活性化

### ⑦障害者等に対する虐待の防止

- ・障害福祉サービス事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底、市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の推進

## 2. 基本指針への主な反映

- ・基本指針(本文)P18へ反映 (資料2-1)
- ・基本指針(本文)P21へ反映 (資料2-1)
- ・成果目標⑤-2「難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築」へ反映 (資料1-2)
- ・成果目標⑤-3「重症心身障害児・医療的ケア児への支援について」へ反映 (資料1-2)
- ・成果目標⑤-3「重症心身障害児・医療的ケア児への支援について」へ反映 (資料1-2)
- ・成果目標⑤-4「障害児入所施設からの円滑な移行調整について」へ反映 (資料1-2)

- ・基本指針(本文)P15へ反映 (資料2-1)
- ・基本指針(活動指標)P7へ反映 (資料2-2)
- ・基本指針(活動指標)P6へ反映 (資料2-2)

- ・基本指針(本文)P12~14、(活動指標)P8へ反映 (資料2-1、2-2)
- ・基本指針(本文)P15~17、(活動指標)P8へ反映 (資料2-1、2-2)
- ・成果目標⑥「相談支援体制の充実・強化等に関する目標について」へ反映 (資料1-2)

- ・基本指針(本文)P56~59へ反映 (資料2-1)

2

## 1. 基本指針見直しの主なポイント

### ⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組

- ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的な支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制の構築の推進

### ⑨障害福祉サービスの質の確保

- ・障害福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討を踏まえた記載の充実
- ・都道府県による相談支援専門員、主任相談支援専門員及びサービス管理責任者等の養成並びに相談支援専門員及びサービス管理責任者等の意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施

### ⑩障害福祉人材の確保・定着

- ・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

### ⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定

- ・データに基づいた、地域における障害福祉の状況の正確な把握
- ・障害児者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を進める観点からの、よりきめ細かいニーズ把握

### ⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進

- ・障害特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

## 2. 基本指針への主な反映

- ・基本指針(本文)P6へ反映 (資料2-1)

- ・基本指針(本文)P53へ反映 (資料2-1)
- ・基本指針(活動指標)P8へ反映 (資料2-2)

- ・基本指針(本文)P7へ反映 (資料2-1)

- ・基本指針(本文)P.38、39へ反映 (資料2-1)

- ・基本指針(本文)P8、60へ反映 (資料2-1)

3

出典：厚生労働省

## 障害福祉計画及び障害児福祉計画等の見直しのポイント

- |  |   |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>① 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</li> <li>② 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</li> <li>③ 福祉施設から一般就労への移行等</li> <li>④ 障害児のサービス提供体制の計画的な構築</li> <li>⑤ 発達障害者等支援の一層の充実</li> <li>⑥ 地域における相談支援体制の充実強化</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>⑦ 障害者等に対する虐待の防止</li> <li>⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組</li> <li>⑨ 障害福祉サービスの質の確保</li> <li>⑩ 障害福祉人材の確保・定着</li> <li>⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害(児)福祉計画の策定</li> <li>⑫ 障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</li> </ul> |
|--|---|

## (2) 障がい福祉サービスの成果目標の設定

国の示す目標設定、それに対する本町の目標設定と考え方は、それぞれ次の通りです。

### ①福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### ■国の目標設定

令和4年度末時点での施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行するとともに、これに合わせて令和8年度末の施設入所者数を令和4年度末時点の施設入所者から1.6%以上削減する。

#### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和5年3月31日時点の施設入所者数	10人	令和4年度末の全施設入所者数
【目標値】 地域生活移行者数	1人	施設入所からグループホーム等への地域移行者数
【目標値】 削減見込者数	1人	令和8年度末時点の削減見込者数

福祉施設入所者の地域生活の移行については、国が定める基本指針に基づいて令和8年度における数値目標を設定します。双葉郡の現状として在宅に対応できるヘルパー事業所の不足、グループホーム等の不足を考慮し、数値目標を設定しました。

## ②地域生活支援の充実

### ■国の目標設定

令和8年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

### (1)地域生活支援拠点等が有する機能の充実

#### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和5年3月31日時点の設置数	1か所	令和4年度末時点の設置か所数
<b>【目標値】設置数</b>	1か所	令和8年度末時点の設置か所数
令和5年3月31日時点のコーディネーターの配置人数	0人	令和4年度末時点の配置人数
<b>【目標値】配置人数</b>	1人	令和8年度末時点の配置人数
令和5年3月31日時点の運用状況の検証・検討回数	1回	令和4年度末時点の検証・検討回数
<b>【目標値】検証・検討回数</b>	2回	令和8年度末時点の検証・検討回数

相談、体験の機会・場の提供、緊急時の受け入れと対応、専門的な対応、地域の体制づくりを行う地域生活拠点を双葉郡内で1か所の設置を目標とします。

### (2)強度行動障がい有する者に対する支援体制の整備

#### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和5年3月31日時点 強度行動障がい有する者の状況や支援ニーズの把握の有無	0	令和4年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無(有り:1,無し:0)
<b>【目標値】状況や支援ニーズの把握の有無</b>	1	令和8年度末時点の支援ニーズ等の把握の有無(有り:1,無し:0)
令和5年3月31日時点の支援体制整備の有無	0	令和4年度末時点の支援体制整備の有無(有り:1,無し:0)
<b>【目標値】支援体制整備の有無</b>	1	令和8年度末時点の支援体制整備の有無(有り:1,無し:0)

### ③福祉施設から一般就労への移行等

#### ■国の目標設定

##### ●福祉施設利用者の一般就労への移行者の増加

令和3年度の一般就労への移行実績の1.27倍以上とすることを基本とする。このうち、就労移行支援事業については1.30倍以上、就労継続支援A型事業については概ね1.26倍以上、就労継続支援B型事業については概ね1.23倍以上を目指すこととする。

##### ●一般就労への定着

令和8年度における就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、7割が就労定着支援事業を利用することを基本とする。さらに、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを基本とする。

#### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和3年度の一般就労移行者数 ①	2人	令和3年度の就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じた一般就労への移行者数
【目標値】一般就労移行者数 ②	4人	令和8年度の就労移行支援事業所等(生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援)を通じた一般就労への移行者数
令和3年度の就労移行支援事業移行者数	2人	①のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労移行支援事業移行者数	3人	②のうち、就労移行支援事業を通じた一般就労への移行者数
令和3年度の就労継続支援A型事業移行者数	0人	①のうち、就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労継続支援A型事業移行者数	1人	②のうち、就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
令和3年度の就労継続支援B型事業移行者数	0人	①のうち、就労継続支援B型事業を通じた一般就労への移行者数
【目標値】就労継続支援B型事業移行者数	1人	②のうち、就労継続支援A型事業を通じた一般就労への移行者数
令和8年度の就労移行支援事業所数(見込)	0か所	令和8年度の就労移行支援事業所数(見込)
【目標値】一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数	0か所	令和8年度の就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者が5割以上になる就労移行支援事業所数
令和3年度の就労定着支援事業利用者数	1人	令和3年度の就労定着支援事業利用者数

【目標値】就労定着支援事業利用者数	2人	令和8年度の就労定着支援事業利用者数
令和8年度の就労定着支援事業所数(見込)	0か所	令和8年度の就労定着支援事業所数(見込)
【目標値】就労定着率が7割以上になる就労定着支援事業所数	0か所	令和8年度の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所数

福祉施設から一般就労への移行を図るという考えに基づき、就労移行の支援が円滑に行われるように支援の体制を整備し、今後一般就労へスムーズに移行ができるよう努めます。

#### ④相談支援体制の充実・強化等

##### ■国の目標設定

相談支援体制を充実・強化するため、令和8年度末までに、各市町村又は各圏域において、基幹相談支援センター等による総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

#### (1)基幹相談支援センターの設置

##### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和4年度までの設置の有無	有:1	令和4年度までの設置の有無 (有り:1,無し:0)
【目標値】設置の有無	有:1	令和8年度までの設置の有無 (有り:1,無し:0)

#### (2)基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言

##### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和4年度の指導・助言件数	6件	令和4年度の指導・助言件数
【目標値】指導・助言件数	5件	令和8年度の指導・助言件数

(3) 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業者の人材育成の支援

■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和4年度の支援件数	28件	令和4年度の支援件数
【目標値】支援件数	30件	令和8年度の支援件数

(4) 基幹相談支援センターによる地域の相談機関との連携強化の取組の実施

■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和4年度の実施回数	141回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	150回	令和8年度の実施回数

(5) 基幹相談支援センターによる個別事例の支援内容の検証の実施回数

■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和4年度の実施回数	38回	令和4年度の実施回数
【目標値】実施回数	35回	令和8年度の実施回数

(6) 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置人数

■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和4年度の配置数	1人	令和4年度の配置数
【目標値】配置数	3人	令和8年度の配置数

(7) 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施

■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和4年度の実施回数	0回	令和4年度の実例検討実施回数
【目標値】実施回数	1回	令和8年度の実例検討実施回数
令和4年度の参加事業者・機関数	6か所	令和4年度の参加事業者・機関数
【目標値】参加事業者・機関数	6か所	令和4年度の参加事業者・機関数

(8)協議会の専門部会の設置

■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和4年度の設置数	5部会	令和4年度の設置数
<b>【目標値】専門部会の設置数</b>	<b>5部会</b>	<b>令和8年度の設置数</b>
令和4年度の専門部会の実施回数	25回	令和4年度の実施回数
<b>【目標値】専門部会の実施回数</b>	<b>25回</b>	<b>令和8年度の実施回数</b>

⑤障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

■国の目標設定

県及び市町村の職員は、障害者総合支援法の具体的な内容を理解するための取組を行い、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要なとする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましい。また、利用者が真に必要なとする障害福祉サービス等を提供していくため、令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質の向上に向けた体制を構築することを基本とする。

(1)都道府県が実施する障害福祉サービス等に係る研修その他の研修への市町村職員の参加

■本町の目標設定と考え方

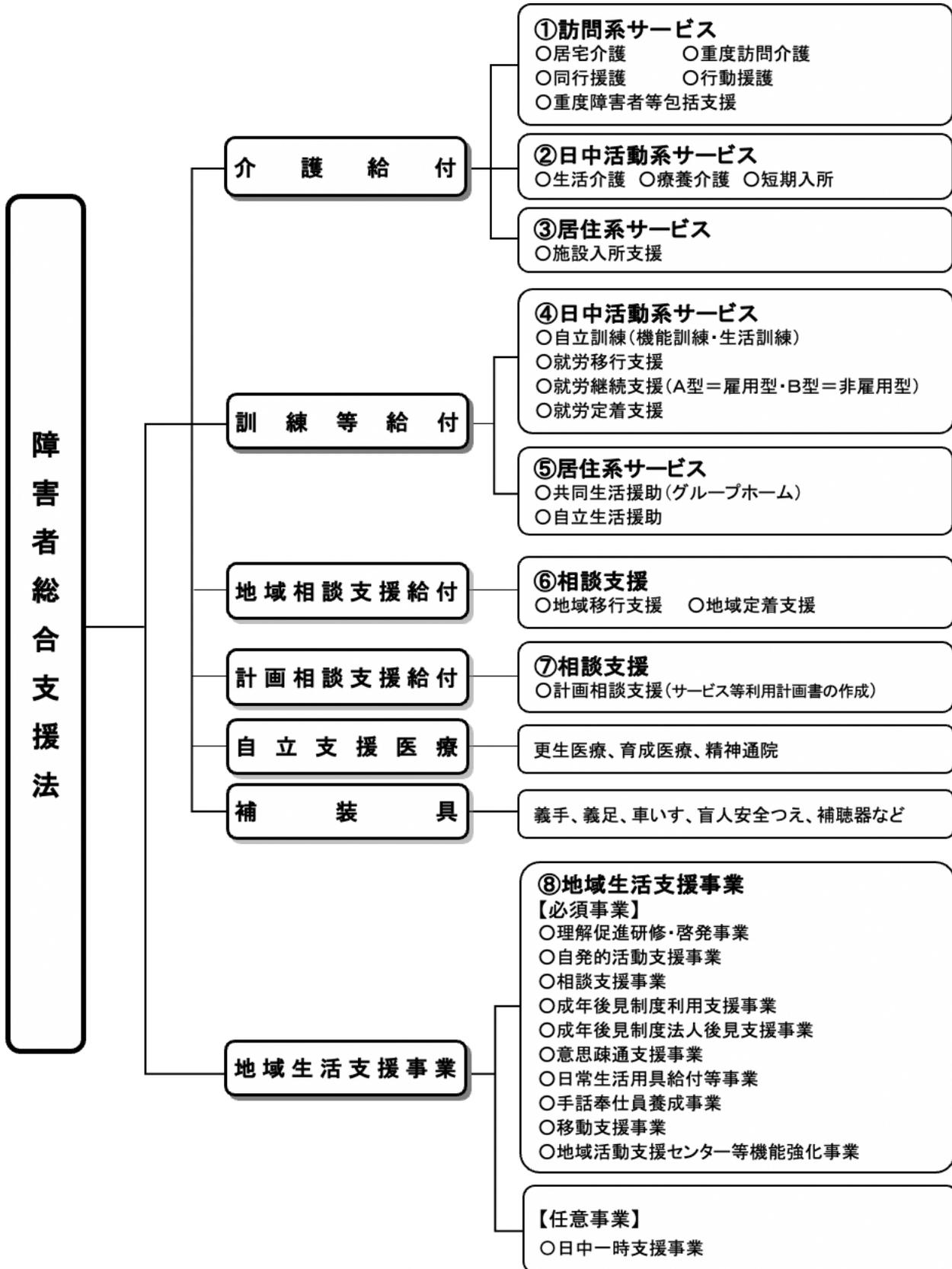
項目	数値	数値の説明
令和4年度の参加人数	2人	令和4年度の参加人数
<b>【目標】参加人数</b>	<b>3人</b>	<b>令和8年度の参加人数</b>

(2)障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制

■本町の目標設定と考え方

項目	数値	数値の説明
令和4年度の体制の有無	有:1	令和4年度の体制の有無(有リ:1,無シ:0)
<b>【目標】体制の有無</b>	<b>有:1</b>	<b>令和8年度の体制の有無(有リ:1,無シ:0)</b>
令和4年度の実施回数	0回	令和4年度の実施回数
<b>【目標】実施回数</b>	<b>1回</b>	<b>令和8年度の実施回数</b>

### (3) 障がい福祉サービス等の全体像



## (4) 障がい福祉サービスの見込み量と確保策

### ①訪問系サービス

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
居宅介護	居宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
重度訪問介護	重度の障がいがあり常に介護を必要とする人が対象となります。居宅で入浴、排せつ、食事の介護等から、外出時の移動支援等を総合的に行います。
同行援護	移動に著しい困難を有する視覚障がいのある人が対象となります。移動時、または、外出先において必要な情報提供や援助を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている人が対象となります。行動する時に生じ得る危険を回避するための必要な支援や、外出時の移動支援等を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要性が高い人が対象となります。居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行います。

(第6期計画は上段：計画／下段：実績(年間)、第7期計画は見込み(1月当たり))

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	時間分	157 147	157 139	162 162	160	160	160
	人分	13 10	13 8	14 14	10	10	10
重度訪問介護	時間分	139 69	254 99	254 254	85	85	85
	人分	1 1	2 1	2 2	1	1	1
同行援護	時間分	11 0	11 0	22 22	0	0	0
	人分	1 0	1 0	2 2	0	0	0
行動援護	時間分	35 35	50 35	65 65	35	35	35
	人分	1 1	2 1	3 3	1	1	1
重度障害者等包括支援	時間分	0 0	0 0	0 0	0	0	0
	人分	0 0	0 0	0 0	0	0	0
合計	時間分	342	472	503	292	292	292
	人分	16	18	21	12	12	12

### 【訪問系サービスの見込み方・確保策】

現在の訪問系サービスの利用人数・利用時間数をもとにして、サービスの利用の見込み時間数、精神障がい者の地域生活への移行に伴う見込み時間数などから、各年度の目標値時間数を見込みました。

利用希望者に対してヘルパー事業所の数と人材の不足により、十分なサービス体制が確保できていないことが課題となっていることから、ヘルパー事業所の人材確保、研修等を行い、スムーズな提供が行われるよう努めます。

障がいをお持ちの方が、地域で安心した生活を送るために必要な障がい福祉サービスが受けられるよう、事業者に対し、積極的に各種事業の実施を引き続き働きかけていきます。

## ②日中活動系サービス

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
生活介護	常に介護が必要な人に、おもに昼間に施設で入浴や排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
自立訓練(機能訓練)	身体障がい者等に対して、理学療法、作業療法その他必要なりハビリテーション、相談及び助言、必要な支援を行います。
自立訓練(生活訓練)	知的障がい者や精神障がい者等に対して、入浴、排せつ及び食事等の日常生活に必要な訓練、相談及び助言、必要な支援を行います。
就労選択支援	障がいのある方が希望や能力・適性に合った仕事探しや支援機関選びができるよう支援するサービスです。実際のサービス開始は令和7(2025)年10月が予定されています。
就労移行支援	一般企業などで働きたい人に、一定の期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための訓練を行います。
就労継続支援(A型=雇用型・B型=非雇用型)	一般企業などで働くことが困難な人に、就労の機会の提供や生産活動その他の活動の機会の提供、知識や能力の向上のための訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した人の職場定着に向けて、就業に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整などを行います。
療養介護	医療と常に介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護などを提供します。
短期入所	介護する人が病気の場合などに、施設に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などを行います。

(第6期計画は上段：計画／下段：実績（年間）、第7期計画は見込み（1月当たり）)

		第6期計画			第7期計画		
		令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
生活介護	時間	498	506	529	484	506	506
		466	476	529			
	人分	21	22	23	22	23	23
		22	22	23			
自立訓練 (機能訓練)	人日分	0	0	23	0	0	0
		0	0	23			
	人分	0	0	1	0	0	0
		0	0	1			
自立訓練 (生活訓練)	人日分	46	69	69	42	42	42
		0	0	69			
	人分	2	3	3	2	2	2
		0	0	3			
就労選択支援	人分	-	-	-	-	0	1
就労移行支援	人日分	46	46	46	0	0	0
		0	23	46			
	人分	2	2	2	0	0	0
		0	1	2			
就労継続支援 (A型)	人日分	0	0	23	0	0	0
		0	0	23			
	人分	0	0	1	0	0	0
		0	0	1			
就労継続支援 (B型)	人日分	820	840	860	900	940	1000
		712	789	860			
	人分	41	42	43	45	47	50
		37	40	43			
就労定着支援	人分	2	3	3	1	2	2
		1	1	3			
療養介護	人分	1	1	1	1	1	1
		1	1	1			
短期入所 (医療型)	人日分	0	0	0	0	0	0
		0	0	0			
	人分	0	0	0	0	0	0
		0	0	0			
短期入所 (福祉型)	人日分	8	8	14	15	15	15
		0	2	14			
	人分	4	4	7	2	2	2
		0	1	7			

### 【日中活動系サービスの見込み方・確保策】

生活介護：現在の利用者と地域生活への移行者から、見込み量を算出しました。

機能訓練：現在の施設入所者等を勘案して、1人の利用を見込みます。

生活訓練：新たに利用が見込まれる人数を含めた、地域生活への移行者等を勘案して見込み量を設定しました。

就労選択支援：令和8年度より新たに利用が見込まれる人数を設定しました。

就労移行支援：現在の利用者の実績を勘案して算出しました。

就労継続A型：今後の利用希望者、就労の相談の状況から第7期期間中の利用を見込みました。

就労継続B型：現在のサービス利用者を基本に算出しました。

就労定着支援：就労移行支援事業所等からの一般就労者への定着支援を想定して数値を見込みました。

療養介護：近年の利用状況から見込みを算出しました。

短期入所医療型：現在までの利用者はみられないため、見込んでいません。

短期入所福祉型：現在の利用者数を基本として利用者数の伸びや、新たに必要となったことを勘案して見込みました。

### ③居住系サービス

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
共同生活援助 (グループホーム)	主として夜間や休日に、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	主として夜間に、施設に入所する人に対し、入浴、排せつ、食事の介護などの支援を行います。
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホームなどから一人暮らしを希望する人に、定期的な巡回訪問などをし、相談・助言などを行います。

(第6期計画は上段：計画／下段：実績(年間)、第7期計画は見込み(1月当たり))

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活援助 (グループホーム)	人分	14	15	16	15	16	17
		15	14	16			
施設入所支援	人分	10	10	9	10	10	9
		10	10	9			
自立生活援助	人分	0	0	1	0	0	1
		0	0	1			

### 【居住系サービスの見込み方・確保策】

共同生活援助：現在のサービス利用者を基礎として、サービス利用者の伸びや、地域移行を目指す方を勘案して算定しました。

施設入所支援：現在の施設入所者数を基礎として将来の地域生活への移行に見込まれる利用者等を勘案して算定しました。

自立生活援助：これまで利用はみられませんが、地域移行の状況を勘案し設定しました。今後の地域移行を目指し、まずは相談支援体制を整備すること、また、サービス実施事業所によるグループホームの施設整備を促進し、事業者と協力して進めていきます。

### ④相談支援

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
計画相談支援	障がい福祉サービスの利用にあたって必要となるサービス等利用計画を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況を検証します。
地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院にあたり、地域移行支援計画を作成するとともに、住居の確保その他必要な支援を行います。
地域定着支援	単身での地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や訪問等を行います。

(第6期計画は上段：計画／下段：実績(年間)、第7期計画は見込み(1月当たり))

		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	人分	63	67	74	25	28	30
		24	22	74			
地域移行支援	人分	6	12	12	0	0	1
		0	0	12			
地域定着支援	人分	12	12	12	0	0	1
		1	0	12			

### 【相談支援事業の見込み方・確保策】

計画相談支援：訪問系及び日中活動系サービスの利用状況などから見込みました。

地域移行支援：利用はみられませんが、精神科病院からの地域移行及びグループホーム等への入居者等の支援の必要があることから、1人の利用を見込みました。

地域定着支援：現在の利用状況から同程度を見込みました。

障がい福祉サービスの利用を希望する障がいのある人が、本人に適したサービスを選択でき、生活の状況も含めて適切にアドバイスが受けられるように相談支援事業所と連携をします。

## ⑤精神障がい者支援（地域包括ケアシステムの構築）

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
地域移行支援	施設や精神科病院等からの退所・退院にあたり、地域移行支援計画を作成するとともに、住居の確保その他必要な支援を行います。
地域定着支援	単身での地域生活が不安定な人に対し、常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等における相談や訪問等を行います。
共同生活援助	障がいのある人が一軒家やアパートなどに定員 10 人以下で共同生活をするサービスです。利用者の食事の用意やお風呂、トイレなどの介助といった日常生活上の援助を提供します。
自立生活援助	ひとり暮らしなど地域での独立生活をはじめた障がい者に対し、生活上の困りごとの相談を受けながら、自力で解決できるように支援をします。
自立訓練(生活訓練)	障がいのある方が自立した生活に向けて、生活能力の維持・向上を目指していく場を提供します。

(見込み (1月当たり))

		令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度
協議の場の開催	回	5	5	6
協議の場の保健関係者の参加人数	人	14	16	17
協議の場の医療(精神科)関係者の参加人数	人	2	2	3
協議の場の医療(精神科以外)関係者の参加人数	人	5	5	5
協議の場の福祉関係者の参加人数	人	41	46	49
協議の場の介護関係者の参加人数	人	23	26	27
協議の場の当事者の参加人数	人	0	1	1
協議の場の家族の参加人数	人	0	2	2
協議の場における目標設定及び評価の実施回数	回	5	5	6
地域移行支援	人分	-	-	-
地域定着支援	人分	-	-	-
共同生活援助	人分	6	6	6
自立生活援助	人分	-	-	-
自立訓練(生活訓練)	人分	-	-	-

### 【精神障がい者支援(地域包括ケアシステムの構築)事業の見込み方・確保策】

協議の場の開催: 現在の実施状況から回数を 5 回程度に見込みました。

協議の場の関係者や当事者、家族の参加人数: これまでの参加状況から同程度の人数を見込みました。

協議の場における目標設定及び評価の実施回数: 開催回数に応じて見込みました。

共同生活援助: 現在の利用状況から同程度を見込みました。

## ⑥地域生活支援事業

### 【必須事業】

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
理解促進研修・啓発事業	障がいのある人が、日常生活や社会生活を営む上で生じる生活のしづらさを除去するため、障がい等に関する理解を深めるための研修や啓発を行い、共生社会の実現を図る事業です。
自発的活動支援事業	障がいのある人が自分に自信を持ち、仲間と話し合い、自分たちの権利や自立のために社会に働きかける等の活動を支援する事業です。法定の福祉サービスの利用が困難な人等へ個別のニーズに合うプログラムなどの提供等を行います。
相談支援事業	障がいのある人や介助者(介護者)等からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言、障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待防止やその早期発見のための関係機関との連絡調整、地域のネットワークづくりを行うための事業を実施しています。
成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の利用を促進するため、成年後見制度の申し立てに要する経費(登録手数料、鑑定費用等)及び後見人等の報酬の全部、または一部を助成する事業を実施しています。
成年後見制度法人後見支援事業	成年後見制度における法人後見活動を支援するために、実施団体に対する研修、安定的な実施のための組織体制の構築、専門職による支援体制の構築等を行う事業です。
意思疎通支援事業	聴覚・言語機能に障がいのある人に対して、手話通訳者や要約筆記者を派遣する事業を通して、意思疎通の仲介等のコミュニケーション支援を行うサービスです。
手話奉仕員養成事業	手話の学習経験がない者等を対象に、聴覚障がい、聴覚障がいのある人の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深め、手話で日常会話を行うのに必要な技術を取得するための講座を開催し、手話奉仕員を養成する事業です。
日常生活用具給付等事業	点字を使用して情報入手をしている視覚障がいのある人に対して点字図書を給付する事業や、重度障がいのある人であり、かつ当該用具を必要とする人に対し、ストーマ等の日常生活用具を給付する事業です。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人等に対し、社会参加を促進するためヘルパー等を派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。
地域活動支援センター等機能強化事業	障がいのある人を通わせ、創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです。

(第6期計画は実績(年間)、第7期計画は見込み(1月当たり))

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	有無	無	無	無	無	無	無
自発的活動支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
相談支援事業							
基幹相談支援センター等機能強化事業	有無	有	有	有	有	有	有
住宅入居等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度利用支援事業	人	1	1	1	1	1	2
成年後見制度法人後見支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援事業							
手話通訳者・要約筆記者派遣事業	人	0	0	1	1	1	1
手話通訳者設置事業	人	0	0	0	0	0	0
日常生活用具給付等事業(合計)	件	141	118	156	166	172	179
① 介護・訓練支援用具	件	1	0	2	1	1	1
② 自立生活支援用具	件	0	0	1	1	1	1
③ 在宅療養等支援用具	件	0	1	1	0	1	1
④ 情報・意思疎通支援用具	件	0	1	2	2	0	0
⑤ 排せつ管理支援用具	件	146	116	150	150	155	160
⑥ 居宅生活動作補助用具(住宅改修費)	件	0	0	1	1	1	1
手話奉仕員養成研修事業	人	0	0	0	0	0	0
移動支援事業	人	11	12	3	10	12	14
	利用時間	705	570	640	500	550	620
地域活動支援センター機能強化事業							
地域活動支援センターⅠ型	有無	無	無	無	無	無	無
地域活動支援センターⅡ型	有無	無	無	無	無	無	無
地域活動支援センターⅢ型	有無	無	無	無	無	無	無

**【地域生活支援事業(必須事業)の確保策】**

理解促進研修・啓発事業：必要性等を勘案し、計画期間に実施します。  
 自発的活動支援事業：必要性等を勘案し、計画期間に実施します。  
 相談支援事業：基幹相談支援センター等機能強化事業については、郡内8か町村の負担金により、公益法人に委託をして引き続き事業を実施します。  
 成年後見制度利用支援事業：相談があった場合に対応し、利用を支援します。  
 成年後見制度法人後見支援事業：必要性等を勘案し、実施を検討します。  
 意思疎通支援事業：手話奉仕員養成事業などは必要性等を勘案し、実施を検討します。  
 日常生活用具給付等事業：排泄管理支援用具の利用を主に見込みます。  
 移動支援事業：利用実績をもとに、微増を見込みます。  
 地域活動支援センター等機能強化事業：1日あたりの利用人員が15名以上の地域活動支援センターⅡ型の整備を令和4年度目標とし、1か所整備することを目指します。  
 関係機関や周辺市町と連携し、事業実施に努めます。また、障がいのある人が安定した日常生活を送ることができるよう、事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせたサービスの実施及び給付に努めます。

**【任意事業】**

サービス名	内容
日中一時支援事業	障がいのある人や発達の支援が必要な児童に対して、日中における活動の場の提供や就労支援、日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業です。

(第6期計画は実績(年間)、第7期計画は見込み(1月当たり))

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実利用者(人)	11	11	12	12	13	14
	実利用回数(件)	927	873	600	800	850	900

**【地域生活支援事業の確保策】**

日中一時支援事業：現在の利用状況をふまえて、放課後や訓練の後の過ごす場の必要性などを勘案して見込みました。  
 事業の周知を図るとともに、障がいの特性に合わせたサービスの実施及び給付に努めます。

【その他】

(第6期計画は実績(年間)、第7期計画は見込み(1月当たり))

		第6期計画			第7期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害児者地域生活支援モデル事業	有無	無	無	無	無	無	無
障害者虐待防止対策支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
医療的ケア児等総合支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
成年後見制度普及啓発事業	有無	無	無	無	無	無	無
発達障害児者及び家族等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
地域生活支援事業の効果的な取組推進事業	有無	無	無	無	無	無	無
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
障害者ICTサポート総合推進事業 ※指定都市・中核市に限る。	有無	無	無	無	無	無	無
意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業 ※指定都市・中核市に限る。	有無	無	無	無	無	無	無
地域における読書バリアフリー体制強化事業 ※指定都市・中核市に限る。	有無	無	無	無	無	無	無
(上記の他実施する事業)	有無	無	無	無	無	無	無

## 2. 第3期障がい児福祉計画

### (1) 多様なニーズに対応するための障がい児福祉サービスの推進

この計画は、児童福祉法第33条の20第1項の規定に基づく障がい児を対象とした計画であり、平成28年6月の児童福祉法の改正に伴い、平成30年度から新たに策定が義務付けられています。町では「子ども・子育て支援事業計画」の中でも、障がい児の支援に関して触れていることから、「子ども・子育て支援事業計画」との整合性を持ち、更には、障がい児支援の供給体制の整備については、国が定める基本指針に基づき目標を設定します。

なお、策定にあたっては、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づき、策定にあたっての留意点を考慮します。

#### ①健診体制の充実・フォロー体制の確立

平成30年度から町内での乳児健診を再開しました。4か月児、10か月児を「乳児健診」として実施、1歳6か月児、2歳児、3歳児を対象に「幼児健診」を実施し、成長発達の確認や保護者等からの子育て相談にも応じます。

発育と発達が気になるお子さん、その保護者等の子育ての悩みや不安に対しては、関係機関と連携し、より専門的で継続的な支援体制の確立に努めます。

なお、避難先での健診やフォロー体制については、今後も避難先自治体との調整を図ります。

#### ②お子さんの発達等における子育て相談

乳幼児期、学童期、思春期に至るまで、障がいを持つお子さんの心身の発達が促されるよう、子育て相談をはじめ、発達相談、療育相談、就学相談などその時期に応じて、保健・医療・福祉・教育機関等が連携し、専門的な相談を受けることができるよう、「子育て世代包括支援センター」を中心に支援体制を構築します。

#### ③障がい児通所施設等の整備

現在、双葉郡内に療育関係の通所施設がないため、近隣の町村にある施設を利用しています。そのような状況から、双葉郡内の町村と連携をし「発達相談会」を実施しています。今後も各関係機関や双葉郡内の町村と連携・調整しながら、療育支援の在り方を検討していき、双葉地方地域自立支援協議会等と連携を図りながら整備に努めます。

#### ④放課後等の居場所づくり

放課後過ごせる場所や余暇、長期休暇に安心できるサポートを行います。障がい児の放課後預かりや長期休業時の預かりを行います。また、ファミリーサポート事業の再開等、ちょっとした負担感のない手助けができるようなサービスの創出を実現するため、地域での相互援助の仕組みを再構築できるよう進めます。

## (2) 障がい福祉サービスの成果目標の設定

国の示す目標設定、それに対する本町の目標設定と考え方は、それぞれ次の通りです。

### ■国の目標設定

#### ●児童発達支援センターの設置

各市町村に1か所以上（圏域設置可）

#### ●障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）

各市町村（又は圏域）に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、障がい児の地域社会への参加・包容を推進する体制を構築

#### ●重症心身障がい児を支援する事業所の整備

主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村（又は圏域）に少なくとも1カ所以上確保

#### ●医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

各市町村（又は圏域）は関係機関が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

### ①児童発達支援センターの整備

#### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	整備時期
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

### ②障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制の構築（保育所等訪問支援事業所の整備）

#### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	整備時期
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
【目標値】整備数	1か所	令和8年度末までの整備か所数

### ③重症心身障がい児を支援する事業所の整備

#### (1)重症心身障がい児を主たる支援の対象としている児童発達支援事業所

##### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	整備時期
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
<b>【目標値】整備数</b>	<b>0か所</b>	<b>令和8年度末までの整備か所数</b>

#### (2)重症心身障がい児を主たる支援の対象としている放課後等デイサービス事業所

##### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	整備時期
令和5年3月31日時点の整備数	0か所	令和4年度末の整備か所数
<b>【目標値】整備数</b>	<b>0か所</b>	<b>令和8年度末までの整備か所数</b>

### ④医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置

#### (1)関係機関の協議の場の設置

##### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	整備時期
令和5年3月31日時点の整備数	1か所	令和4年度末の整備か所数
<b>【目標値】整備数</b>	<b>1か所</b>	<b>令和8年度末までの整備か所数</b>

#### (2)コーディネーターの配置

##### ■本町の目標設定と考え方

項目	数値	整備時期
令和5年3月31日時点の配置数	0人	令和4年度末の配置数
<b>【目標値】配置数</b>	<b>2人</b>	<b>令和8年度末までの配置数</b>

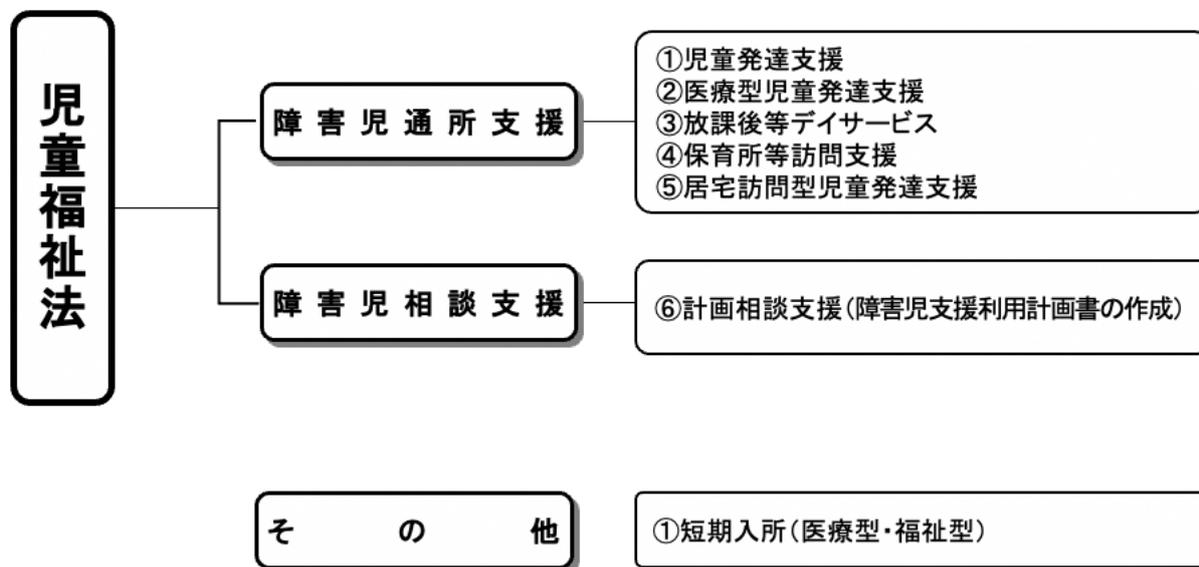
児童発達支援センターを中核とした地域支援体制の構築を目指す必要性は認識していますが、現人口や町の状況等を考えると、町独自で児童発達支援センターを設置することは極めて困難です。そこで、双葉地方地域自立支援協議会等を活用しながら、広域的な整備のあり方を模索していきます。また、当面は、現在ある関係施設や社会資源を有効、有機的に結びつけたり、新たな社会資源を開発することにより、支援センター機能に近づけた体制を整備していきます。

専門職員による幼稚園や保育所等への訪問支援を行う保育所等訪問支援について、郡内でサービスを提供できる事業所がないことから、基幹相談支援センターや障害児通所支援事業所等と協力体制を図りながらサービス体制の構築にむけて検討します。

町内及び郡内の復興状況を考慮した場合、新たに事業所を整備することは困難な状態にあると考えられます。今後郡内町村及び相双保健福祉事務所との協議、また双葉地方地域自立支援協議会等内で協議していきます。

町においては、障がい児の個別ケースについてのケア会議については、通常のサービス担当者会議や要保護児童対策地域協議会を活用しておりますが、「子育て世代包括支援センター」をより充実・強化し、保健・医療・福祉・教育機関が連携できるような支援体制を構築します。

### (3) 障がい児福祉サービスの全体像



#### (4) 障がい児福祉サービスの見込み量と確保策

それぞれのサービス内容は次の通りです。

サービス名	内容
児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。
医療型児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などに加え、治療を行います。
放課後等デイサービス	放課後や学校休業日に、生活能力の向上のための訓練や、社会との交流の促進などの支援を行います。
保育所等訪問支援	保育所等を訪問し、障がい児及び保育所などのスタッフに対し、障がい児が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達支援	障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識や技能の付与等の支援を行います。
障害児相談支援	障がい児福祉サービスを利用する児童に、障がい児支援利用計画案を作成するとともに、定期的にサービスの利用状況を検証します。

(第2期計画は上段：計画／下段：実績(年間)、第3期計画は見込み(1月当たり))

		第2期計画			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	人日分	29	27	60	40	48	60
	人分	7	8	15	10	12	15
医療型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人日分	115	135	222	135	153	180
	人分	13	14	22	15	17	20
保育所等訪問支援	人日分	0	0	3	3	3	4
	人分	0	0	3	3	3	4
居宅訪問型児童発達支援	人日分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
福祉型障害児入所施設	人分	0	0	0	0	0	0
医療型障害児入所施設	人分	0	0	0	0	0	0
障害児相談支援	人分	6	5	26	8	9	10
医療的ケア児調整コーディネーター配置人数	人	0	0	1	0	0	0

		第2期計画			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
保育所の利用を必要とする障がい児数	人日分	0	0	0	0	0	0
	人分	0	0	0	0	0	0
認定こども園の利用を必要とする障がい児数	人日分	56	60	46	72	84	96
	人分	5	5	2	6	7	8
放課後児童健全育成事業を必要とする障がい児数	人日分	0	4	8	0	0	0
	人分	0	3	2	0	0	0
短期入所(医療型) ※児童のみ	人日分	0	0	3	0	0	0
	人分	0	0	1	0	0	0
短期入所(福祉型) ※児童のみ	人日分	0	0	10	0	0	0
	人分	0	0	5	0	0	0

#### 【障がい児福祉サービスの確保策】

児童発達支援：サービス事業所不足やマンパワーの不足により、利用が難しいケースも予想されますが、相談のニーズは高いことから増加を見込みました。各事業所の状況を把握しながら、一層のサービス提供の整備、充実を図るよう努めます。

医療型児童発達支援：実績はありませんが、今後の利用相談を見込んで設定しました。

放課後等デイサービス：高等部卒業となる利用者と現在の実績及び今後の就学状況を踏まえて設定しました。

保育所等訪問支援：実績は少ない状況ですが、こども園等との連携強化から、今後の利用相談を見込んで設定しました。こども園・教育機関・事業所等と連携しながら、サービスを利用しやすい体制整備に努めます。

居宅訪問型児童発達支援地：地域における重度の障がい児の動向を勘案し、設定しました。

サービスの周知とともに、支援が必要な重症心身障がい児等の適切な把握に努めます。

障害児相談支援：児童発達支援及び放課後等デイサービスの利用増加、子どものセルフプラン率の減少を目標としていることから、増加傾向として見込みました。

#### 【その他】

		第2期計画			第3期計画		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
発達障害児者地域生活支援モデル事業	有無	無	無	無	無	無	無
医療的ケア児等総合支援事業	有無	無	無	無	無	無	無
発達障害児者及び家族等支援事業	有無	無	無	無	無	無	無



# 資料編

---



# 資料編

## 檜葉町障害者福祉計画策定委員会設置要綱

(平成 26 年 9 月 1 日訓令第 29 号)

改正 令和 2 年 7 月 31 日訓令第 34 号

令和 5 年 4 月 1 日訓令第 39 号

(設置)

第 1 条 障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 9 条第 3 項に定める市町村障害者計画及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 88 条に定める市町村障害福祉計画及び児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 33 条の 20 に定める市町村障害児福祉計画（以下これらを「計画」という。）の策定にあたり、檜葉町障害者福祉計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 策定委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画策定に関すること。
- (2) その他計画の策定に必要な事項に関すること。

(構成)

第 3 条 策定委員会は、委員 15 名以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する者をもって構成する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体の代表
- (3) 医療・産業関係機関が推薦する者
- (4) 障害者支援機関が推薦する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員長及び副委員長)

第 4 条 策定委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 策定委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

- 2 策定委員会は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 策定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

(庶務)

第 6 条 策定委員会の庶務は、保健福祉課において処理する。

(謝金)

第 7 条 委員には、予算の範囲内で謝金を支払うものとする。

(任期)

第 8 条 委員の任期は、3 年として再任を妨げない。ただし、補欠による委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委任)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 7 月 31 日訓令第 34 号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和 5 年 4 月 1 日訓令第 39 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

# 檜葉町障害者福祉計画策定委員会委員名簿

## 檜葉町障害者福祉計画策定委員会 委員名簿

任期 令和5年8月1日～令和8年3月31日

	氏名	所属	職名
1	根本 ゆかり	一般社団法人 8色 基幹相談支援センターふたば	相談支援専門員 (障がい者福祉計画策定 委員会副委員長)
2	林 雄一	社会福祉法人 福島県福祉事業協会 相談支援双葉事業所	管理者兼 主任相談支援専門員 (障がい者福祉計画策定 委員会委員長)
3	山本 博幸	相双障害者就業・生活支援センター	主任就業支援担当者
4	松本 善孝	社会福祉法人 希望の杜福祉会 ふたばの里	管理者
5	赤坂 剛	福島県立富岡支援学校	校長
6	増子 玲子		保護者代表
7	水野 敬貴 <sup>トシキ</sup>	医療法人社団 養高会 高野病院	精神保健福祉士
8	東海林 広尚	福島県相双保健福祉事務所 健康福祉部保健福祉課 障がい者支援チーム	専門社会福祉主事
9	渡邊 正道	檜葉町社会福祉協議会 地域包括支援センター	社会福祉士
10	緒方 夏希	檜葉町こども課	副主任保健師
	池田 昌弘	特定NPO法人 全国コミュニティライフ サポートセンター	理事長 (障がい者福祉計画策定 オブザーバー)

### 事務局（保健福祉課）

職名	氏名
保健福祉課長	山内 日出夫
保健福祉課長補佐	藤田 恭啓
社会福祉係長	松本 昌弘
会計年度任用職員	西山 未央

## 檜葉町第3期障がい者計画等の策定経過

	開催日	会議名等	内容
1	令和5年8月15日 ～9月5日	アンケート調査実施	・障がい者計画等策定に向けたアンケート調査
2	令和5年8月30日	第1回檜葉町障害者福祉計画策定委員会	≪全体会≫ ・委嘱状交付 ・町の福祉計画等の策定状況と地域福祉計画について ・計画策定のスケジュールについて ・計画の理念について ≪各委員会≫ ・計画の基本指針と概要の説明 ・前回計画の評価説明 ・それぞれの立場から普段感じていること
3	令和5年9月26日	第2回檜葉町障害者福祉計画策定委員会	・第1回策定委員会のふりかえり ・地域共生ケア会議・事業所ヒアリング・アンケートから見える課題の整理 ・計画の体系と基本目標について ・檜葉町にあると良いものや展望について
4	令和5年10月25日	第3回檜葉町障害者福祉計画策定委員会	≪全体会≫ ・第2回策定委員会のふりかえり ・障がい福祉計画及び高齢者福祉計画共通の課題について ・計画の体系図の確認について ・施策のイメージについて(事例の報告) ≪各委員会≫ ・施策の考え方と基本施策について
5	令和5年11月22日	第4回檜葉町障害者福祉計画策定委員会	・檜葉町第3期障がい者計画・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画素案について
6	令和6年1月15日 ～1月28日	意見公募(パブリックコメント)	・町ホームページへの「檜葉町第3期障がい者計画・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画(案)」掲載
7	令和6年2月9日	第5回檜葉町障害者福祉計画策定委員会(最終)	・檜葉町第3期障がい者計画・第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画素案について



檜葉町第3期障がい者計画・  
第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画

檜葉町 保健福祉課

〒979-0696

福島県双葉郡檜葉町大字北田字鐘突堂5番地の6

電話 0240-25-2111





檜 葉 町